

平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会

予 算 特 別 委 員 会 会 議 概 要

委 員 長 木 下 靖

副 委 員 長 村 川 みどり

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	2
○欠席委員	2
○説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局出席職員の職氏名	3

1 日目 平成 29 年 12 月 18 日(月)

開会	4
開議・審査方法	4
○渋谷勲委員（自民清風会）	5
要望	5
1 高齢者福祉の今後の取組について	5
答弁 能代谷潤治福祉部長	5
2 青森市清掃工場について	6
答弁 小松文雄環境部長	6
意見・再質疑	8
答弁 環境部長	8
要望	8
3 青森市りんごセンターについて	8
答弁 金澤保農林水産部長	9
意見・要望	9
4 青森県総合運動公園陸上競技場について	10
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	10
意見・再質疑	10
答弁 教育委員会事務局教育部長	12
5 八甲田牛子牛生産事業の委託について	13
答弁 金澤保農林水産部長	13
再質疑	13
答弁 農林水産部長	13
要望・再質疑	14
答弁 農林水産部長	15
要望	15
6 地域活動環境改善事業について	15
答弁 横内修市民政策部理事	16

再質疑	16
答弁 横内市民政策部理事	16
再質疑	17
答弁 横内市民政策部理事	17
要望	17
○奈良岡隆委員（新政無所属の会）	17
1 除排雪について	17
答弁 八戸認都市整備部理事	18
再質疑	18
答弁 都市整備部理事	18
再質疑	18
答弁 都市整備部理事	19
要望	19
2 青森駅自由通路について	19
答弁 大楯寛之都市整備部長	19
再質疑	19
答弁 都市整備部長	19
再質疑	19
答弁 都市整備部長	20
再質疑	20
答弁 都市整備部長	20
再質疑	20
答弁 都市整備部長	20
要望	20
3 アウガについて	20
答弁 鈴木裕司総務部長	21
再質疑	21
答弁 総務部長	21
再質疑	21
答弁 堀内隆博経済部長	21
再質疑	21
答弁 総務部長	21
再質疑	22
答弁 総務部長	22
再質疑	22
答弁 総務部長	22
再質疑	22

答弁 総務部長	22
再質疑	22
答弁 総務部長	23
再質疑	23
答弁 総務部長	23
再質疑	23
答弁 総務部長	23
再質疑	23
答弁 総務部長	23
再質疑	23
答弁 総務部長	24
要望	24
堀内隆博経済部長からの発言の申し出について	24
○山脇智委員（日本共産党）	24
1 駅前庁舎とアウガ地下について	24
答弁 鈴木裕司総務部長	24
再質疑	25
答弁 総務部長	25
意見・再質疑	25
答弁 総務部長	25
再質疑	25
答弁 総務部長	26
意見・再質疑	26
答弁 総務部長	26
意見・再質疑	27
答弁 総務部長	27
再質疑	28
答弁 総務部長	28
意見・再質疑	28
答弁 総務部長	28
意見	29
休憩	29
再開	29
○竹山美虎委員（市民クラブ）	29
意見	30
1 立地適正化について	30
答弁 大櫛寛之都市整備部長	30

再質疑	30
答弁 都市整備部長	30
再質疑	31
答弁 都市整備部長	31
再質疑	31
答弁 都市整備部長	31
再質疑	31
答弁 都市整備部長	31
再質疑	32
答弁 都市整備部長	32
要望	32
2 中小企業者支援について	32
答弁 堀内隆博経済部長	32
要望・再質疑	33
答弁 福井正樹市民政策部長	33
再質疑	34
答弁 市民政策部長	34
再質疑	34
答弁 市民政策部長	34
再質疑	35
答弁 市民政策部長	35
意見・要望	35
3 新市庁舎について	36
答弁 加藤文男総務部理事	36
再質疑	36
答弁 鈴木裕司総務部長	36
要望	36
○軽米智雅子委員（公明党）	36
1 運転免許証自主返納事業について	36
答弁 井上享市民生活部長	37
意見・要望	37
2 転入者への情報提供について	38
答弁 井上享市民生活部長	38
要望	39
○斎藤憲雄委員（社民党）	39
1 アウガについて	39
答弁 鈴木裕司総務部長	39

再質疑	40
答弁 総務部長	40
再質疑	40
答弁 総務部長	41
再質疑	41
答弁 総務部長	41
要望・再質疑	41
答弁 総務部長	42
要望・再質疑	42
答弁 総務部長	42
再質疑	43
答弁 総務部長	43
要望・再質疑	43
答弁 総務部長	44
意見・再質疑	44
答弁 総務部長	45
意見・要望	45
○長谷川章悦委員（自由民主党）	46
1 青森県総合運動公園陸上競技場を県から譲り受けることについて	46
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	46
再質疑	47
答弁 教育委員会事務局教育部長	47
要望	48
2 市民体育館非常用電源設備改修事業について	48
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	48
要望	48
3 組織・機構の見直しに伴う（仮）地域スポーツ課について	49
答弁 鈴木裕司総務部長	49
意見・要望	49
4 指定管理について	50
答弁 鈴木裕司総務部長	50
意見・再質疑	51
答弁 福井正樹市民政策部長	51
意見・要望・再質疑	52
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	52
要望	53
○丸野達夫委員（新政無所属の会）	53

1 小学生職業体験講座開催事業について	53
答弁 工藤裕司教育委員会事務局理事	53
要望	54
2 雪学習教室について	54
答弁 八戸認都市整備部理事	54
要望	55
3 可燃ごみの排出状況について	55
答弁 小松文雄環境部長	55
要望	56
休憩	56
再開	56
井上享市民生活部長からの発言の申し出について	56
○天内慎也委員（日本共産党）	57
1 浪岡地区の除雪車の出動基準について	57
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	57
要望	57
2 消防団について	58
答弁 蝦名幸悦総務部理事	58
再質疑	59
答弁 蝦名総務部理事	59
要望	60
3 老人福祉センターについて	60
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	61
再質疑	61
答弁 浪岡事務所副所長	62
要望	62
○工藤健委員（市民クラブ）	62
要望	62
1 人口減少対策について	62
答弁 井上享市民生活部長	63
再質疑	63
答弁 市民生活部長	63
再質疑	63
答弁 福井正樹市民政策部長	63
意見・再質疑	64
答弁 市民生活部長	64
意見・再質疑	64

答弁 市民生活部長	65
意見	66
2 観光のおもてなし対策について	66
答弁 坪真紀子経済部理事	66
意見・再質疑	67
答弁 経済部理事	67
再質疑	67
答弁 経済部理事	68
要望	68
○赤木長義委員（公明党）	68
要望	68
1 学校ICTについて	69
答弁 成田一二三教育長	69
再質疑	70
答弁 教育長	70
再質疑	70
答弁 教育長	71
意見・再質疑	71
答弁 教育長	71
要望	72
2 学校施設について	72
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	72
要望	72
3 市民図書館について	73
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	73
要望	73
4 急病センターについて	73
答弁 浦田浩美保健部長	73
要望・再質疑	74
答弁 保健部長	75
要望・再質疑	75
答弁 保健部長	75
要望	76
5 がん予防について	76
答弁 浦田浩美保健部長	76
意見・要望	76
6 病院事業について	77

答弁 木村文人市民病院事務局長	77
要望・再質疑	77
答弁 市民病院事務局長	77
意見・要望・再質疑	78
答弁 市民病院事務局長	78
要望・再質疑	78
答弁 市民病院事務局長	79
要望・再質疑	79
答弁 能代谷潤治福祉部長	79
要望	79
散会	80
2日目 平成29年12月19日(火)	
開議	81
○藤田誠委員（社民党）	81
意見	81
1 駅前庁舎について	82
答弁 鈴木裕司総務部長	82
要望・再質疑	82
答弁 総務部長	83
要望・再質疑	84
答弁 総務部長	84
要望・再質疑	84
答弁 総務部長	85
2 機構改革について	85
答弁 鈴木裕司総務部長	85
要望	86
○大矢保委員（自由民主党）	86
1 雲谷の高齢者健康農園について	86
答弁 舘山新福祉部理事	86
要望	87
2 新庁舎の入札について	87
答弁 鈴木裕司総務部長	88
再質疑	89
答弁 加藤文男総務部理事	89
再質疑	89
答弁 加藤総務部理事	89
鈴木裕司総務部長からの発言の申し出について	89

再質疑	89
答弁 加藤総務部理事	89
意見・再質疑	90
答弁 加藤総務部理事	90
要望・意見	91
○館山善也委員（自民清風会）	91
1 青い森セントラルパークの駐車場について	91
答弁 八戸認都市整備部理事	92
再質疑	92
答弁 大楡寛之都市整備部長	93
再質疑	93
答弁 都市整備部長	93
再質疑	93
答弁 都市整備部長	93
再質疑	93
答弁 都市整備部理事	94
要望	94
2 道路について	94
答弁 井上享市民生活部長	95
要望・再質疑	95
答弁 八戸認都市整備部理事	95
要望	96
3 機構改革について	96
答弁 鈴木裕司総務部長	96
要望	96
○藤原浩平委員（日本共産党）	97
1 いす式階段昇降機の設置について	97
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長	97
再質疑	98
答弁 教育委員会事務局教育部長	98
意見・要望・再質疑	98
答弁 教育委員会事務局教育部長	99
再質疑	100
答弁 鈴木裕司総務部長	100
再質疑	100
鈴木裕司総務部長からの発言の申し出について	100
要望	100

横山克広教育委員会事務局教育部長からの発言の申し出について……………	100
再質疑……………	101
答弁 教育委員会事務局教育部長……………	101
2 交通事業経営改善計画について……………	101
答弁 赤坂寛交通部理事……………	101
要望……………	102
3 高齢者無料乗車制度について……………	102
答弁 舘山新福祉部理事……………	102
意見……………	102
4 市営バスの非正規運転士について……………	103
答弁 赤坂寛交通部理事……………	103
再質疑……………	103
答弁 交通部理事……………	103
再質疑……………	104
答弁 交通部理事……………	104
再質疑……………	104
答弁 交通部理事……………	105
再質疑……………	105
答弁 交通部理事……………	105
意見・再質疑……………	105
答弁 交通部理事……………	106
意見……………	107
○奈良祥孝委員（市民クラブ）……………	107
1 リンクステーションホール青森のピアノ線について……………	107
2 リンクモア平安閣市民ホールの空きスペースについて……………	107
3 公園の樹木管理について……………	107
4 防犯灯及び道路照明灯の取替えについて……………	107
5 市民広聴ご意見メールについて……………	108
6 市民病院の血圧計について……………	108
答弁 横山克広教育委員会事務局教育部長……………	108
〃 八戸認都市整備部理事……………	109
〃 横内修市民政策部理事……………	110
〃 木村文人市民病院事務局長……………	110
要望・再質疑……………	110
答弁 横内市民政策部理事……………	110
要望・意見・再質疑……………	111
答弁 教育委員会事務局教育部長……………	112

意見・要望	112
休憩	112
再開	113
○小豆畑緑委員（自民清風会）	113
1 国際樹氷サミットについて	113
答弁 坪真紀子経済部理事	113
2 ふるさと納税について	114
答弁 小川徳久財務部長	114
再質疑	115
答弁 横内修市民政策部理事	115
再質疑	115
答弁 横内市民政策部理事	116
再質疑	116
答弁 横内市民政策部理事	116
再質疑	116
答弁 横内市民政策部理事	117
再質疑	117
答弁 横内市民政策部理事	117
意見	117
○中村節雄委員（新政無所属の会）	118
1 町会からの要望について	118
答弁 八戸認都市整備部理事	118
要望	118
○小倉尚裕委員（新政無所属の会）	119
1 除雪の物損事故について	119
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	119
要望	120
2 指定管理について	120
答弁 福井正樹市民政策部長	120
再質疑	120
答弁 市民政策部長	121
再質疑	121
答弁 市民政策部長	121
再質疑	121
答弁 市民政策部長	121
再質疑	121
答弁 市民政策部長	122

再質疑	122
答弁 市民政策部長	122
再質疑	122
答弁 市民政策部長	123
再質疑	123
答弁 市民政策部長	123
意見・再質疑	124
答弁 市民政策部長	125
意見・再質疑	126
答弁 市民政策部長	127
再質疑	127
答弁 市民政策部長	128
再質疑	128
答弁 市民政策部長	128
意見・再質疑	129
答弁 加藤文男総務部理事	129
再質疑	130
答弁 相馬紳一郎浪岡事務所副所長	130
再質疑	130
答弁 浪岡事務所副所長	131
意見・再質疑	131
答弁 市民政策部長	132
意見	132
採決	132
閉会	133

1 開催日時 平成 29 年 12 月 18 日（月曜日）
平成 29 年 12 月 19 日（火曜日）

2 開催場所 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 審査案件

- 議案第 160 号 平成 29 年度青森市一般会計補正予算（第 5 号）
議案第 161 号 平成 29 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 162 号 平成 29 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 2 号）
議案第 163 号 平成 29 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 164 号 平成 29 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 165 号 平成 29 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 2 号）
議案第 166 号 平成 29 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 167 号 平成 29 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 168 号 平成 29 年度青森市駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 169 号 平成 29 年度青森市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 170 号 平成 29 年度青森市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 171 号 平成 29 年度青森市自動車運送事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 172 号 平成 29 年度青森市八重菊第一財産区特別会計補正予算
（第 1 号）
議案第 173 号 平成 29 年度青森市八重菊第二財産区特別会計補正予算
（第 1 号）
議案第 174 号 平成 29 年度青森市新城財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 175 号 平成 29 年度青森市深沢第二財産区特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 176 号 平成 29 年度青森市幸畑財産区特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 210 号 平成 29 年度青森市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 211 号 平成 29 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 212 号 平成 29 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 3 号）
議案第 213 号 平成 29 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 214 号 平成 29 年度青森市卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 215 号 平成 29 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 3 号）
議案第 216 号 平成 29 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 217 号 平成 29 年度青森市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第 218 号 平成 29 年度青森市病院事業会計補正予算 (第 2 号)
議案第 219 号 平成 29 年度青森市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
議案第 220 号 平成 29 年度青森市自動車運送事業会計補正予算 (第 2 号)

○出席委員

委員長	木下 靖	委員	中村 節雄
委員	山脇 智	委員	齋藤 憲雄
委員	奈良 祥孝	委員	長谷川 章悦
委員	竹山 美虎	委員	小豆畑 緑
委員	軽米 智雅子	委員	丸野 達夫
委員	館山 善也	委員	小倉 尚裕
委員	奈良岡 隆	委員	藤原 浩平
委員	天内 慎也	委員	大矢 保
委員	藤田 誠	委員	赤木 長義
委員	工藤 健	委員	渋谷 勲
委員	木戸 喜美男	委員	花田 明仁

○欠席委員

副委員長	村川 みどり	委員	渡部 伸広
------	--------	----	-------

○説明のため出席した者の職氏名

副市長	前多正博	福祉部理事	舘山新
浪岡区長	棟方牧人	保健部長	浦田浩美
教育長	成田一二三	経済部長	堀内隆博
企業局長	中川覚	経済部理事	坪真紀子
代表監査委員	杉田浩	農林水産部長	金澤保
市民政策部長	福井正樹	都市整備部長	大櫛寛之
市民政策部理事	横内修	都市整備部理事	八戸認
市民政策部理事	舘田一弥	浪岡事務所副所長	相馬紳一郎
総務部長	鈴木裕司	市民病院事務局長	木村文人
総務部理事	加藤文男	会計管理者	小鹿継仁
総務部理事	蝦名幸悦	教育委員会事務局教育部長	横山克広
財務部長	小川徳久	教育委員会事務局理事	工藤裕司
市民生活部長	井上享	水道部長	相馬政人
環境部長	小松文雄	交通部長	多田弘仁
福祉部長	能代谷潤治	交通部理事	赤坂寛

○事務局出席職員の名

議会事務局次長	八木澤透	議事調査課主査	柴田聡
議事調査課長	齋藤賢剛	議事調査課主査	花田昌
議事調査課主査	石澤貴志	議事調査課主事	高木涉
議事調査課主査	山内克昌		

1日目 平成29年12月18日（月曜日）午前10時開会

○木下靖委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

初めに、私から御報告いたします。

村川みどり副委員長の身内に御不幸があったため、また、渡部伸広委員は体調不良のため、本日及び明日の本委員会をそれぞれ欠席するとの連絡を受けておりますので、お知らせいたします。

それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案第160号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第176号「平成29年度青森市幸畑財産区特別会計補正予算」まで及び議案第210号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第220号「平成29年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計28件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、お手元に配付いたしております審査順序表のとおり、議案第160号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第176号「平成29年度青森市幸畑財産区特別会計補正予算」まで及び議案第210号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第220号「平成29年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計28件を一括議題として審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木下靖委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、お手元に配付しております予算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、12月14日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は19人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、議案別冊のページ数及び予算の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第160号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第176号「平成29年度青森市幸畑財産区特別会計補正予算」まで及び議案第210号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第220号「平成29年度青森市自動車運

送事業会計補正予算」までの計 28 件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 まず、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）自民清風会の渋谷でございます。

今定例会、アウガについての職員のいろんな御意見等々、さまざま出ているわけでありましてけれども、強いて言えば、批判だけじゃないんですよ、副市長。何十年もこっちの旧庁舎において、もう今ごろの時期から 3 月ごろまでは寒くて寒くてしようがないとか、あるいは風邪引きも非常に多かったとか、こういう意見だってかなりあるんですよ。ただ、万般にわたって、やっぱり空気だとか、商業ビルだからしようがないにしても、その辺はやっぱり十分気をつけつつ、やっぱり職場の環境というのは、若干なりとも金がかかってもいいから何とか副市長先頭に、その辺は十分職員の中からもいろんな御意見を聞いてやっていただければなど。自民清風会会派としてひとつお願いしたいなど、こう思っております。

それでは、早速質疑に入りたいと思います。

まず第 1 点目、高齢者福祉の今後の取り組みについて、お願いをしたいと思えます。

○木下靖委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の高齢者福祉の今後の取り組みについての御質疑にお答えいたします。

高齢化の進展とともに核家族化が進み、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、本市においては、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に向け、医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実、地域包括支援センターの体制強化、介護予防の推進を重点事項として掲げ、取り組みを進めているところであります。

今後におきましては、団塊の世代が後期高齢者となる平成 37 年を見据え、高齢者が持てる能力を十分に発揮しながら、いつまでも元気に生き生きと自立した暮らしができるよう健康を維持し、病気や要介護状態とならないような予防を基本としながら、地域の支え合いや支援が必要になった場合には、医療・介護・生活支援サービスがしっかりと届けられる地域包括ケアを推進していきたいと考えているところであります。このことから、市では、平成 30 年度から平成 32 年度までを計画期間といたしました青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第 7 期計画の策定作業を進めており、現在、本計画の素案を取りまとめ、わたしの意見提案制度、いわゆるパブリックコメントを実施しているところであります。

本素案では、「地域包括ケアの取組の加速」を基本視点に掲げ、計画の柱となる 5

つの基本方向として、1つに、「健康づくりと介護予防の強化」。2つに、「保健・医療・福祉が一体となった地域包括ケアシステムの構築の加速と地域福祉の推進」。3つに、「尊厳が守られる暮らしの実現」。4つに、「安全・安心な暮らしの実現」。5つに、「介護サービスの充実」に向けた取り組みを進めることとしているところであり、中でも、健康寿命の延伸、介護予防・重度化防止及び地域での支え合いの推進について重点的に取り組んでいくこととしており、具体的には、1つには、健康講座を通じた健康に関する正しい知識の普及や、健（検）診の重要性の啓発によるがん・糖尿病対策の推進、生涯を通じて健康に過ごすための運動習慣づくりや食生活改善意識の向上。2つには、ロコモ予防体操の指導者派遣による地域ぐるみで介護予防に取り組む環境づくりや、高齢者が気軽に集まることができる集いの場づくり、地域ケア会議の開催や多職種連携による質の高い介護保険サービスの提供。3つには、地区カルテやボランティアポイント制度を活用した支え合い活動の推進や、地域支え合い推進員が地域の福祉関係者ととも開催いたします、地域支え合い会議の充実などに取り組んでいくこととしているところでもあります。

このような取り組みを通じ、高齢者がいつまでも元気に生き生きと暮らしていただけるよう、地域包括ケアの取り組みを加速させ、住みなれた家、住みなれた地域で安心して暮らしていただける、やさしいまちづくりを進めていきたいと考えているところでもあります。

以上でございます。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 福祉部長、ありがとうございました。

私、めったにこの福祉関係というのは、質疑を余りしたことがないんだけど、随分詳しく答弁するものなんですね。何となく私でも再質疑できないものですよ、これくらいしゃべっていただければ。

ということで、この項は終わりたいと思います。

次、清掃管理課。

私から言うまでもなく、新清掃工場、いろいろ今日まで問題もかなり多かったわけですよ。ブルーシートで囲ってかなり——熊沢だったか、処分場に捨てるだとか、さまざまやったよね。ということは——我々、ことし会派でもって根室市、網走市、釧路市もだな、余市町だとか——小樽市は行かなかったか。さまざまやったんですよ、ごみを中心として。ただ1カ所、三菱重工があった。そこは余り問題はなかったんだけど、ただうちほうは車でいけば新車なわけですよ。にもかかわらず、ごみを入れる窓口が今現在もとまっている状態でしょう。そういうことを鑑みて、ひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 おはようございます。渋谷委員の青森市清掃工場についての御質疑にお答えいたします。

青森市清掃工場は、平成 27 年 4 月に供用を開始してから、今年度で 3 年目を迎えたところでもあります。供用開始直後の平成 27 年度においては、運営事業者によるごみの焼却で生じた灰の熔融状態の調整等、適切なオペレーション技術が十分ではなかったことなどにより、12 月から翌年 4 月にかけて、焼却炉内での多量の灰の付着や熔融スラグが詰まるなどのふぐあいのため、計画外停止が発生いたしました。また、このことに伴い、ごみの搬入量に対して焼却処理が追いつかず、ごみピット内に貯留しきれなかった可燃ごみについて、緊急避難としてやむを得ず隣接する一般廃棄物最終処分場に搬入し、仮置きをしたところでもあります。この仮置きしたごみにつきましては、その後、運営事業者の責任と費用負担により、平成 28 年 6 月から 9 月にかけて、市内の民間処理施設において全量を処理いたしました。

このような焼却炉のふぐあいの発生を防止するため、平成 28 年度において、1 つには、スラグの熔融状態の調整をより速やかに行うための砂の投入設備の機械化。2 つには、炉内の燃焼ガスの旋回力の向上を図るための燃焼ガス吹き込み口径の縮小。3 つには、炉内温度を一時的に高温化し、炉内に固着したスラグを熔融するための燃焼空気中への高濃度酸素供給口の設置。以上 3 点の設備改善対策を実施したところでもあります。加えて、適切なオペレーション技術の向上もあり、その後は現在に至るまで大きな問題もなく順調に焼却運転を行っております。

次に、可燃ごみの投入口についてであります。パッカー車用ごみ投入口は 6 カ所あり、現在 2 カ所稼働している状況ですが、ごみ搬入時におきましては、利用者に支障が発生しないよう努めております。投入口を全て稼働できない理由につきましては、これまでの計画外停止の結果として、現在もごみピット内に大量のごみを貯留している状況であり、施設が順調に稼働していても、なかなか減らしていくことができないことにあります。

このようなことから、ピット内に貯留しているごみを減らしていくためには、現在取り組んでいるごみの減量化を、より一層進めていく必要があるものと考えております。これまでのところ、指定ごみ袋制度の導入、その他プラスチックの収集回数拡充、青森市清掃工場でのリサイクルできる古紙類の搬入制限の強化など、分別による資源化を促進することなどにより、青森地区の可燃ごみは着実に減量化してきております。具体的には、平成 27 年度については、減量目標 2600 トンに対し、減量実績が 3370 トン。平成 28 年度につきましては、減量目標 4200 トンに対し、減量実績が 5732 トン。平成 29 年度については、減量目標の 1200 トンに対し、9 月までの半年間の減量実績が 602 トンとなっており、半分の 600 トンを上回っておりますことから、順調に推移しているものと考えております。

市といたしましては、今後とも清掃工場の利用者に御迷惑をおかけしないよう、引き続き、適切な焼却運転を継続していくことはもとより、施設の能力をフルに発揮していくとともに、あわせてごみの減量化・資源化を進めていくことにより、ごみピット内のごみ量を減らしていくように努めてまいります。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 環境部長、これまでのいろんな委員の方々の答弁も若干、今考えて、確かにこの減量化そのものは、かなりの力の入れようがここ何年かの間に——これは私、確実に実っていると思う。当初の計画は——黒石地区清掃施設組合にこれまでは、旧浪岡町はずっと役場時代からお世話をいただいたと。この新清掃工場をつくることよっての稼働率だとかいろいろな面で、一度は黒石地区清掃施設組合に断った経緯もありますよね。それで再度、また頭を下げ現在に至っていると。可燃ごみの入り口、いまだかつてまだ——2つですか、3つですか、閉じたまんまでしょう。これとておかしいんですよ。ただ、前市長が自分なりに、人口減とともにこの工場を縮小した。これすらも大分間違ったわけですよね。間違ったと思う。しかしながら今、環境部長の答弁によれば、確かにこの減量化あるいはプラスチック、これは私も十分理解はするけれども、やっぱり当初の、初期の目的であるこの清掃工場、浪岡をひっくるめて一本化だということはまだまだほど遠いわけでしょう。

このことについて、環境部長、答弁いいですか。自分自身が今後どうしたらクリアできるのかと言えはちょっと答弁も大変だと思うけれども、部長なりの考えを述べていただきたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 再質疑にお答えいたします。

部長なりにということでの御質疑でありましたので、今までもごみの減量化につきましては、さまざまな施策を行ってまいりました。先ほども答弁しましたが、着実に減量化ということで減ってきております。あともう少しで目標まで達成できる予定であります。今までもお気を引き締めて、ごみの減量化——まあ、今年度は生ごみの減量化ということを中心に大きな目標として掲げて運動しております。この運動はもとより、いろいろな施策を今まで以上に気を引き締めて行ってまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 やっぱりこれくらいしかしゃべられないでしょうね。そうですね。おのずと、課なりにあるいは部なりにそれなりに検討はしていただいても、このごみというのは本当に難しいと思うよ。ただ、あれは葛西清掃管理課長だったか、あれも大した男ですよ。そこで私に豪語するんだもの、任せておけと。あれは3年くらい前だったか、2年くらい前だったか。でも、この数字を見れば確実に、私は理にかなうものと思っているし、今以上にやっぱり環境部長が答弁したように、できる限り初期の目的を達せられるように、ひとつ今後とも努力をしていただきたいと思います。以上です。

次、青森市りんごセンター。

今年度の取り組み、そしてこれまでの入庫実績について答弁をお願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の青森市りんごセンターについての御質疑にお答えいたします。

青森市りんごセンターの入庫率向上に向けた取り組みにつきましては、平成 27 年度は、指定管理者である青森農業協同組合と連携し、新聞への折り込み広告による P R や渋谷委員からも御提案をいただいた市内のリンゴ移出業者への呼びかけなどを行ったほか、平成 28 年度では、これらに加えて市外のリンゴ移出業者への呼びかけを行っており、今年度におきましても昨年度と同様の取り組みにより利用促進に努めております。

青森市りんごセンターの入庫実績につきましては、平成 27 年度では、入庫数 12 万 8393 箱、入庫率は約 64% でありましたが、平成 28 年度では、利用促進対策の強化により入庫数 16 万 601 箱で、入庫率は約 80% と大幅に向上しております。今年度におきましても、新規に 5 者から利用していただくなど入庫状況は良好に推移しており、平成 29 年 12 月 14 日現在、入庫数 16 万 5105 箱、入庫率は約 83% で、現時点で昨年度実績を 3 ポイント上回る状況となっております。

以上でございます。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 副市長、これは 1300 万円前後、ずっと赤字だったんです。普通の会社であればもう倒産しているんです。これは 20 万箱ですよ、農林水産部長。（「はい」と呼ぶ者あり）大体この数字見ても——ちょっとお口悪いですよ、いつも悪くないんだけど。——ちょっと悪いけども、青森農業協同組合は 10 万箱しかないんですよ。そうでしょう農林水産部長、ずっとこう見てみれば。そして市との取り決め、交わし方、大分、市全体として違うわけですよ。旧態の施設を利用しつつ今現在もやっているわけでしょう。これも全部使っていたら、こういう赤字額は出なかったと私は思いますよ。

そこで、農林水産部長にも提案したとおり、株式会社津軽りんご市場だとか、あるいは本体の弘果弘前中央青果株式会社に私もちょっと聞いてみて力を尽くしたけれども、でも今現在の実績を見れば、16 万箱、83%。私は大したもんだと思いますよ。これを契機に、やっぱりまだまだ——もうちょっと入るわけでしょう、あと 4 万箱ぐらい。部屋そのものは私どうなっているのかちょっとわからないけれども、ましてや 460 万円くらい黒字と言いましたよね。初めてですよ、市の施設として。私は何もそんなに黒字を出せというわけではないんです。余りにも当初の J A 青森との取り決めが優柔不断だから、長年にわたってこの質疑をやらせていただいたんです。ましてや農林水産部長もわかっているとおり、前政権そのものは何とか頼むと。頼むと言ったので、今度、中央卸売市場のゴボウまで手がけようと私はしたんですよ。これは可能だったんです。でもこれが、趣旨の目的がガス冷としてそぐわなかったわけですよ。そういうことで、いろいろ部なり課なりと担当者と模索して今日に至った。やっぱりこれは、これから糧として、やっぱり浪岡のリンゴづく

りの農家だとか、あるいは組合だとかさまざまあるでしょう。大いに利活用しながら、あるいは対話をしながら何とかやっぱり浪岡のこのリンゴ農家を守っていただくように、今後とも強く要望させていただきたいと思います。でもこの数字に絶対おごることなく、やっぱりその都度その都度、農林水産部長からいろんなこれまでの経緯をおっしゃりながら、やっていただければと思っております。

以上です。

今度、教育委員会です。

県総合運動公園陸上競技場について、市の施設として御活用する考えはないのかどうか、その辺答弁お願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）渋谷委員の青森県総合運動公園陸上競技場の活用についての御質疑にお答えいたします。

青森県では現在、新青森県総合運動公園に新たな陸上競技場を建設しておりますが、県に整備スケジュールを確認したところ、平成30年度内の完成、平成31年度からの供用を予定しているとのことであります。また、県では、新たな陸上競技場の供用を見据え、現在の青森県総合運動公園陸上競技場については、本市や関係機関などの意見を聞きながら、今後のあり方を検討していく考えであるとのことであります。

当該陸上競技場を本市の施設として活用するかどうかについては、築50年以上が経過した施設であるということもあり、今後、県と意見交換を行いながら、慎重に検討を行っていくこととしております。

以上でございます。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁ありがとうございました。

教育委員会事務局教育部長、私いつもあなたにもしゃべっているとおり、市のスポーツというのは、ほとんどが津軽の言葉で言えば県さおんぶであったでしょう。ましてや、今の浪打の市民体育館を見なさい。私だけじゃなくして、新しい体育館の要望というのは常々出ていましたよね。それが今こういう状態になったでしょう。ましてや国体でしょう。やるといっても市でもって呼び込めるものは何がありますか。例えば、前々政権が建てた——あそこ何と言うんですか、浪打の。カーリングから何から、半端でだめだと言うんですよ、面積から何から。これは私が言っているんじゃないんですよ、そういうスポーツ団体、関係の方々が。だかられっきとして、八戸市のスケート場みたいに国際化だとかできるような施設は、やっぱりこれから幾ら財布がちょっと貧乏でも、これくらいは私はやっていかなければならないと思います。私も結構、市民体育館はいろんな意味で行かせていただいているけれども、今ああいうような体育館というのはないですよ。寒いし。今回、床をあれ、

やるのかな。まして私が、これまでいろいろおっしゃている——今、県でもアスリート、この前の質問の中で40人くらいいるわけでしょう。うちほうだってやればできるんだから、そうでしょう。文化だとか——この間、文教経済常任委員会で教育委員会事務局教育部長とちょっとやったけれども、スポーツだとか専門分野の管理がある程度そこにできつつあるんですから。ただそういう、例えば監督でもコーチでも部長でも何でも、指導できる方々を順繰り順繰り入れていけばいいわけでしょう。まして市内には、当時8館構想と言って、これも口ぐせのようにいつも言っているけれども、夢ある子どもたちのためには使用できる施設だって体育館だって、小さいけれども地域地域にあるわけでしょう。ただ、さあつくれた、いろんな団体が借りるのはいいよ。借りるのはいいけれども、このアスリートを今後は2人でも3人でもいいんです。今現在、じゃあ文化スポーツ振興公社に指導できる方々はほとんどいないでしょう。私は何でこういうことをいつも言うかといえば、今黙っていても青森市の人口だって、全国的にもかなり青森県は——いい意味ではないんです、悪い意味で減っていくわけでしょう。もう今からこの人口減少というのは、歯どめをかけるためには、教育委員会だけではないけれども、小さいことからやっていかなければ。今、浪岡だってそうでしょう。小倉委員がいつも言うように、バドミントンがちょっと盛んなものだから、子どもたちも来ているとかそういうことも聞きます。底辺ではあるけれども、幾ら忙しい教育委員会でも、その辺は徐々に徐々にやればいいと思います。ましてや、今回の文教経済常任委員会でもミズノ、角弘。恐らくやミズノというのは、ある程度日本でもって戦っているそういう著名な方々を青森に呼んでいただける、こういうことで、私は角弘とのパイプもできたと思うんだけど、これはこれでいいんだけど、教育委員会自身もこれをやらせてみてください、私評価しますよ。評価するけれども、一旦呼んであと何ありますか。ないわけでしょう。うちの娘、孫を見ていれば、県まで行っているんですよ、あの宮田の新青森県総合運動公園。それも親が連れて行って。やっぱり親として子どもにかける夢というのは、私はすばらしいものがあると思います。勉強だけじゃないと思いますよ。こういう自分の子どもたちにいろいろスポーツの面でも、いろんな面でもやらせるというのは。今の市の教育委員会を見ていけば、教育委員会事務局教育部長、余り聞こえないです。ましてや父兄からも聞こえないです。確かに教育委員会事務局教育部長の答弁は、これまでいろんな行事だとかいろんなことをやっている。これは私も理解する。でも、これをやることによって、子どもたちも大分変わってきたとか、私はこれが大事だと思います。

先般の三村県知事の記者発表、あれもいいじゃないですか。例えば国体ひとつにしてみても、これまでは、各県その都度その都度1位だとか2位だとか優勝した方々を自分たちの県に招くとか、もうこういうことはだめなんです。私、三村県知事の記者発表というのはすばらしいと思いますよ、そういう点から行って。だから、ここである程度育てあげてやるのも、これからは教育の一環として、教育委員会とし

てやるべき姿の一環だとも私は思います。これは大事ですよ。ましてや今、7つか8つの――6つか、体育館だって閉ざされて、余り使っていないわけでしょう。まして金浜のあのいい校舎も、もうちょっと利活用があるわけでしょう、体育館だって。まだまだ青森市には、これまで培われたそういう施設も若干なりとも私はあると思います。その点は何とか副市長、市長にお願いしつつ、底辺からでもいいからこの人口の減少の一端を担うような、会社で言えば企業努力です。これは私は是が非でもそろそろやるべきだと思ひ、この安田の青森県総合運動公園陸上競技場、どういふ話になるかわからないけれども、これらも話次第では私はいいと思います、幾らか金はかかっても。田舎に行けばみんなあるじゃないですか。例えば黒石市でも、あの中泊町でもいろんな競技場だとか何か結構立派なものがあるじゃないですか、陸上部ひとつにしてでも。そこからいろんな夢のある子どもたちも育っているんです。確かに青森市も30万人もいるから、そういう面では青森山田高等学校初め、いろんな方々は育っているけれども、市としての惜しみない協力というのは、私は大分劣っていると思います。

そこで、教育委員会事務局教育部長、これらについての自分の思惑、安田の青森県総合運動公園陸上競技場を含めた思惑を述べていただきたい。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、渋谷委員からお話がありましたことをまとめますと、スポーツを通じて子どもたちを育てあげるとともに、やはり地域の活性化、人口減少等の歯どめの一因にもなるんじゃないかということと、あとは施設関係のお話でありました。

やはりスポーツの持つ子どもたちに与える影響、非常に有意義なものがありますので、私どももスポーツを通じて子どもたちを育ていくということには変わりありません。ただ、施設関係につきましてはいろんな経費等もかかりますので、市長も一般質問等で御答弁しましたとおり、地域のいろんなスポーツの宝を磨き上げながら、地域のスポーツの促進をしていくということで、戦略的な考えを持ちながら今現在検討しているところであります。

そういう意味で、間もなく今後当初予算も出てきますし、そういう意味ではある一定のお答えを出さなければいけない時期が来ているのかなと思っておりますけれども、そういうのも含めまして、議員の皆様方の要望も含めて今現在検討しているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 教育委員会事務局教育部長、ありがとうございます。

ふだんからこういう幾らかでも前向きな答弁をしてくれれば、すごくいい人なんですよ、教育委員会事務局教育部長も。かたくなに何だかんだと言うのでうまくないんですよ。今、私が言ったミズノだってそうでしょう。反対ではないんです、私。

二、三分前までは。ああいう答弁するから反対になってしまうんですよ。だから、小倉委員のこれから花岡荘もあると思うんで。（「一緒にしないで」と呼ぶ者あり）

まず、これまで質疑させていただいた八甲田牛について、委託契約に至ったこの経緯、その目的について簡単に答弁願います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 八甲田牛子牛生産事業の委託に至った経緯とその目的についての御質疑にお答えいたします。

八甲田牛子牛生産事業につきましては、平成 28 年度まで、八甲田牛のブランド化を図るため、畜産振興センターで子牛を生産し、安価に市内の畜産農家へ供給する方法により実施してまいりました。

しかしながら、当センターは開設後 50 年が経過し、施設、設備の老朽化により子牛の生産能力が低下してきたことから、今後センターにおいて安定的に子牛を生産し、畜産農家へ払い下げることが難しくなるのではないかとの考えから、これまでの払い下げ方法を見直して、畜産農家が市場から子牛を導入し、その導入費用に対して市が助成する方法で子牛を確保できないか検討してきたところであります。

そのような中、本県を含む北東北の家畜市場では、繁殖農家の減少に伴う子牛上場頭数の減少などにより、子牛市場価格が大幅に上昇する状況も見受けられ、計画どおりに市場から子牛を導入できるか危惧される状況となってきたところであります。このことから、改めて検討を重ねた結果、八甲田牛のブランド維持向上のためには、何より市内の畜産農家への安定的な子牛供給が必要であるため、市内において一定程度の八甲田牛の子牛確保が可能となり、加えて市内での繁殖農家の育成も図られる方法として、老朽化や機能低下など課題はありますが、平成 29 年度から畜産振興センターの施設及び市が保有する八甲田牛の親牛を可能な限り活用して、外部委託により子牛生産事業を行うこととしたものであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 2 つ目、受託者が金子ファームになった経緯について示していただきたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。受託者が金子ファームになった経緯についてという質疑でありました。

八甲田牛子牛生産業務委託の発注に当たりましては、市が所有する施設及び親牛を活用して子牛を生産するため、施設や牛及び草地等の管理ができること。家畜人工授精師免許の資格者を有していること。過去 5 年以内に 2 年以上継続して繁殖牛を使用した子牛生産実務の経験があることを条件として、子牛生産業務の対応が可能かどうか市の登録業者に照会したところ、実施可能と回答があったのは有限会社金子ファーム 1 者のみでありました。

このことを踏まえて、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、契約の性質又は目的が競争入札に適しないときに該当するものと認め、随意契約の方法で契約を締結することとし、青森市入札参加業者等指名委員会の審査を経て、見積もり合わせを実施し、有限会社金子ファームより予定価格内での見積書の提出があったことから、平成29年3月16日付で八甲田牛子牛生産業務委託について同者と契約を締結したものであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとうございます。

農林水産部長、私が覚えている範囲では、確かにこの八甲田牛、このブランド化というのはできないんです。全国のブランドを大体こう見てみれば、月に大体四、五十頭ぐらいは出荷しなければブランドと言えないんだそうですね。だからこれまでの市政万般にわたっては、八甲田牛はいいけれども——八甲田で実際育っているんだから、これはいいけれども、ブランドとしてはずっと成り立つわけがないとよく聞いたものです。ただ、いいことにこの有限会社金子ファームは、恐らくや県内でもトップクラスの畜産企業、団体だと思うんです。だから私、この利活用というのは大変いいと思うし、できればあそこをもうちょっと短角牛でも何でも多様な牛を育てていただいて、これが私がいつも言うように、中学校でも、あるいは大人でもいいんです、小学校でもいいんです。そういった見れるような場所というのは、だんだん北海道以外にはこの辺は余りないわけでしょう、前沢牛はあるけれども。そういうことで、やっぱり今回の受託者の有限会社金子ファーム、これは私も個人的にも大いに期待はしたいなと思っています。今現在、この八甲田牛を売っているところといってもほとんどないでしょう。生協ぐらいかな、このネームで売っているというのは。やっぱり寂しいもんですよ。あと我々食べるといったって、年に1回、これから今注文とるんでしょう、八甲田牛。あれは本当に八甲田牛を食わせているんですか、我々に。まあ、八甲田牛だと思って食っているけれども。（「詐欺になってしまうよ」と呼ぶ者あり）

そういうことで、これは大いに——決まったからといって、あと何も構わないというのではなくして、やっぱり月一ぐらいは農林水産部長も、この経営者といろいろ密に相談しながら、いろんな方を想定しながら、ひとつ学生たちにも児童たちにも、あるいは我々一般の方々にも、八甲田憩いの牧場がここにあると。こういうことで、徐々に徐々に市も手を加えながら、あそこはまだまだそういう開発は、私はできるものだと。強いて言えば——あの焼き肉を食わせるのは何て言うんですか。今モヤヒルズに任せているでしょう。あそこも改革できるものならもうちょっと改革して、モヤヒルズといってもできる人は一人もいないんですから。あの職員は、牛を理解している人は、私は一人もいないと思いますよ。だから、これまでは赤字で赤字でどうにもならないから、合子沢の記念公園だとかさまざまなのをやらせ

ているわけでしょう。やらせるのはいいけれども、もうちょっといろいろな意味で発言なり、改革なりしていかなければ。私が監査をやったとき、つかみでお金あげてやっていたんですよ、浅虫の道の駅はつかみです。奈良委員と私と一緒に監査やったときかなり監査の面で指摘しましたよ。それからですよ、幾らか今手直しして独自でやるようになったというのは。随分——つかみなんですよ、市役所なんですよ、これは。そういう経緯もあったから、その辺はこれから農林水産部長、いろいろ考えていただきたいと。

最後に、今後どのように畜産農家を——弱体化しておりますけれども、指導していくのかお示し願います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○金澤保農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。今後どのように畜産農家を指導していくのかという質疑だったと思います。

畜産農家の指導につきましては、平成28年度までは、合子沢の畜産振興センターに市の畜産担当職員を配置し、さまざまな指導を行ってまいりました。具体的には、肥育技術の指導のほか県と連携しながら定期的に畜産農家を巡回し、疾病予防対策や繁殖牛における分娩管理などにつきまして、助言・指導を行っております。また、八甲田牛の子牛生産と農家への払い下げ事業による経営支援のほか、青森県畜産協会と東青地区家畜衛生推進協議会に負担金を交付し、家畜伝染病の予防接種や放牧牛の病気予防の活動を支援しております。

今年度におきましては、畜産振興センターの牛舎等の施設を八甲田牛子牛生産業務委託用として使用させることに伴い、市の畜産担当職員を後潟の農業振興センターへ配置いたしました。畜産農家に対する指導・支援につきましては、昨年までと同様に適時適切に行っているところであります。また、八甲田牛子牛生産事業につきましても、受託者である有限会社金子ファームに対し、子牛生産業務が円滑に実行できるよう適時、現地に職員が出向き指導・監督に努めているところであります。

今後におきましても、八甲田牛のブランド化や畜産農家の経営安定が図られるよう、引き続き県などの関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 この子牛も、たまには松坂牛になったとか、私もさまざま聞いています。今、農林水産部長が答弁したとおり、弱体化しているこの畜産農家をできれば手助けして、あるいはいろいろな補助的なものも県ともちょっと連携しながら残していただきたいなど。これは要望させていただきたいと思います。以上。

最後に、地域活動環境改善事業について。

まず1点目。地域活動環境改善事業の内容、そして平成29年度における事業の進捗状況についてお示しを願いたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 地域活動環境改善事業の内容と事業進捗についての御質疑にお答えいたします。

地域活動環境改善事業は、「あおもり、再生。」特別枠事業の一つであり、本市の長所として、町会・町内会を核とした地域の強いつながり、意欲的な地域活動が挙げられるものの、その地域活動の拠点である地域市民館や公民館、福祉館などの施設の老朽化が進み活動の支障となっていることから、その修繕等を支援することで地域の皆様が安心して地域活動に取り組める環境をつくるもので、1年度当たり5000万円、平成32年度までの4年間で2億円の財源を確保し、今年度創設したものであります。

本事業の対象施設は、町会所有の地域市民館、公民館分館のほか、市が所有する公民館分館、福祉館、農村センター、児童館等197施設としており、対象経費は施設の修繕費、備品購入費としております。1施設当たりの限度額は、年度ごとに25万円を上限としており、平成32年度までの間で次年度以降に繰り越しての利用も可能としております。

11月末時点での対象施設の分類ごとの利用状況であります。まず、町会所有の地域市民館は111施設中28施設が活用しており、町会所有の公民館分館は18施設中3施設が、市所有の公民館分館等は19施設中7施設が、福祉館等は18施設中3施設が、農村センター等は13施設中2施設が、児童館は16施設中1施設がそれぞれ活用しており、その他施設の2施設はいずれも活用なしとなっております。全体では197施設中44施設、率にいたしますと22.3%の活用となっております。また、予算ベースでは、予算額5000万円に対し、活用額——こちらにつきましては、完了前のものもあるため一部見込額のものもありますが853万5000円、率にすると17.1%となっております。

なお、平成32年度までの間で次年度以降に繰り越して、合算して利用することも可能としているため、今後、活用率が高まり、平成32年度までに活用されるものと考えております。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 今言ったように、これは平成32年度までに地域からの要望全てに応えられるのか、その辺。

○木下靖委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 地域活動環境改善事業で地域要望に全て応えられるのかという御質疑にお答えいたします。

本事業につきましては、あらかじめ町会等の要望を取りまとめた上で制度設計したのではなく、地域の声として、集会施設の環境改善に関する御要望が多数あることから、厳しい財政環境の中ではありますが、1年度当たり5000万円、平成32年度までの4年間で2億円という財源を特別枠として確保し、各地域の裁量で、各

地域が必要としている修繕等に有効に活用していただきたいと考え、創設したものであります。

したがいまして、この事業で要望全てにお応えできるものとは考えておりませんが、この事業で実施できないような大規模な修繕等につきましては、町会所有施設であれば、従前からあります地域市民館整備事業補助金制度を活用していただくことを通じて、また、市所有施設であれば緊急度などを考慮の上、適切に対応することで、地域活動に支障を来たさないよう環境改善を図ってまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 今、横内市民政策部理事の答弁だと 197 施設、それで 22%、44 施設ですか。

これはどうなのですか、ある程度各町会長あたりはみんな知っている制度なのですか、その辺ちょっと。周知徹底について。

○木下靖委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 再度の質疑にお答えいたします。

制度の周知につきましては、市内各地で行っておりますあおもりタウンミーティングの際に、あおもりタウンミーティング終了後に対象の施設を持っている町会長さんに残っていただいて、制度の周知をしております。

先ほど 197 施設のうちまだ 44 施設ということではありますが、今、各町会長さんに確認をしております。それで、現在使われていないその理由といたしましては、今年度はまだ初年度ということもあって、4 年間で 100 万円ということ、何にどうやって使おうかということ、今、まさしく町会の中で議論しているというのがありますし、あとは繰り越しをして利用できるということで、来年度以降、まとまったお金で活用しようというところが多々あるようであります。

○木下靖委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとう。

やっぱり連合町会長だとか町会だとか窓口もあるもので、その辺についての周知徹底ですね。やっぱりこの利活用、私は結構あると思います。例えば各町会にある福祉館だとか、あるいは公民館だとか——旧公民館ですね。大分古いそういう施設だってまだまだありますよね。その辺、今、横内市民政策部理事が答弁したとおり、いろいろ模索しながら周知徹底に努めていただきたいなと思っております。

以上で私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、奈良岡隆委員。

○奈良岡隆委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新政無所属の会、奈良岡隆です。

それでは、8 款土木費 2 項道路橋梁費 2 目道路維持費、除排雪についてお伺いし

ます。きょうも、随分雪が降りましたけれども、現地点において今冬は昨シーズンに比べて降雪量が多くなっていると思いますが、除排雪の実施状況をお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良岡委員の除排雪の実施状況についての御質疑にお答えいたします。

今冬は、昨冬に比べまして雪の降り始めが早く、11月21日時点においては積雪37センチメートルを記録したところであります。これまでの累計降雪量につきましては、きょう12月18日の午前9時時点で190センチメートルと、昨冬の日時点での125センチメートルと比較しますと、65センチメートル多くなっている状況でありまして、最新積雪におきましても、けさ8時には45センチメートルと今シーズン最高となっている状況であります。

除排雪につきましては、降・積雪状況や道路状況等に応じまして実施しており、今冬におきましては、バス路線などの幹線の除雪実施回数はおおむね2回と、昨冬の日時点と比較いたしますと1回程度多くなっている状況であります。また、幹線と幹線を結ぶ補助幹線の除排雪回数、生活道路であります全面委託工区の除排雪実施回数は、昨冬と同等でおおむね1回となっている状況であります。

今後におきましても、パトロールを小まめに実施いたしますほか、地域住民などからの情報提供によりまして、道路状況の把握に努め、除排雪事業者、地域住民、また国、県など関係機関と連携し、丁寧な除排雪に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ありがとうございます。

ということは、工区の関係は出動指令は1回あったということだと思いましたがけれども、その1回の出動指令に対して、その日に対応できなかった工区はあったのかどうか、お知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 12月に入りましてから、12月の6日、7日、8日、9日にまとまった雪が降っている状況でありました。12月6日から幹線、補助幹線をまずは指令を出しております。その上で、工区のほうも指示を出しておりましたので、実際に工区が全て同日に入れたかということ、1日、2日おくれて入っている工区もあると認識しているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、出動指令が出てからおくれて入った工区もあるということですが、それはどういう理由でそうなったのかは聞き取りしてあります。

しょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度のお尋ねにお答えをいたします。

1つの業者が幹線、補助幹線の工区と路線、あるいは、そのほかに複数の工区を持っているという状況もありますので、そういった業者はまずはその幹線、補助幹線のほうに全力を尽くすといえますか、その後で1日ぐらいおくれた後で、工区のほうに入るといった状況があるかと考えているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 あと3カ月半ぐらいありますから、しっかり指導のほうをして。住民にとっては、補助幹線もやっているから、工区もやっているからおくれるというのは全くもって関係ない話ですから、そのところはちゃんと地域差が出ないように指導していただきたいと思います。あと3カ月半、これから大変でしょうけれども頑張ってくださいと思います。ありがとうございます。

同じく土木費、青森駅自由通路についてお尋ねします。

工事による周辺への影響はどうなのかお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）奈良岡委員から御質疑のありました青森駅自由通路の工事による周辺への影響についてお答えいたします。

青森駅自由通路の整備につきましては、現在実施設計を行っているところであります。平成32年度の供用開始を目指し、来年度から工事に着手する予定であります。具体の施工方法につきましては、現在行っている実施設計において検討しているところでありますが、夜間の工事が中心となる予定でもありますことから、施工に当たりましては、周辺住民への影響につきましても十分配慮してまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 現在、実施設計中ということですが、どのような形、手順で工事が進むのか、現状でお知らせいただけますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

手順も含めて実施設計の中で検討しているところでありますけれども、一般的に申し上げますと、まず基礎工事を行って、その後、橋梁の下部の工事、それから上部の工事と行っていった後、既存の駅舎の撤去ですとかそういった工事にかかっていくものと考えております。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 そうすれば、平成30年度から始めて平成32年度供用開始という

ことですが、工事車両の影響で周辺道路の渋滞や騒音は生じないのかお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

実際どのような騒音、あるいは工事用車両、どのくらいの台数が通るかということも含めて検討していかないといけないと思いますけれども、工事でありますので全く音が出ない、あるいは全く工事用車両が通らない、そういったことはないと考えておりますので、周辺住民の皆様への影響が最小限になるように配慮してまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 あそこは交通ターミナルということで、バスプールとかタクシープールがありますけれども、それへの影響はどう考えていますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

バスプールとタクシープールへの影響ということではありますが、最終的に実施設計をして施工方法を固めてからということにはなりますけれども、現地ではそういったところへの影響はないということで考えております。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 影響はないということですので安心しましたけれども、駅駐車場とか駐輪場がありますが、使えなくなるという話を聞いていますけれども、それはどうでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

駅の北側の駐車場、駐輪場ということかと思えますけれども、そこにつきましては現時点で実施設計を行っている段階ですので、どういった形になるかということとは検討しているところでありますけれども、一般的に工事のヤードというものが必要になりますので、そういった土地をどういうふう to 確保するのかということは、現在JR東日本のほうで検討していただいているということですので、その中で検討してまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 全部検討ですけれども、平成30年度から工事をやるわけでしょう。来年度ですよ。市民に非常に影響することですから、ぜひわかり次第速やかに報告するようにしていただきたいと、これは要望で終わります。

次に、時間もないので、2款総務費1項総務管理費に関連して、アウガについて。

たばこ対策ということで、来年4月1日から——じゃなかった。来年1月4日からアウガが駅前庁舎になるということですが、きょうも見てきましたけれども、吸い殻入れがあります。市役所本庁舎で言えば、玄関前に吸い殻入れがあるという形

だと思っうんですけれども、この撤去はどうされるのかお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）アウガ屋外設置の吸い殻入れの撤去についてのお尋ねであります。

アウガの新町通り側と、それからニコニコ通り側の地下入り口付近に設置されておりますたばこの吸い殻入れでありますけれども、アウガ管理規約における共用部分に設置されている状況となっております。そこをアウガ利用者及びアウガ内店舗従事者によって使用されている現状にあります。

市では、来年1月4日の市役所駅前庁舎全面供用開始に向けて準備を進めておりまして、これに合わせて吸い殻入れを撤去する方向で、区分所有者との調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 1月4日から撤去するんでしたっけ。ちょっと今、いつから撤去すると……。もう一度お願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

1月4日の駅前庁舎全面供用開始に合わせて吸い殻入れを撤去する方向で、区分所有者と調整を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 ぜひ、撤去——あそこ目立ちますからね——していただきたいと思いますが、今、市ですぐに決められないというのは、共用部分だからということだったと思っうんですけれども、現在、地権者で売却に——残っている地権者、個人、団体、何人、何者いるのかお知らせください。

○木下靖委員長 総務部長、答えられますか。答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 手元に資料がないので、ちょっと正確かどうか自信ないですけれども、市を含めて6者、市ほか5者だったと思います。間違っていれば後ほど訂正いたします。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 予算特別委員会ですから、簡単に訂正されても困るんですけれども、要するに、共用部分だということですよ。駅前庁舎になりますけれども、共用部分があるということで、その共用部分については、そうすれば先ほど話がありましたけれども、アウガ管理規約及び規則、これが適用されるということですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

奈良岡委員御指摘のとおり、共用部分にはアウガ管理規約、規則が適用されます。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 共用部分についてはアウガ管理規約及び規則が適用されるということは、地権者の同意が必要だということですよ、その管理に当たっては。

あと、アウガ店舗共有者協議会というのはまだ残っているのでしょうか。この会則というのはまだ生きているのでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

協議会がまだ残っているかということですが、青森市としてはアウガ共用部分についての管理をするために、法に基づいて管理組合を設置しなければならないということで、従来青森駅前再開発ビル株式会社が占めていましたアウガの共用部分の管理者の立場に青森市として立っております。その過程で必要な組織等については、同社が代表管理者として管理していたのと同様の組織立てで、現在青森市が管理者として管理しているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 確認のためなんですけれども、このアウガ店舗共有者協議会と会則は残っていますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

御指摘の組織については、アウガの財産管理についての組織ではないと、たしか運営についての組織だと理解しておりました。したがって、アウガ店舗共有者協議会ですか、それについては現在——失礼いたしました。残っていて、会則も残っているそうです。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 それでは、アウガ使用規則というのもあると思うんですが、これは生きているのでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

アウガ使用規則につきましては、本年4月1日から青森市がアウガの管理者の地位に立ちますことから、それに応じた改正、修正をした上で規則も残っております。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 アウガ使用規則というのは、共用部分の使用について必要な事項を定めるとなっていますけれども、そうすればこれは改正されているということですか。もう一度。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

先ほども答弁しましたとおり、4月1日からアウガの管理者の立場に市が立ちますので、それに合わせて改正をしております。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 その主なる改正部分を教えていただけますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 管理規則の主なる改正点でありますけれども、ちょっと今手元に資料がありませんので、後ほど取り寄せてお答えいたします。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 わかりました。

あと、その共用部分というのは市役所——1月4日から市役所駅前庁舎になりますけれども、どこの部分が共用部分に当たるのかお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

どこの部分ということで、まず、正面入り口のエレベーターホールといいますか、あの部分と、それからそれ以外の階段部分といわゆる専有部分でない部分をおおむねイメージしております。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 大ざっぱに言われたんですけれども、ここに随分昔なんですけれども、この共用部分と専有部分の区別があります。入ってくるときにエレベーターとかありますよね。新町のほうから入ってくるとエレベーターのあそこのところ、ずっとですよ。あと、エスカレーターとかもこれでいくと共用部分になっているんですけれども、どうなんですか。エスカレーターの部分も共用部分になっているんですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたとおり、専有部分以外について共用部分という理解をしております。したがって、1階から4階が市役所駅前庁舎のフロアになります。市役所駅前庁舎のフロア以外の部分、つまり階段等、それからエスカレーターも含めて共用部分という理解であります。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 わかりました。エスカレーターとかも、要するに庁舎の中にある

んですけれども、その部分、階段とかは共用部分ということで、市だけの判断ではなくて、協議会でもって協議しなければ管理は定まらないということだと思っておりますけれども、その理解でよろしいのでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

市がアウガの管理者になる以前、共用部分になっていたところでありまして、エスカレーターについても共用部分という理解であります。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 わかりました。私の持ち時間がもう過ぎたので。

ぜひ、地権者の方から早く売却に応じてもらって、市の施設にさせていただきたいということを要望して終わります。

○木下靖委員長 ただいま経済部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。経済部長。

○堀内隆博経済部長 先ほど、アウガの共有者の数について御質疑いただきまして、市を入れて6者とお答えいたしました。それで間違いありませんでしたので、御報告申し上げます。

以上でございます。

○木下靖委員長 次に、山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。

アウガの地階部分について質疑をしていきます。

初めに、青森駅前再開発ビル株式会社から、市は地下の賃貸借契約について、どのように引き継いだのかお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 山脇委員の青森駅前再開発ビル株式会社からの契約等の引き継ぎについてのお尋ねにお答えいたします。

本年3月末をもって青森駅前再開発ビル株式会社が解散し、4月以降も営業を継続する地下の地権者以外のテナントにつきましては、市との間でテナント区画の賃貸借契約を締結しているところでありまして、この賃貸借契約につきましては、基本的に青森駅前再開発ビル株式会社で締結していた契約と同様の内容であります。

また、アウガの建物管理につきましては、市が同社からアウガ管理者の役割を引き継いで、地下フロアも含めたビル全体の管理業務を行っているところでありまして、4月からのテナントとの賃貸借契約につきましては、同社から契約書の写しなどの提供を受けまして、それを参考に市としての契約書を作成したものであります。この管理業務の引き継ぎにつきましては、同社担当者からの説明を受けて引き継いだものであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 山脇委員。

○山脇智委員 ただいま営業を希望する地階のテナント、店舗との契約は青森駅前再開発ビル株式会社の契約書などをもとに説明を受けて、それを引き継いだと御説明があったと思うんですが、それについて、賃借契約で1坪当たりの賃借料が余りにもばらつきがあるんですけれども、その理由については、同社からはどういう説明があったのかお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

前年度以前の契約内容については、青森駅前再開発ビル株式会社が契約したものであります。それまでも、テナントと同社との交渉によって賃料を設定し、場合によってはその変動、いわゆる改正してきたケースもあったとのことではあります。現在営業している全ての地下テナントとの契約については、4月1日時点で直前の契約内容についてのもを継承したものであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 山脇委員。

○山脇智委員 そのまま継承したということなんですが、ここに情報公開で手に入れた建物の賃貸借契約書——アウガの今、出店している全ての地階テナントのものがあるんですけれども、やはり余りにも差が大きすぎると思うんですよね。1坪当たりの内訳なんですが、店名は出しませんが1坪当たりの賃貸借契約料だけを挙げていきますと、一番高いところが2万3500円が1件で、順番に行くと、1万4000円が1件、1万3000円が5件、9000円が2件、6500円が1件、6000円が1件、5000円が1件、4000円が1件、3750円が1件で1926.4円が1件となっているんです。一番高いところと一番安いところだと1坪当たりの金額に10倍以上の開きがあるんです。

こんなに違うのは、やはりちょっと問題があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺は何か青森駅前再開発ビル株式会社から何でこうまで差があるのかとか、そういうことは聞いた上で契約はしていますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

4月1日付の賃貸借契約を締結するに当たりまして、それ以前の青森駅前再開発ビル株式会社と各テナントとの賃貸料の経緯についての説明は受けてはおりません。

以上でございます。

○木下靖委員長 山脇委員。

○山脇智委員 賃貸料の契約の経緯は受けていないということなんですけれども、やはり、市役所が入ってこれから市が管理して、なおかつ市が直接契約を結ぶことになっているにもかかわらず、この賃貸借契約料に10倍以上の開きがあるというのは、私はちょっとおかしいと思うんですけれども、そういった認識は——この契

約金額に余りにも開きがあることに対して、負担の平等性とかについて、市はどういう認識を持っているのか、ちょっとお示しいただきたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

基本的には、本年3月31日以前の青森駅前再開発ビル株式会社とそれぞれのテナントの出店に当たっての交渉での賃料の決定事項だと思います。その上で、青森市が4月1日以降、いわゆる賃貸人の立場に立ちますけれども、その立場に立つに当たっての基本方針としては、3月31日の地下の新鮮市場の各テナントの契約条件を継続した上で、4月以降も営業をしていただくという包括的な方針のもとでの契約内容になっておりますので、結果として、同社との契約は山脇委員御指摘の単価のばらつきの状態のまま4月1日の契約内容となっているものです。

以上でございます。

○木下靖委員長 山脇委員。

○山脇智委員 かなりのばらつきがあるんですけども、この青森駅前再開発ビル株式会社の契約は、たしかそれぞれのテナントとやっていて、ほかのテナントがどういう契約をしているかは、当然ながらほかのテナントは知らない状況で経営していると思うんですけども、ほぼ同じような場所なのに、余りにも金額差がありすぎる状況の中で、これは契約するに当たって、市が今後賃貸借契約を結ぶということになるわけですから、一律にするですとか、やはりもう少し考える必要があったのではないかと思います。

先ほど述べた2万3500円の一番高いところは、一番奥まった人が来ないようなところなのに2万3500円で一番高い金額で契約している。あと、全く隣り合っているにもかかわらず——ここにちょっと地下部分のお金と場所を書いたものがあるんですけども、隣り合っているのに9000円と1万3000円ですとか、通路を挟んでいるのに1万3000円と4000円の契約ですとか。やはり余りにも市が契約を結んでいるにもかかわらず——あと、これまでは同社は第三セクターということで、利益を出すためにこういうふうにいってもらいたいという部分もあるし、取れるところから多く取ろうという経営のもとでやっていたと思うんです。ただ、市が今後契約していくということになると、私はちょっと違うと思うので、この部分はもう3年契約で契約書をつくられてしまっているんですけども、やはりこれはちょっと問題があったのではないかなということ、まず指摘をしておきたいと思います。

あと、同社の共益費がこれまでは店舗から入っていたと思うんですが、この共益費の部分は、今回の市の契約ではどうなったのかお示しをいただきたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。テナントからの共益費の徴収に係るお尋ねでありました。

平成29年3月までの青森駅前再開発ビル株式会社と各テナントとの賃貸借契約

では、営業料、つまり賃料と共益費を徴収してきた経緯があります。4月以降の市との賃貸借契約においては、賃貸料のみで共益費については徴収しておりません。この共益費につきましては、店舗内の共用部分の管理経費を徴収してきたものでありますが、4月以降の地下から4階まで市が借り上げて管理運営することとして、共用部分の管理経費についても市が負担するという方針で臨みましたことから、地権者及び各テナントからの共益費は徴収していないものであります。なお参考までに、各テナントからは賃料のほかに実費負担分として、いわゆる電気料、水道代、これについては徴収しております。

以上でございます。

○木下靖委員長 山脇委員。

○山脇智委員 これまでの共益費部分も今後はもらわないことにしたということなので、本当に安いところであれば1万円ぐらいで入っているところもあるし、例えば1926.4円、あと3500円とか本当に安い金額で入っているところもあれば、1坪2万5000円という本当に10倍以上の開きがあるということで、やはりこれは、市役所が1階、4階に入って、なおかつ5階部分以降は図書館ということで、完全に公共の建物、市役所として1月4日から生まれ変わるわけです。なので、やはりこの地階部分についても、この契約についてはしっかりと見直しをして、市の建物としてのあるべき管理形態に変えるべきだったと指摘をしておきたいと思います。もう3年間の契約になってしまっているのに、今の時点ではどうしようもないものなのかもしれませんけれども、今後、3年後——ちょっと先の話になりますけれども、そのときにはそういう部分をやはりしっかりと考える必要があるのではないかとということをもっと指摘しておきます。

次に、アウガ地階の飲食店テナントが出店する際に、青森駅前再開発ビル株式会社が2000万円の修繕費を負担していた——これは中村美津緒議員が一般質問で行ったんですけれども、同社に5年間協力金として支払うとした契約について、これも青森市は引き継がなかったと答弁をしていたと思うんですが、これを引き継ぐ契約も結ぶことができたと思うんですが、引き継がなかった理由について、改めて市の見解を少し示してもらいたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 店内改装協力金についてのお尋ねにお答えいたします。

一般質問においても答弁いたしましたけれども、青森駅前再開発ビル株式会社と当該テナントとの契約書に店内改装協力金を加算するという条項がありますが、これは同社と当該テナントにおいて、賃料に当たる営業料に対し別途に加算されたものでありますことから、賃料とは性質の異なるものと認識しておりまして、計上すべきものではないと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、見解が示されたんですが、私は以前、このテナントが賃貸料を滞納していた問題について指摘をした際に、青森駅前再開発ビル株式会社ひいては市に損害を与えたのではないかというふうな観点から質問して、経済部長はこれを認めたわけなんですけれども、やはりこの店内改装協力金についても、市に入るべきお金が入ってこなかった、第三セクターに入るべきお金が入ってこなかったということは、やはりこの経営に対して影響があったと思うんですが——悪影響がですね。それも当然、悪影響があったと認めにはなりますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

入るべきお金が会社に入っていないという部分においては、経営に対しての悪影響があったものと考えます。

以上でございます。

○木下靖委員長 山脇委員。

○山脇智委員 当然、経営に対して悪影響があったわけなんですけれども、このアウガは、市が60%以上の株式を保有していた第三セクターでもあって、この契約が仮に履行されていたとすると、青森駅前再開発ビル株式会社が特別清算するまでには、1500万円程度のお金が入ってきていた計算に、今ざっとただけでもなるんです。それに加えて、なおかつ賃料も滞納していたということになると、同社に本来入るべきお金が2000万円も入ってこなかったということになると、やはりこれは第三セクター、そしてひいては市にも大きな損害を与えていると思うんですよ。今、私が指摘しているテナント——もう既に名前が出ているので、りんご箱という名前のテナントなんですけれども、これは家賃も滞納していて、まとめて払ったけれども遅延損害金も払ってなくて、なおかつ今指摘したように、店内改装協力金ということで、テナントを改修した際に分割して払いますよと、5年間33万3333円を払いますよというのを1回も払うことなく青森駅前再開発ビル株式会社が清算に至って、今、市はそれを契約を引き継がなかったと答弁をしている。あと、答弁でも認めていますけれども、国の補助事業を使った什器備品に関しても、再三、市が持っていないように忠告をしたにもかかわらず、そのオーナーが持ち出しをしているなど、かなり市に対しても、第三セクターの同社に対しても大きな損害を与えてきていると思うんです。それに対してやはり何もしないというのは、私はおかしいと思うんですけれども、市の認識を少し示してもらいたいんですが。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。当該テナントが青森市に対して迷惑をかけたとか、損害をかけたというような山脇委員の御指摘であります。

市としては、当該テナントとは4月1日以降、いわゆるアウガの地下の区画についての賃貸借契約での関係性を保っております。それに当たって、当該契約条項に基づいての迷惑、損害ということについての認識というものではありませんので、

その点については、別途理解すべきものと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 山脇委員。

○山脇智委員 別途理解というのはどう別に理解するのか、ちょっとよくわからないですけども。少なくとも、まとめて払って遅延損害金を回収しないということは、まず遅延損害金は実質入ってこない、実際は入ってくるべきお金がまず入ってこなかった。それで、店内改装協力金 2000 万円も特別清算に至るまでの間に、本来であれば 1500 万円の現金で仮に特別清算して市が引き継いだとしても——払われてないんですけども、そこから先で 500 万円、仮にさかのぼって払うとすれば 2000 万円の本来入るべきお金が全く入ってこないという計算になって、私はやはりこれは市に対して、かなり大きな負担になると思うんです。やっぱりせっかく今、市役所が入ってリニューアルしてスタートするにもかかわらず、こういうのを全部放置したまま進んでしまえば、やはり市民に対しての公平性というものが保たれていないと思うんです。

先ほど、地階部分の賃貸借契約についても指摘したんですけども、この青森駅前再開発ビル株式会社が、賃貸借契約を結んだ 1 店 1 店との経緯を確認しなかったということなんですけど、この契約が本当に適正なものであったかどうかというのも確認されずに、そのまま契約がなされているということにもなりますし、今、指摘した地階テナントに対しても、別途ということでちょっとよくわからないですけども、全く何もしないということで、私はこれは本当に何というか、市民に対する公平性、平等性というものに対して、小野寺市長になってこの青森市政は著しく欠如しているなということを指摘をして、私の質疑を終わります。

○木下靖委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 0 時 50 分からといたします。

午前 11 時 45 分休憩

午後 0 時 50 分再開

○木下靖委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、竹山美虎委員。

○竹山美虎委員 市民クラブの竹山美虎であります。

きょう、つくった資料、データが全部ぶっ飛んでしまいまして、アドリブで行きますので何回もしつこく話するかもしれませんが、なるべく簡潔に質疑していきたいと思っておりますので、委員長よろしくお願いいたします。

私はこれまで初当選してから、働く場所をしっかりと作り、そしてそのことから生活が安定をし、人の定着も増も見込めるものだという話をしてまいりました。これからの日本、本当に地方を含めて高齢社会、人口減少社会と言われておりますけれども、行政、民間も含めて、将来をしっかりと考えて手を打つことによって、その減少幅というのは縮小できるのだらうと。また、そうしなければ将来に向けての展望が開けない、そのように考えます。そういうことからすると、今回、まちづくりについて質疑をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1つ目は、まちづくりということで、議案別冊平成29年度青森市一般会計・特別会計補正予算第1表総括表と第3表債務負担行為補正に関連をして、順次、「まち創り」と「しごと創り」、「ひと創り」について質疑をしてまいります。

1つは、「まち創り」について。

一般質問でも数人の方が今後20年先を考えて、立地適正化計画について質問がありましたけれども、この立地適正化計画については、これまでの市街地の拡大といった社会情勢などを踏まえて、市街化区域を縮小するという考えでいいのかどうか、まずはお答えをいただきたいと思っております。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 竹山委員から御質疑のありました立地適正化計画の考え方についてお答えいたします。

立地適正化計画は、人口減少、少子・高齢化社会等に対応するため、居住や都市の生活を支える都市機能の誘導と地域公共交通との連携により、持続可能な都市づくりを推進することを目的として、都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域や居住誘導区域などを定めるものでありまして、将来の市街化区域の規模を示す計画とはなっていないところであります。

これらを踏まえまして、現在策定中の（仮称）青森市立地適正化計画（素案）におきましては、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の都市づくり」を基本理念とし、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点として6つの地区拠点区域を設定するとともに、それらを接続する公共交通ネットワークを有機的に連携させることによりまして、市内各地域の特色を生かしつつ、持続可能な都市づくりを推進するものとしているところであります。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 この素案の中に、居住誘導区域の設定が適切でない区域がありますけれども、この適切でない区域の設定についての考え方を示していただきたいと思っております。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

居住誘導区域の設定が適切ではない区域の設定の考え方についてであります。居住誘導区域の設定が適切ではない区域の設定に当たりましては、国が示す都市計

画運用指針を踏まえまして検討を行っておりまして、災害ハザードの観点から災害の危険性が高い場所や工業系の土地利用が主な地域である工業専用地域・臨港地区等、あるいは自然環境の保全を図る観点から大規模な公園等、これらにつきまして居住誘導区域の設定が適切ではない区域としているところであります。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 済みません、現にその居住誘導区域の中には住居がある。そこから退出していただくという意味ではないですよ。お願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

居住誘導区域につきましては、規制等を設けるものではなくてあくまで緩やかな誘導ということですので、そこにお住まいの方にほかのところに移動していただくということではないと考えております。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 それから基本的な事項について、もう1点伺います。

この素案では、都市機能の誘導区域と居住誘導区域、そして居住誘導区域は2カ所が設定をされておりますけれども、将来的に、居住誘導区域をふやすこともあり得るのかどうか、現時点で。お答えいただきたいと思えます。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

都市機能誘導区域のほかに2カ所という御質疑でありましたが、生活拠点区域でよろしかったでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）生活拠点区域は今回2カ所を設定しております。あくまで今ようやく素案としてお示しをした段階ですので、今は6つの地区拠点区域ということで考えておりますが、今後20年の計画でありますので、5年程度をめどに順次社会情勢の変化なども踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 了解しました。

次に、さっきの居住誘導区域の設定が適切ではない区域を含めた居住誘導区域以外での今後の市の対応、具体的なものがあれば具体策を挙げてほしいんですけども、そうでなければ方向的な部分で考えをお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

居住誘導区域以外での今後の対応ということですが、(仮称)青森市立地適正化計画(素案)におきましては、居住誘導区域以外を含む居住地におきまして、地域活動の拠点の利用環境の改善やバス待ち空間の整備などの地域コミュニティにおける環境整備、さらには防災・減災対策など、本計画と連携しながら、地域コミュニティの活性化や安全・安心な生活環境の向上を図るということを位置づけ

ているところであります。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 これは立地適正化計画だけが都市づくり、まちづくりということではなくて、ほかのさまざまな計画もそれに連動させていきますということですね。

最後にこの項で、都市機能誘導区域である操車場跡地。ここについて、新しい駅の整備、これも含めて利活用について検討状況を示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

操車場跡地の利活用についてであります。現時点で具体的な状況をお示しできる段階には至っていないところでありますが、青森操車場跡地は市及び青森県が所有する広大な空間を有する土地であります。課題が山積している本市の状況も踏まえながら操車場跡地の利活用につきましては、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 この素案の中で、駅の間隔、それからバス停の間隔、一応の目安を持ちながら整備を将来的にしていくというような計画になっていますけれども、私はやっぱり操車場跡地には——まあ、前から言われていましたけれども、仮称中央駅ですか、これをなるべく早め実施するべきだと考えます。市だけでもならないので、関係者とぜひ連携をとって、スピード感を持って進めていただきたいと思えます。

この項については以上で終わります。

続いて、働く場ということについて、新しい市長になってから、「しごと創り」の面でも新しいところにチャレンジしておりますけれども、その中で中小企業支援について、まずは質疑をしたいと思えます。

青森市で実施している中小企業支援のまず取り組みをお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。経済部長。

○堀内隆博経済部長 竹山委員の中小企業者への支援についての御質疑にお答えいたします。

市では、本市経済を支える中小企業者を支援するため、金融面では、低利で融資する本市独自の制度や県の制度と連携いたしまして、金融機関から融資を受ける際に必要となる信用保証料の補給などを行うことで、中小企業者の設備投資の促進や経営の安定を図るとともに、市内で創業しようとする方などを支援しているところでもあります。また、起業・創業や新事業への取り組みを総合的に支援するための相談窓口といたしまして、あおもり地域ビジネス交流センター——通称あおビジと称しておりますけれども——を開設し、インキュベーションマネジャーの資格を有するプランナーによるアドバイスや情報提供を行っております。さらに、首都圏にお

けるビジネス交流拠点「A o M o L i n k ～赤坂～」におきまして、東青地域の町村と連携を図りながら、中小企業者の販路拡大や商品開発等の促進に向けた取り組みを支援しているほか、企業間及び産学金官のネットワーク構築に向けた企業交流会も開催しております。

これらに加えまして、今年度からは、市内で法人格のある中小企業者等として地域金融機関から融資を受けて、既存事業とは異なる新たな事業を展開する方、または創業する方、いわゆる新ビジネスへのチャレンジャーに対する支援制度といたしまして地域企業新ビジネス挑戦支援助成制度を創設いたしまして、産学金官の連携により、事業に係る初期投資に関する経費の一部を支援しているところであります。この制度は、来年度以降も継続していくこととしております。

このような取り組みなどによりまして、中小企業者の支援に努めているところでありますが、今後とも必要に応じて見直しを行うなどしながら支援を継続し、本市経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 生活の基盤になる働く場ということですので、お金の関係の支援、それから起業される方、創業される方に寄り添った支援、さらには今年度から、チャレンジャー——地域企業新ビジネス挑戦支援助成金ですか、というのが、支援策としてあると。特に手続的な部分で、煩雑なものについてはぜひ利用者が利用しやすい、そういう制度になるように要望し、さらにはこの働く人たち、あるいは中小企業に対する支援についてはしっかりと継続をしていただくことを求めて、この項については終わります。

それで、ちょっと視点を変えてみたいんですけれども、私、何度も言っていますが、生活が成り立たなければ人も市外に出ていっちゃう。そういうことを考えたときに、行政と仕事、民間企業との関係、これというのは本当に重要なものになってきます。

そういったことから、指定管理者制度について続いて質疑したいと思います。

まず、指定管理者制度について、その応募資格です。県内の他市においては、この応募資格について、どんな状況になっているのか教えてください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 指定管理者の応募資格についての再質疑についてお答えいたします。指定管理者の応募資格のうち、今の竹山委員の御趣旨でありますと地元業者に関する取り扱いの部分かと思っておりますので、本市を除く県内の9市の状況についてお答えさせていただきます。

導入方針というものが——市であれば基本方針と言っておりますけれども、導入方針の中に記載がありますのが八戸市と弘前市であります。それで、それぞれ導入方針の記載について御答弁させていただきますと、八戸市におきましては、「市内団

体（市内に本社、本部等を有している団体）に十分な業務遂行能力が認められ、かつ複数の団体による競争が確保されると見込まれる施設については、市内団体に限定して公募を行うもの」としております。また、弘前市におきましては、「原則として、市内に本店、本部等を有するもの」とし、ただし書きで「当該業務を行うものがない場合又は施設の管理運営上、市内以外の団体の参入が効果的であると認められる場合は、市内に支店若しくは支店に準ずる営業所等を有するものも応募対象とすることができる」としてしております。他の7市につきましては、方針を作成していないということでもあります。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 市民政策部長、そうすると、八戸市、弘前市については導入方針で明記されているけれども、ほかの県内の市についてはそういうものがないと。ちょっと実態的にでもお話しいただけますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 他の7市の状況ということでもあります。お答えいたします。

方針を策定しておりませんので、こちらのほうから実はその方針の策定の有無等について、電話で担当者に問い合わせをした際に、一応取り扱いとしてどうなっているのかと口頭でお聞きいたしました。ですが、方針がないものですから詳細についてはちょっと確認ができないということですので、聞いたままお答えさせていただきますと、まず、市内に本店等を有しているものを基本としているという回答がありましたのが、十和田市とむつ市であります。その他、制限がないという回答があったのが、他の5市ということでもあります。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 基本とするというのが十和田市とむつ市。その他、残り5市については制限がないということですね。わかりました。簡単に言うと、八戸市は、市内に本社、本部があつて、それで競争も確保されるということですよ。弘前市は、市内にやる能力のある業者がいれば、市内の業者にお願いすると。そういうことでいいですよ。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 お答えいたします。

先ほどお話をしましたとおり、電話で確認をさせていただいた際に、実際に八戸市のほうでこの導入方針に基づいて、どういう形で運用をされているのかということについても口頭で確認をさせていただいたんですが、その際には、八戸市の場合には——何と言うんですか、今、更新の募集をする際には、前回の募集のときに市内で複数の応募があったかどうかを確認をして、その次の回には競争が保てる、確保できるという判断で市内に限定してあるというようなやり方をしているとは聞いております。それから弘前市は、八戸市と違いまして、もう最初から地元がまず第一

というような考え方の方針でありまして、先ほどの方針を御説明いたしましたけれども、できる規定になっているというようなこともあって、その競争性が確保できるかどうかというようなことはまず考えないで、とりあえず市内の業者さんでやると。それで、唯一1カ所だけ、図書館の指定管理者の場合に、その業務内容から市内では確実にやる業者さんがいないという判断があって、そちらは市外業者も含めてやったという事例があるということを確認をさせていただいております。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 単純に今、八戸市、弘前市の状況を聞きましたけれども、自分的には、弘前方式がいいなと感じました。ただ、この指定管理者制度を導入してから何年ですか、もう十年……（「平成17年から」と呼ぶ者あり）ですよね。そろそろこの方針、特に応募資格などについても見直しをする時期なんじゃないかと。それから、指定管理でやってきたけれども、やっぱり直営のほうがいいんじゃないかというようなものも、もしかするとあると思うんですね。やっぱりその辺検証して、この制度導入基本方針を見直しすべきだと思いますけれども、市民政策部長、どうでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えいたします。見直しをすべきではないかということでありまして。まず、済みません、再度現在の青森市の考え方につきまして、若干お話をさせていただいた上でお答えさせていただきたいと思っております。

本市におきましては、地元企業への配慮という観点のほか、民間のノウハウを活用し、市民サービスの向上と公の施設の効果的な管理運営の達成を目指すものでありますことから、競争性の観点も取り入れているところであります。現在の応募条件である「市内に事務所等の活動拠点を持すること」としておりますのは、中小企業振興基本条例第7条第3号を考慮しつつも、なお、実績として複数の応募がなされる施設が少ない状況にあることを踏まえたものでありまして、今、竹山委員からお話がありましたとおり、もう制度を導入してから時間もたちますし、これまでも制度の内容については、適宜状況の変化等を踏まえながら見直しをしてきたところでありますので、今後に向けてはもちろん他都市の事例等も研究しながら検討はしてまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 私は、市外の業者あるいは県外の業者を排除するというところで言っているのではないんです。基本的には、さっきから何度も言っていますけれども、生活をするために働く場というのは重要なものになります。そういうことからすると、市内の業者ができるものについては、なるべく市内の業者を優先的に使う。そういう考え方があってもいいのではないかと。そして、例えば技術的にかさまざまな要因があって、市外あるいは県外の業者に仕事をやってもらうという際には、やっぱり段階的に門戸を広げてやるべきではないかと、これは自分の考えですから。

そうしたほうがいいのではないかなということも含めて、ぜひ見直しを早急にやってほしいということを要望して、この項は終わります。

最後に、新市庁舎の関係について質疑いたします。

1月4日になると、現市庁舎から職員大分なくなりますよね。そうなったときに、新しい市庁舎の完成までの間に、本庁舎については、防犯上の観点からもできる限り管理する区域を狭めるべきであると考えますけれども、本庁舎に残る部署について、執務室の移動も含めてそういうことを実行する考えはあるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 ただいまの本庁舎の執務室に関する御質疑であります。

駅前庁舎への庁舎機能の移転に伴いまして、本庁舎に残る課につきましては、一部の課が点在して残ることになります。市としても、防犯上の観点からできる限り執務室を集約し管理することが適当であると考えております。今後、執務室等の移動を予定し進めてまいります。

以上でございます。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 まだ固まってはいないと思うんですね。ただ、ざっくり言って人数的に考えると、北棟——北と南、どっちか1つにまとめるということも可能なのではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 庁舎の利用は管財課所管ですので、私のほうからお答えいたします。

いわゆる北棟第1庁舎、それから南のほうの第2庁舎ですけれども、前のほうの北棟第1庁舎のほうは、工事が始まりますと駐車場の部分が工事で囲われてしまいます。したがって、そこを通過して市民なりお客様が出入りするのは大変危険ですので、南、第2庁舎のほうに執務室をまとめる形で、1月4日以降まとめる形で想定しております。

以上でございます。

○木下靖委員長 竹山委員。

○竹山美虎委員 わかりました。南棟のほうに集約するということですね。ぜひその際、職員の職場環境にも十分気を使っていただいて、お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○木下靖委員長 次に、軽米智雅子委員。

○軽米智雅子委員 公明党の軽米智雅子でございます。

第2款総務費から2点質疑いたします。

1点目は、運転免許自主返納者支援事業について質疑いたします。

本市では、運転免許自主返納者支援事業で5000円相当分のバスカードを進呈し

ていますけれども、その交付場所が東部営業所か西部営業所だけという部分で、中心部に暮らしている方から不便だという声が幾つか上がっています。この点については、何人かの方々から今までも質問があったかと思うんですけれども、その部分で答弁としましては、セキュリティーシステムを入れるのに大変予算がかかる。そういうために、なかなか東部営業所や西部営業所以外で交付するのは難しいというこれまでの答弁だったかと思います。

そこで、この運転免許自主返納者支援事業というのはホームページを見ますと、青森市でその支援事業をやっていると出ているわけですので、当然——金額でいうと約400万円ぐらいだとお聞きしましたけれども、確かにそれをやっていくということで、中心部にそれを持ってくる、いわゆる市役所の窓口でその交付ができないかという部分は今までもあったかと思うんですけれども、このままだと、そういうのは交通部単独では大変に難しいのではないかと思います。

なので、これを市の事業として、きちんと市が主体となって予算を確保して、東部営業所と西部営業所のほかに今、駅前庁舎ができて、今まで以上に交通の便がよくなるので、駅前庁舎で交付をするべきではないかと思っておりますけれども、その点についてお答えください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 運転免許自主返納者支援事業についての御質疑にお答えいたします。

運転免許自主返納者支援事業は、青森県警察が実施している事業であり、運転免許を返納しても安心して暮らせるよう、返納者の暮らしをサポートする協賛店や事業者を募集し、自主的に返納しやすい環境づくりを行うものであります。

市では、交通安全の推進に当たりまして、街頭での広報啓発活動、交通安全教室、安全講話の開催、交通環境整備のための交通診断など、さまざまな施策、事業を行っており、その機会を通じて、本支援事業の周知、参加の促進を図ってきているところであります。また、本支援事業の目的であります運転免許返納後の暮らしをサポートするという観点からは、本市では高齢者の福祉乗車証、いわゆる「いき・粋乗車証」による支援が行われているところでもあります。

市では今後におきましても、広報啓発活動や交通安全教育などのさまざまな交通安全の推進を限られた財源の中で鋭意進めていくこととしており、本支援事業については、高齢者、事業者双方への周知、参加の促進を引き続き図っていくこととしております。

以上でございます。

○木下靖委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 先日も、青森銀行の大野支店で高齢者の運転ミスによる事故がありました。こういった事故から市民を守るために、まず今、答弁の中にあつたように、さまざまなことに取り組んでいるのが運転免許自主返納者支援事業だと思

ます。市としてやはり当然、今、さまざまな部分をやっているかと思えますけれども、何よりも——この返納する人にとって、車のない生活になるということは、まず一番最初に返すまでが大変で、大きな不安を感じているかと思えます。特にこの雪国ですので、しっかりとした後押しが必要なんではないかなと思えます。高齢化が進む中で、そういう方々をどう支援していくのかということ、きちんと考えていかなければならないなと思えます。バス券の交付の部分で、毎回さまざまそういう話が出てくるのであれば、バス券以外の支援も考えていくべきではないかなと思えます。

今お話があったように、「いき・粋乗車証」とか、フリーパスなどで、バスの部分というのは大変充実している部分がありますけれども、雪国で車がなくても移動しやすい、暮らしやすいまちづくりをこれからしっかりと検討していただければなと思えます。そのことが一番の支援となるかと思えますので、これからこの運転免許自主返納者支援事業をもう少ししっかりと考えて、支援できるようにしていただければなと思えます。

この項は以上で終わります。ありがとうございます。

そして次ですけれども、市民への情報提供についてです。

10月に雪対策特別委員会で富山市へ視察に行ってきました。そのときに、富山市に転入される方向けに「初めて富山で冬を迎えられる方へ」というタイトルで、雪国の生活の情報提供をされておりました。大変詳しく富山市の冬の状況から、着るもの、道路の状況、また雪かきの道具など大変細かな情報提供をされておりました。これは本当にいい案だなと思って、私たちも雪国に暮らしているながら、そういうところに気がつかなかったなと思うような大変よい内容でした。これを本市でも、転入手続の際に転入する方に配付するべきだと思いますけれどもどうでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 転入者への情報提供についての御質疑にお答えいたします。

市民課では、現在、本市に転入された方に対し、市民政策部で発行しております、主に制度や手続など市民の皆さんの生活に役立つ市政情報を掲載した青森市民ガイドブックや町会加入の案内チラシ、環境部で発行しております地域ごとのごみ収集日を記載した清掃ごよみ、企業局交通部で発行しておりますバスの利用方法や路線案内を掲載している青森市バスマップを配付しております。冬の情報につきましては、青森市民ガイドブックに除排雪の注意事項や融雪施設設置等の支援制度、水道管の凍結防止の情報が掲載されております。

市民課や市民なんでも相談室におきまして、転入された方から冬の生活についての問い合わせや相談はこれまでなかったものの、ただいま軽米委員から御提案のありました雪国での情報につきましては、転入された方に有用な情報でありますことから、既存の情報提供の活用を含めまして、その提供方法につきまして検討してま

いりたいと考えております。

○木下靖委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 ぜひよろしくお願いたします。本当にその中身が 10 ページにわたっているほど事細かに、つくった方は女性の方なんではないのかなと思うぐらい細かな内容が書かれていて、富山市でどういう経過でつくられたのかちょっと聞いたんですけれども、ちょっと富山市でも余り前のことなのでわからないというお話だったんですけれども、やはり、おもてなしという部分でも、すごく中身を読んでいて心がほっこり暖かくなるぐらい、本当にすごく細かなことまで親切に書かれているなと思いました。結露の対策にしても、押し入れやお風呂のカビ対策まで、本当に細かく書いていました。

なかなか今、既存のガイドブックの中に入れるのはちょっと難しいのかなと思うので、本当に雪国ならではの情報として、できれば別個にそういうものをぜひ提供していただければなと思います。そのことを要望して、私からの質疑は終わります。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、斎藤憲雄委員。

○斎藤憲雄委員 社民党の斎藤です。

先日の一般質問、本会議で質問できなかった分を、このまま今回質疑を継続させていただきたいと思います。アウガへの市役所庁舎移転について、職場環境について五、六点質疑させていただきます。

まず1点目は、市役所庁舎建設に際して、いろいろパブリックコメント等を行いまして市民意見等を聞いてきたということで、今回アウガへの駅前庁舎ということで、移転に際しての市民意見というのはどういうふうにして反映されてきたのか、まず1点お聞きしたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 アウガ改修における市民意見の反映についてのお尋ねにお答えいたします。

昨年12月に取りまとめましたアウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針では、アウガを市役所庁舎として最大限活用し、このことに伴い、新市庁舎の規模を基本設計時点での10階建てから3階建て程度に大幅に圧縮することをお示ししたところであります。

この方針に基づきまして、新市庁舎の設計作業に当たりましては、新市庁舎に備えるべき機能等について御意見を聴取するための新しい市庁舎のあり方有識者会議を、あわせて有識者会議からの意見聴取に当たり市民意見を反映することを目的とした、新しい市庁舎のあり方に係る市民ワークショップをそれぞれ数回にわたり開催してきたところであります。この有識者会議及び市民ワークショップでは、新市庁舎に加えまして、アウガについても御意見をいただいたところであります。具体的には、1つに、用事がなくても立ち寄れる空間があればいい。2つに、託児所的

な機能があれば安心して子どもを預けることができる。3つに、バリアフリーを考慮してほしい。4つに、1階へのトイレ新設に加え、2階にも男性用トイレを設置すべきなどの御意見等があったところであります。

これら御意見等を踏まえまして、1つに、1階新町通り側入り口付近ですけれども、気軽に市民の皆様が立ち寄れるスペースを配置したこと。2つに、青森市つどいの広場「さんぼぼ」を6階から2階へ移転し、これまでの機能のほか託児機能を追加すること。3つに、バリアフリーに配慮し、点字ブロックを追加設置したこと。4つに、1階に男性用トイレ、女性用トイレ、多目的トイレを新設するとともに、2階に男性用トイレを新設したことなど、アウガの改修等に反映したところであります。

市といたしましては、アウガの改修に当たりまして、有識者会議や市民ワークショップの開催などを通じて、できる限り市民からの御意見等を反映できているものと認識しております。なお先般、障害者団体にも駅前庁舎の現地を視察していただいた上で御意見をいただいたところであり、その御意見等を参考に、現在行っておりますサイン工事の内容に加えたところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 まずはありがとうございます。

いろいろと意見を聞き、それになるべく意見を取り入れようという、そういった部分についてはまずは評価をさせていただきたいと思います。

それでは次に質疑ですけれども、1階に男女のトイレ等の新設等、市民意見を取り入れてきたわけでありますけれども、現実に今、女子職員の方でトイレで着がえをしているということもまた聞いています。こういった場合、女子職員の更衣室等については、どのように配置されているのかお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 女子の更衣室に係るお尋ねにお答えいたします。

駅前庁舎に従事する職員については、臨時職員も含めて約900人となりまして、そのうち男性職員については約500人、女性職員については約400人となる予定であります。

駅前庁舎内の更衣室につきましては、アウガの4階にありまして、庁舎機能の移転に合わせた改修を行って、今月15日から利用できるようにしたところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 女子職員400人ということなので、更衣室がどれくらいの広さになっているのかはわかりませんが、そうした場合——その前に、更衣室というのは、じゃあどれくらいの広さなんでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

更衣室の具体の広さは、ちょっと手元にありませんけれども、従来、アウガの1階から4階のテナント、地下の従業員を含めて、更衣室として使っていた同じ部屋であります。

以上でございます。

○木下靖委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 そうした場合、テナントの女子社員といいますか、そこに勤めていた方々が何人いるかはわかりませんし、もう1つは、テナントによっては2交代制とかといろいろあるかと思えます。ただ、庁舎ということになりますと、大体午後4時半から午後5時半の間というか、この1時間なら1時間という、そういった短時間の間での着がえ時間ということになりますから、この400人全員がそこで着がえるということではないにしても、例えば2割を単純に考えれば80名。そうした場合、非常に更衣室の広さ、そしてまた4階に1カ所あったとしても、それはちょっと足りないんじゃないかというふうに思うんですが、その辺はどういうふうにお考えですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、これまでアウガの従業員、アウガテナントに入っていた従業員と同じ部屋を更衣室としております。広さとしては、従来男女の別で使っていたんですけれども、今回改修の場合には男性のほうに少し押した形で、従前の女性用部分よりはふえた形で設置しております。斎藤委員も御指摘のとおり、何人がどのように利用するかというのも、ちょっとあらかじめの想定ができませんので、まずは現在12月15日から利用開始した更衣室で運用をして、状況を見計らってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 そうすれば今後、恐らく女子職員の方からもいろいろと意見等、要望も出ようかと思えますので、その辺は十分に考慮していただければと思います。

そして次の質疑ですけれども、今、駅前庁舎の部分でこれから1月4日から全面供用開始ということなんですが、3階、4階の時点であってもトイレが不足しているというふうに聞いています。全面供用開始ということになると、今現在、全面供用で職員が約900名、そこに市民の皆さんが——まあ、どれくらい来るのかな、1000人としても、そうすればそこには約2000名の方々が今度はいろいろと事務、あるいは用を足しているということになりますから、そうした中でトイレが不足してくるんじゃないかというのが十分に考えられます。それで、特に職員の方を見ますと、1つのフロア——まあ、商業施設ですから、フロアの端のほうにトイレがあって、

そして職員の方が課によっては端から端まで歩く、あるいは足りないがためにフロアを越えてトイレに行くという、こういった状況が恐らくはつくり出されるだろうと十分に予想されます。こういった点については、今後もし不足しているようであれば改修を考えるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

アウガへの市役所庁舎機能の移転に当たりまして、市では労働安全衛生法に基づきます事務所衛生基準規則に則して、改修工事を行ったところでありまして。これら基準のうちトイレの数については、男性用便所、それから女性用便所を分けること。男性用大便器は60人以内ごとに1個以上、男性用小便器は30人以内ごとに1個以上。女性用便器は20人以内ごとに1個以上といった基準が示されております。駅前庁舎に従事する職員数とこの基準とを照らし合わせますと、アウガ内のトイレの数については充足しているものと認識しております。

しかしながら、来年1月の全面供用開始後は、駅前庁舎には多くの市民の方々が訪れますことから、トイレが混雑するような場合には、駅前庁舎に従事する職員等の理解、協力を得ながら、その運用方法を工夫して、できる限り来庁される方々の御迷惑にならないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 事務所衛生基準規則に基づいてという部分では、そこは十分に先日の答弁でも聞いていたんですけれども、ただ少なくとも市民の皆さんが来るということを前提にして考えたとき、特に2階フロアになりますと、さんぽぽ——まあ、子どもたちも使うということになれば待たなすから、そうしたときに、職員の人たちがフロアを越えて2階から3階、4階とかというふうに、トイレを行ったり来たりというのもまた見た目もちょっと余りよくないものですから。ですから、そういったことも含めて、ちょっといろいろと——ま、これからのことなんですけれども、現状を踏まえて、先ほど1回目、渋谷委員も言いましたけれども、多少そういった意味でのお金のかかる部分については、皆さん理解するだろうと思えますから、そういった改修も含めた考え方を持っていただければと思います。

次に質疑ですけれども、駅前庁舎の部分での休憩室の広さはどれくらいなんですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

アウガの休憩室については、アウガ4階に設置しておりまして、広さについては79.4平方メートルであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 斎藤委員。

○齋藤憲雄委員 アウガ庁舎に行く方、職員の人たちは、例えばお昼を食べるのに全員外に出るかといえばそうでもないと思うんです。例えばこうして見ますと、コンビニから弁当を買ってきたり、あるいはうちから弁当を持ってきたりということで、今現在でも3階部分を見ますと、それなりにコーヒーを飲んだりというふうに休憩していますよね。そうした場合、アウガに移転した場合については、その利用する方々がもっともっと多くなるのではと思っています。そうした場合、どうしてもくつろぐという部分でいったら、休憩室を使用するというふうになりますから、当然にして。何か聞いたところによると、畳を何畳か置いて、あとは机、椅子ですか。そういうふうになっているようでありませけれども、そうした場合、私自身としては、やはり4階部分の1つの休憩室だけじゃなく、やはり2階部分にだってあってもいいんじゃないかという。約79.4平米ということなんですけれども、全体に比べて非常に狭いと感じるんですが、その休憩室を拡張というよりは、ふやすという考え方はないのでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

アウガの駅前庁舎に予定——予定というか設置しております休憩室については、先ほどお答えしましたとおり、4階に79.4平方メートルを有して、昨年10月まで約380人の従業員の利用に供されておりました。来年1月4日には、約900人の市の職員が勤務して、当該休憩室の利用の対象者となります。現在とちょっと比較いたしますと、本庁舎の第1庁舎の3階の福利厚生スペース、これは94.7平方メートルありまして、これまで約950人の職員が利用対象者でありました。これと先ほどの駅前庁舎の休憩室を比べた際には、面積自体は若干狭くなっておりますものの、休憩室としての機能は確保できたものと考えております。

今後、職員の利用状況を見ながら必要に応じて、例えば昼休みにあいている会議室を開放するなど、柔軟な対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 齋藤委員。

○齋藤憲雄委員 そこは十分に柔軟な対応をしていただきたいと思います。ただ休憩室の部分については、やはりアウガそのものが、事務室そのものがオープンフロアになっていますから、だからなかなかこれまで、よく——まあ、職員の皆さんを見てみますと、事務室のところでくつろいだりはしているにしても、オープンフロアであるために、今度は事務室の中でちょっとゆったりできないという、市民の人たちの目にさらされるということになります。ですから、そうした場合、どうしたって休憩室に行かざるを得ないというのが現状なんじゃないのでしょうか。ですから、できる限り昼休憩時間、使っていない会議室とかも全て開放するとかしながら休憩室として代替活用するような、そういった柔軟性をぜひ持っていただければと思います。

何でこれまでの質疑をしてきたかというのは、次の質疑なんですが、職員の精神衛生についてどのように考えているのかということなんです。職場環境によってストレスを持つということも1つありますし、そういった職場環境も含めた精神上、どういう影響を与えるかという部分で、その精神衛生についてはどういうふうに考えているのかお示しいただきたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

答弁の前に、先ほどアウガの更衣室についての広さの御質疑がありました。アウガ更衣室に準備している4階の部屋の面積は69.8平方メートルであります。（「また狭くなったじゃん」と呼ぶ者あり）

次に、職員の精神衛生に関するお尋ね、どういう認識を持っているのかというお尋ねです。

現状、青森市としてのいわゆるストレスチェック制度をちょっと御紹介させていただきますと、平成27年12月に施行されました労働安全衛生法の一部改正によりまして、心理的な負担の程度を把握するための検査及びその結果に基づく面接指導等を内容としたストレスチェック制度の実施が事業者に義務づけられております。このことから、本市におきましても職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善や働きやすい職場づくりを進めることによって、職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的に、昨年度、平成28年度から年に1回、臨時職員、嘱託員も含めた全ての職員を対象にストレスチェック制度を実施しております。

この制度につきましては、職員が各質問事項に回答するような形で受検して、結果によって自分のストレスの状況を把握することができるというものであります。結果表には、改善方法などのアドバイスも記載されており、セルフケアに役立てることができるようになっております。このようなストレスチェック制度の実施等を含めまして、職員の精神衛生に関するケアを行っているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 平成27年の12月で、労働安全衛生法の一部改正がされて義務づけ化されていきました。その前に、うちほうの会派の藤田議員が本年3月、第1回定例会の際に質問して、30日以上休んでいる職員を出していただきました。その答弁書を見ますと、100名のうち57名が心の病と答弁がされています。

そうすれば、平成28年はどういうふうになっているのか、数字があれば——今ないですか。じゃ、後ほど。いや、何でこれを聞くかということは、今現状でそういった心の病というか精神上の病に罹患している方がふえているとすれば、ストレスチェックされているんなパターンがあるんだろうと思います。人間関係やあるいは職場環境、いろいろな原因があるとは思いますが、ただ今回、アウガへの市庁

舎移転というのは、本会議場のときからずっと質問の中で言ってきたんですけども、要は窓がない。そして体内時計が狂う。そして圧迫感がある。十分に休憩がとれるのかどうか。そして先ほど言ったトイレについてもどうなのか。こういったもろもろのことを考えると、職場環境によっては人に与える精神的な苦痛というのは非常に大きいものが出てくると思うんです。ですからこういった部分で、やはり移転するに際しては、非常にその辺も十分に考慮に入れなきゃならないんじゃないかとは思っています。ただ、アウガそのものに窓をつけろと言えば非常に大きな大規模改修になりますから、そこについては特段求めませんけれども、職場環境をよりよくする、働きやすい環境にして市民サービスを向上させるという部分、これはやはり職員の精神的な面に非常に影響すると思います。

それで、先ほど総務部長が言ったように、ストレスチェックについても働きやすい職場だとか、セルフケアしますというふうにも言われていましたけれども、この働きやすい職場ということと、もう1つはストレスチェックの結果に伴うセルフケア、ここについてはどういうふうに行っているのでしょうか。例えば、ストレスが非常に強い場合は産業医とか保健師さんとかに相談というのもあるんでしょうけれども、その前段というか、表に出ない部分も当然にしてあろうかと思えます。このセルフケアについてはどういうふうに行っているのでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

ストレスチェックの回答の結果、もしくは分析の結果については、まずは基本として上司、所属長には本人の了承なしに職場等に漏らすことは、制度としてはまず禁じられております。したがって、その結果についてセルフケアとして、それを例えば職場環境を改善しなければならない、解決しないという場合には、当然本人の意思で上司なり所属長と相談するほかはないんですけども、それは制度上はまずはダイレクトには伝わっていかない制度の設計にはしております。そうしたことで、本人のセルフケアにおいて解決手法が職場として必要な場合においては、当然職場としての改善も必要ですし、職場のみならず本人の心がけというような部分についてももしあるとすれば、それについても当然にして、いわゆる職員の精神衛生の改善にそれぞれの対応に応じて対処していくべきものと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 斎藤委員。

○斎藤憲雄委員 持ち時間ももうそろそろないので。本人で解決できないから休むのであって、やはり——ちょっとことしの3月の日本経済新聞に載っていたんですけども、一般社団法人日本ストレスチェック協会代表理事で産業医の武神健之氏と言うのかな。この方が言われるのは、ストレスについては3つに分類できると。その一つは頑張るストレス、ガス欠ストレス、我慢のストレスだそうです。というのは、頑張るといえるのは仕事を精いっぱいやって、その中でやはり精神的にこれで

いいのかという感じですか。ガス欠というのは仕事以外について熱中するものがないという。それで、一番問題なのは我慢のストレスだと言っています。というのは、何でも我慢していったれらが大きなストレスに発展するというふうに言っているんです。ですから、ずっとこの間私が言っているのは、そういった職場環境やあるいは置かれている場、それにおいてそれぞれの職員の人たちが我慢に我慢を重ねていけば、逆にストレスがたまり続けて精神的にもちょっと冒されかねないなという。ですから、こういった部分、幾らかでも解消していただきたいと思えますし、そして、本会議場でも言いましたけれども、キャビネットの置き方にしても、残さなきゃならないペーパー類の書類は別にして、その他資料として置いておくものについては、私は全てデータ化したっていいじゃないかと。それによって、キャビネットとかそういった大きな備品等については撤去できるという状態ができますし、それに伴って今度は職員の行く場所もまた確保できるとも思うんです。

ですから、ぜひそういった職員の人たちが働きやすい職場、あるいは精神的にストレスを与えない職場というのをぜひつくっていただきたいということを要望して、質疑とさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○木下靖委員長 次に、長谷川章悦委員。

○長谷川章悦委員 自由民主党の長谷川でございます。

それでは、項目に従って質疑したいと思えますけれども、最初の、第1番目の質疑は、今の現県陸上競技場について。午前中に渋谷委員が申しましたので、恐らく同じことになるのかな。

このことについては、ことしの8月に、体育協会を初めラグビー協会、サッカー協会、陸上協会の連名で、2019年に新しい県陸上競技場が完成するということに基づいて、今の陸上競技場を県から譲り受けて、市民のスポーツ活動の拠点として活用するようという要望書を提出していました。わかりますよね。そしてその後、私もいろいろ非公式に打診したりしたんですけれども、市から話が来ないうちには県としては何とも言えないというお話もありました。

そしたら先般、県議会で、新県陸上競技場についてでありましたけれども、県の考えとしては、新しい陸上競技場が利用開始以降に、安田の陸上競技場については、市さらには関係機関等の意見を聞きながら、今後のあり方について検討したいという県の部長の答弁であったと思います。それから見ると、かなりこう前向きになったのかなという感じがいたしますけれども、市としては、これまで県に対して打診したりとか、そういう経過があったんでしょうか。それとあわせて、考え方についてお願いしたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 長谷川委員の青森県総合運動公園陸上競技場の関係の御質疑にお答えいたします。

これまで、市として県のほうにどのような要望をしたかみたいなお話ですが、担当者レベルでは県の担当課のほうとはお話ししておりますけれども、その際には、まだ県のほうで方向性が示されておりました。そういう意味で、これまでも議会答弁では、県のそういうような施設でありますので、県の考えを待ちながらという答弁をさせていただいております。

それで先般、今、長谷川委員からお話がありましたように、県議会のほうでの県の方向性が示されております。また、長谷川委員がお話ししたのとかぶりますけれども、県におきまして、県の総合運動公園に新たな陸上競技場を建設していることを受けまして、青森県総合運動公園陸上競技場については、市が譲り受けて、市民のスポーツ活動の基幹的スポーツ施設として有効活用するよう、要望書が先ほど委員御紹介のとおり、一般財団法人青森市体育協会、青森市ラグビーフットボール協会、青森市サッカー協会及び青森市陸上競技協会の連名によって本市に提出されております。

当該陸上競技場を本市の施設として活用するかどうかにつきましては、築 50 年以上が経過した施設であるということもあり、今後、県と意見交換しながら、慎重に検討を行っていくこととしております。

以上でございます。

○木下靖委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 ありがとうございます。

これについては、私も 2 年ほど前からずっと申し上げてきた関係でありますけれども、非常にそういう関係者からは根強い要望であります。金もかかることと思えます。40 年——50 年ですか、ということですので、耐震の関係では、建物は使えないという話も聞いておりますけれども、中には、あの 2 階の部分を取ってしまえば、耐震は問題ないのではないかというお話もありますし、やはり、事務室とか金庫がなければだめですので、そういうこともいろいろ検討されると思えます。

ただ、いずれにしても、来年、再来年完成します。ということになれば、当然、来年度あたりからでも、市としてもきちんとした計画を兼ねながら検討を加える必要が私はあるのかなと思えますけれども、どうですかね。来年の定例会でも、前向きに検討するということにはなりませんかね。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

体育館等前向きに検討をとというようなお話もありましたけれども、先ほどありましたように、基本的に市の施設関係、やはり市長も前に一般質問で御答弁しましたように、地域のスポーツの活性化に向けて戦略的に考えていくということでありますので、そういう考え方で、いろんなものを慎重にこれからも検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○木下靖委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 陸上競技場のみならず、体育館もいろいろあると思うんですけども、当時、ちょうど国体のときからの建物ですので、どこの市町村でもかなり老朽化して、今改修しているところもありますし、新しく建てるところもあります。三沢市はもう既に立派な体育館ができましたし、むつ市でもこれからいい体育館をつくる予定です。平川市もそうであります。そういうことで、ほかの市町村あたりは、そういう形でどんどん新しいものになってきているという経緯がありますので、ひとつそれらも踏まえて、青森市としてもきちんとした計画を立てながら、早急にやっていただければなと思いますので、ひとつ要望としてお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続けて、市民体育館です。

市民体育館について、今回約9000万円の補正が出ております。これは老朽化もしていますので、かなりまだまだ壊れそうなところがあるのではないかと思います。今回の場合は、経年劣化に伴う受水槽のバルブの破損ということにしておりますけれども、やはり老朽化すればするほど点検はしっかりしなければならないと思います。このことについては、どういう形で点検というか、小まめに点検してきたと思うんですけども、そのときには発見できなかったということなんではないでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 市民体育館の日常の点検についての御質疑にお答えいたします。

市民体育館を含む体育施設7施設の維持管理につきましては、教育委員会と指定管理者で作成しました点検リストにより、施設の日常点検を実施しているところであります。また、点検の際に発見した軽微なふぐあいにつきましては、指定管理者がその都度修繕を行っているとともに、対応に費用や時間を要するふぐあい箇所につきましては、指定管理者が教育委員会に状況を報告し、教育委員会において、対応方法等を検討の上、修繕や施設機能の改善に努めているところであります。

今回、体育館の浸水被害の原因となった給水バルブにつきましては、日常点検項目には含まれておらず、また、各種設備の法定点検項目にも含まれていなかったものであります。このたびの浸水被害を踏まえまして、給水バルブにつきましては、新たに点検項目に追加し、既に日常点検を実施しているところであります。今後は、利用者の皆様に御迷惑をおかけしないよう、適切に施設の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○木下靖委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 点検項目でなかったということですけども、40年以上もたってくれば、いろんなところがかなり老朽化していると思います。ですから、やっぱり日ごろのメンテナンスというのが非常に大事だと思うんですよ。前に天内委員も

学校の屋根の問題で質問したけれども、あれだって何年も前から言っているながら、ほとんど手をつけていない。もう今、さびて穴があいて雨漏るところまできているわけです。それで1億何ぼかかるという話なんだけれども、これだってもう少し早目にメンテナンスをやっておけば、何もここで9000万円もかける必要がなかったのかなという思いはありますからね。ですから、古いは古いなりにもっと指定管理の方に小まめに点検してもらって、できるだけ金をかけないように早目にかけて、そういう1億円近い金をかけなくてもいいように、やっぱりきちんとやるべきだと思います。そのことをまず申し上げたいと思いますし、さっきも申しましたけれども、体育館ももう大変な体育館になってきているわけです。ですから、その辺もあわせて計画的にやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

次に、組織・機構見直しに伴っての（仮称）地域スポーツ課についてでありますけれども、これを移管することによって、今までとどのように変わってくるのか、移管することについて、その考え方について、ひとつお願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 組織・機構の見直しに伴う（仮称）地域スポーツ課についてのお尋ねにお答えいたします。

スポーツ担当部門を教育委員会から市長部局へ移管することにつきましては、平成30年度から新生青森市としてまちづくりのプランニングに着手していくための組織体制の整備の一つとして行うものであります。これは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年第80回国民体育大会を視野に行うもので、平成30年度から、地域の実情や住民のニーズに応じまして、地域づくりという観点から観光・交流部門と連携しながら、スポーツに関する事務について一体的に取り組んでいくという意図から、経済部で所管するものとしたところであります。

これら取り組みに当たりまして、オリンピック・パラリンピックや国体が終わった後も見据えて行うことにより、地域のスポーツ振興にしっかりとした成果を得て、その先につなげていくという意図のあらわれであります。地域スポーツの充実が、ひいては地域づくりにつながるという意味で、市民の皆様に還元できるメリットであると考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 わかりました。

ただ、確かにオリンピックも来るので、私もオリンピックの合宿について何年も質問してきましたけれども、果たしてどっちが担当なのか、教育委員会なのかどっちかという――施設については教育委員会で、企画については経済部か。そういう感じで、果たしてこのままで合宿誘致できるのかなという心配もありました。しかし今回、こういう組織改革で――何部だっけ、どこに持っていくと言ったっけ（「経済部」と呼ぶ者あり）経済部か。経済部ということでありましたので、幾らか期待

できるのかなという思いは持ちました。このスポーツ関係については、弘前市は、前から市長部局で市民文化スポーツ部ですか、八戸市は、まちづくり文化スポーツ観光部ということで市長部局にもう既にあって、弘前市なんかは御存じのとおり、もうプロ野球とか東アジアのソフトボール等々、かなり一生懸命やって、これはやっぱり市長部局だからこういう形で進んでいくのかなという思いも持っていました。そういうことで、今回経済部に持っていくということですので期待はしています。

ただ、今までのスポーツ振興のあり方そのものも検証していかないと、部署を変えただけではなかなか大変なのかなと私は思っています。私もこれまで何回も言ってきました。指定管理者であるスポーツネット青森、あるいは文化スポーツ振興公社、体育協会、もう文化スポーツ振興公社はスポーツをとってもいいような状況にあります。文化のみです。ですから、そういうものもありますので、その辺も踏まえて抜本的に。それからスポーツ推進計画もあります。そのことも含めて、今後やっぱり考えていただければいいのかなという思いです。

さらに、私は職員の採用についても提案したことがありました。よその自治体では、スポーツ枠を設けて採用しているところもあると。弘前市なんかは特にそういう人たちを連れてきてやっていますけれども、そういうことも考えながら、これからのスポーツを中心とした地域振興というのかな、そういうのも考えていただければいいのかなと。相談があればいつでも相談に乗っていきたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは最後になりますけれども、指定管理。

このことについては、随分やってきました。ただ、前から私思っていたんですけれども、浪岡だけなのかな、例えば同じ指定管理でも、都市整備課と教育委員会をまたがっている施設を1つの指定管理者が指定を受けるということになると、いろいろ対応がまずいくときもあったんですけれども、今、花岡プラザもそうですね。今度、健康福祉課と農地林務課と、あと都市整備課か。3つにまたがっていると。こういうのを一元化できないものかなと思っていました。それで、たまたまこれを質問しようかなと思ったその朝に、むつ市で指定管理施設を一元的に管理する組織を検討していると。なるほどなと思ったんですけれども、むつ市の場合は46施設、青森市の場合、その4倍か——の施設だから、これはちょっと無理があるのかなという感じもいたしましたけれども、この一元化ということに対する市の考えはいかなのか、お伺いしたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 指定管理施設を一元的に管理する組織の設置に係るお尋ねであります。

長谷川委員御指摘のとおり、むつ市と青森市とでは指定管理施設の数、それから規模・性質等が違うため、むつ市のような組織を導入することが本市でも有効なものかどうかについては、一概に言うことができないものと考えております。

指定管理者制度につきましては、施設の管理運営に民間のノウハウを導入することによって、その施設の魅力向上を図り、住民の利用を増進させようとする趣旨のものでありますことから、本市ではその実現のため、施設の目的や態様といった実情を熟知したそれぞれの担当課が所管しているところであります。もちろんその指定管理の基準や指定の手續など、全庁統一的に設定、実施したほうが効率的である事項がありますので、それについては現在、市民政策部政策推進課がその総括を担っているところであります。

本市といたしましては、むつ市の検討状況について言及する立場にはありませんが、その動向について今後注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 わかりました。なかなか規模が規模でするので大変なのかと思えますけれども、やりようによってはやれる施設みたいなものもあるのかな。条例とかみんな違いますので大変だと思います。いずれにしても検討の余地があるのかなと思います。

それから、これはこの間もあれですけれども、指定管理の選定評価委員会の委員。スポーツ施設にスポーツに関係する委員が一人も入っていないということに対して、私は疑問を持つんですけれども、やっぱり今後——あと5年後ですので、今後はやっぱりそういう体育施設であれば、あるいは教育委員会関係のよく把握している担当も入っていくようなことも私は考えるべきだと思うんですけれども、その前にもっと指定管理の項目を変えないとどうにもなりません。あくまでも経費でいってしまいますので。この委員について、市民政策部長どう思いますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 指定管理者選定評価委員会委員についての御質疑にお答えいたします。

指定管理者選定評価委員会の委員は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例に基づき、学識経験者、財務等について識見を有する者、市長が必要と認める者としており、市長が必要と認める者については、審査の公正性の確保という点などから、行政実務経験が豊富な市職員である理事または次長を選定しているものであります。

指定管理者選定評価委員会の委員として施設の実情を把握している者を入れるべきではという御質疑であります。募集要項の審査に当たりましては、施設所管課が施設の特性などを踏まえ、管理運営上必要となる事項について説明しているとともに、提案内容の審査においても、施設所管課の補足説明もなされているところでありますが、今後とも施設の実情を踏まえて審査を進めてまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 補足説明のためにいるということと直接委員に入っているということは、ちょっと力の差が違うのかなと思います。

ただ、いずれにしても、以前私が調べたところでは、体育施設に関しては利用者の代表も入れるということもありました。それから文化施設に関しては、文化関係の利用者の代表を入れるという自治体もありました。今はどうだかわかりませんが、そういうこともありますし、やっぱりそういう配慮も必要なのかなと私は思いますので、今後検討するとしたら、またお願いしたいと思います。

それから最後に、これも前にあれですけども、県内の——先ほど弘前市とか何か、竹山委員に答弁していましたが、ほかのところは、平川市でも弘前市でもどこでも大体公募・非公募がありますけれども、スポーツ施設は全て体育協会というのが主だと思います。

そういうことから考えれば、青森市もその辺の配慮も必要なのかなと私は思います。各地区館だって、利用者の代表を集めて管理委員会をつくらせて、そこに指定管理をやらせているという実情がありますので、やっぱりその実情に一番詳しい人が指定管理をやれば——企業のみならず、一般団体であってでも私はそういうのを優遇してやるべきだと思うんですけども、今言ったようなところは体育協会が全部指定管理をやっているという、このことについて、市の考えをもう一度ひとつ。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 長谷川委員の体育施設は県内他市でも体育協会が指定管理者になっているけれども、本市は違うので市の考え方を示せということについてお答えいたします。

体育施設の指定管理者募集につきましては、県内他市でも、例えば弘前市では弘前市民体育館などの体育施設を1者からなる公募によって、公益財団法人弘前市体育協会が選定されており、八戸市においても2者からなる公募により、八戸市体育館などの体育施設を旧財団法人八戸市体育振興公社のエスプロモ株式会社が選定されております。

青森市におきましても、市民体育館など本市体育施設7施設の指定管理者の募集につきましては、青森市指定管理者制度導入基本方針に基づき、民間事業者の専門的な手法や経営ノウハウを活用し、市民サービスの向上等を図るため競争原理の働く公募としており、このことは青森市指定管理者選定評価委員会において、審議の上決定しているところであります。同基本方針におきましても、例外的に公募によらず指定管理者候補者の選定が行うことができる場合として、「公募の手続をとる暇がないとき」、「当該施設の適正な運営を確保するため必要と認められるとき」、「地元住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進といった効果が期待できる場合」等を想定しているところでありますが、本市体育施設につきましては、これらに該当しないことから公募としているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 私、一般質問のところでも、だんだん指定管理から直営に戻してというところがあるということ——2015年度までのあれでいきますと、767施設ですか。指定管理者からやめたのが760施設くらいです。そして2015年度に入りましたら、その倍になっているという、指定管理から直営に戻しているという——恐らくことしはそれはまだまだふえてきていると思う。そういうことで、いつだか長岡市に行ったときに、長岡市役所は、あそこが指定管理者ですかと言ったら、いや、長岡市は指定管理はもうやりませんと。利用者の代表を集めて、そして会社をつくらせてそこにやらせていますということもありますので、そういう事例はたくさんあると思います。

ですから、指定管理については私のみならず、かなり皆さんこう問題視されている方がいますので、今後さらに検討を加えて市民も参画しやすいような指定管理者制度にしていだきたいと思います。終わります。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、丸野達夫委員。

○丸野達夫委員 新政無所属の会の丸野でございます。

まず最初に、教育委員会に御質疑したいと思います。

働く喜びや大切さを知ることがを目的に、小学生職業体験講座開催事業「ワラッシ！」を行っているようですが、その実施状況についてお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局理事。

○工藤裕司教育委員会事務局理事 丸野委員の小学生職業体験講座開催事業についての御質疑にお答えします。

小学生職業体験講座開催事業は、市内の小学生を対象に、さまざまな職業の魅力と実際の現場を知るための職業体験を通して、就労の楽しさや大切さを知るとともに、労働によって得た対価の消費を体験することによる経済活動の仕組みを学ぶ機会を提供し、キャリア教育の推進に寄与することを目的として実施しております。

本講座は、平成25年度から中央市民センターにおいて、「おいでよ！キッズタウン“ワラッシ”」の名称で実施してきていたところですが、本年度から事業を拡充し、名称も小学生職業体験講座開催事業「ワラッシ！」と改めた上で、11月3日には中央市民センターで実施し、12月10日には荒川市民センターで「ワラッシ！～出張版～」として実施したところがあります。また、翌年2月18日には、浪岡中央公民館において実施する予定であります。

講座の具体的な内容といたしましては、アナウンサーや建築士、歯科医、農家などの仕事の疑似体験をし、それぞれの仕事を職業としている講師から仕事の内容ややりがい、苦労していること、そして、どのようにしてその職業についてのかなどを直接聞くことで、働くことについて学んでおります。また、体験後に得た疑似通

賃による給料を使い、会場内に設置した模擬店で小物づくりワークショップなどを体験することで、経済活動の仕組みも合わせて学習できるようにしております。なお、3会場で実施する本事業の予算額は143万3000円となっております。

今年の中央市民センターにおける実績は、8種の職業体験ブースに対して、事前申し込みと当日参加の児童とを合わせて200名が参加し、保護者等を加えた来場者数は685名となっております。荒川市民センターにおける実績は、10種の職業体験ブースに対して244名の応募があり、その結果、抽選による受講者181名が参加し、保護者等を加えた来場者数は1100名となっております。なお、来年2月の浪岡中央公民館での実施に当たっては、荒川市民センターと同様に職業体験を10種とし、受講者200名を募集する予定としております。周知については、「広報あおもり」1月15日号への掲載及び学校を通じた対象児童へのチラシ配布にて行う予定であります。

以上でございます。

○木下靖委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 小さいころからさまざまな職業の魅力ですとか、実際の現場を知るということは、若者の離職率やニートなどが増加していく中で、その後、みずから就労する際に大いに役立つことだと思います。この事業をもう少し広めていただければなという思いから質疑いたしました。なるべく抽選しないで、受け入れる側のマンパワーもあるんでしょうけれども、なるべく来たいという方には、全員参加できるような体制もつくっていただければなと思います。あと、子どもたちの感想なんかもお聞かせいただければ、よりいいのかなと思いました。以上です。

次に、都市整備部にお伺いいたします。

子どもころから雪に対する関心を持ってもらうことを目的に、小学生を対象に実施している雪学習教室の実施状況についてお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 丸野委員の雪学習教室の実施状況についての御質疑にお答えいたします。

本教室につきましては、将来を担う子どもたちに雪に対する関心を持ってもらうことが重要であるとの認識から、子どもたちが冬期間に快適で安全に過ごすために必要なことを知るとともに、一人一人がまちづくりの担い手として、将来にわたってみずから積極的に雪処理に関するマナーの向上に努め、除雪ボランティアへの参加等による地域貢献活動につながっていくことを目的として、平成27年度から開催しているものであります。

本教室は、冬期間におきまして、主に小学校高学年を対象に実施しており、学習内容といたしましては、1時間目には雪の基礎講座として、本市に雪が多く降る仕組みや除排雪の仕組みなどについて学習し、2時間目には除雪機械の試乗体験として、当日学校に派遣したタイヤショベル、ロータリ除雪車に実際に試乗し、除雪作

業時に除雪機械に近寄ることの危険性などについて学習していただいているところ
であります。本教室を通じまして、児童たちが雪に対する関心を持つ契機となっ
ていると考えているところであります。

これまでの開催実績であります。平成 27 年度は東陽小学校の第 5、第 6 学年の
児童 40 人を対象に実施し、平成 28 年度は野内小学校の第 4、第 5、第 6 学年の児
童 33 名及び原別小学校の第 5 学年の児童 44 名を対象に実施したところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 どうもありがとうございました。

小さいうちから、雪のルールですとかマナーというものも非常に学べていい制度
だと聞いております。クイズ形式で教えるので、非常に興味を持って子どもたちも
参加できると聞いております。

やはり苦情の中でも、近隣トラブルとかが非常に多い部分もあろうかと思いま
すが、小さいうちからこういうことを学んでおけば、将来そういうトラブルも比較
的に解消できるのかなという思いもありますので、年 1 校程度ではなくて、もう少し
大きく広げていただければなという思いがあって質疑いたしました。

次に、環境部に質疑いたします。

本市では、これまでごみの減量化・資源化に向けさまざまな取り組みを行ってま
いりましたが、青森地区における今年度の可燃ごみの排出状況については、月別に
前年と比較してみますと、増加している月と減少している月がありますが、その理
由をお示しくください。また、浪岡地区につきましては、前年と比較しては増加し
ているので、その理由もお示しくください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。環境部長。

○小松文雄環境部長 丸野委員の可燃ごみの排出状況についての御質疑にお答え
いたします。

青森地区における今年度の可燃ごみについて、前年と比較した場合の各月の増減
理由を明確に答えることは困難ではありますが、家庭系及び事業系別に見ると、まず、
家庭系ごみにつきましては、平成 28 年 4 月から指定ごみ袋制度へ完全移行となっ
たことにより、指定ごみ袋制度を導入する前の平成 27 年度と比較して、平成 28 年
度は年度当初から大幅な減量となりました。しかしながら、今年度は指定ごみ袋制
度の影響が落ちついたことにより、4 月から 7 月までは増加となったものと考えて
おります。また、各月の可燃ごみの収集日数の増減、特に排出量の多い月曜日や火
曜日の数が前年同月と比較して多い場合は排出量が増加し、少ない場合は減少す
る傾向が強いことから、その影響により 6 月と 7 月は増加し、8 月と 9 月は減少し
たものと考えております。

次に、事業系ごみにつきましては、ほぼ毎月減少しており、その理由は、ことし
4 月から青森市清掃工場において実施したリサイクルできる古紙類の搬入制限の強

化による効果であると考えております。これらのことが、青森地区の平成 29 年度上半期における可燃ごみの排出状況を前年と比較した場合の各月の増減理由であると考えております。

浪岡地区の平成 29 年度上半期における可燃ごみの排出状況は、前年同時期と比べて 68 トンの増加となっておりますが、その内訳として、家庭系ごみが 2 トンの減少、事業系ごみが 70 トンの増加となっております。

このことは、コンビニエンスストア等新規事業者の増加、及び既存事業者の一斉排出による一時的な排出量増加によるものと考えております。

○木下靖委員長 丸野委員。

○丸野達夫委員 御答弁ありがとうございました。

環境部で一生懸命ごみの減量化に取り組んでいるのは非常によくわかります。よくやってくれているなと思います。でもなかなか結果が出ないのもまたごみの減量化ですので、根気よく続けていっていただければなと思います。

特に、海沿いの町の減量化は、やっぱりどうしても魚を食べる食文化があるものですから、内臓の処理ですとか骨の処理、これはどうしても減量化が難しいんですが、水を多く含んでいるので、その分減量化できるような、工夫を凝らすような排出方法も考えていっていただければ、もう少し減っていくのかなという思いもしております。

セブンイレブン等の新規のコンビニの参入でごみが多く出ているというのは、私も家内の実家がコンビニをやっているので、非常によくわかります。これはもうとめられないので、いたし方がないのですが、それをもって諦めずに取り組んでいただけることを切に要望して、質疑を終わります。次の方に時間を残さなきゃいけないので、よろしくお願いします。

○木下靖委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 3 時 15 分からといたします。

午後 2 時 44 分休憩

午後 3 時 16 分再開

○木下靖委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

この際、先ほどの軽米智雅子委員への答弁について、市民生活部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 答弁の訂正を申し上げます。

先ほど、軽米委員の転入者への情報提供につきましての答弁で、青森市バスマップの発行元を企業局交通部と申し上げましたが、正しくは都市整備部でありますの

で、謹んでおわびし訂正させていただきます。

○木下靖委員長 質疑を続行いたします。

次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。

2点通告していますが、本来通告なしでも質疑できますので、簡単な質疑をまず1点、先に質疑させていただきたいと思います。

浪岡の除雪なので浪岡事務所だと思いますけれども、3人、4人とか5人、6人の声ではなくて、何十人という声が寄せられています。その内容は、除雪を入れなければならない日に入らないで、少しの雪のときだけ除雪に来ているんだということで、苦情が寄せられています。出勤基準が変わったのかとも私言われましたけれども、今の現段階の浪岡事務所として、私の今の声と同じ認識でいるのか。それとも、そんなことはない、正常なんだという認識でいるのか、まずそこをお答えください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 天内委員の浪岡地区の除雪車の出勤基準についての御質疑にお答えいたします。

浪岡地区におきましては、午後11時から午前1時までにパトロールを行い、降雪量がおおむね5から10センチメートルに達し、かつ交通に支障が予測される場合に、午前1時をめぐりに出勤指令を発しているところであります。この出勤基準につきましては、昨年度と同様であります。ただ今冬は、パトロールを終わった後の降雪があったということで、その場合はなかなか対応が困難となりまして、その日中、あるいはその日の夜に除雪を行うといったケースが何件かありました。現状としては、そういうことであります。

○木下靖委員長 天内委員。

○天内慎也委員 そういうこともあると思いますよ。パトロールして、きょうは要らないとなってから朝方に降る場合もあるんですけども——私の調査ですよ、間違っていないと思うんですけども、私が聞いたところによれば、出勤を判断する職員が新しい人になったと聞いています——浪岡事務所副所長はわからないかもわかりませんが。当然、職員では部署の異動もありますし、年齢がいくと任務も重要な任務に変わっていくと思いますので、いつまでも同じ職員でいるということも無理があるということもわかりますし、いろいろ経験も積んで早く苦情が出ないような、通常に戻っていただきたいと私は思っています。それとあと、同じ部署に当然出勤指令を出してきた先輩の職員の方々もおりますので、やっぱり指導を徹底してほしいと思っています。それと、数日先の天気を推測して、これまで暖気が来る前に圧雪を剥いでいました。そのことも、今まではちょっと判断がおかしいかなと思っていますので、徹底してほしいなと思います。あと、とにかく出勤指示を迷ったら、もうとにかく出すと、私はしたほうが間違いないのかなと。ある程度の微妙なとこ

ろですよ。5センチメートルからだから、2センチメートルとか3センチメートルとかで出せとかじゃなくて、迷ったときに出せば一番いいのかなと思います。浪岡は高低差があるので、全部を出すということはそんなにないと思うんですよ。細野地区とか大釈迦地区が回数が多いので——二、三人じゃないですよ、この声は。何十人ですから、本当に重く受けとめていただきたいなと思います。除雪はこれで終わります。

次に、消防団についてですが、平成28年第1回定例会の予算特別委員会で質疑したことがあります。浪岡の管轄が本町や女鹿沢地区などを管轄している浪岡消防団第1分団に、これまでの消防組織の改編の過程で、車両と機械器具置き場が設置されずに現在に至っているということで、団員15名や浪岡消防団の幹部の方々から、これまで何度となく配置してほしいという声が出ていると思いますが、そういう意味でこれまで検討してほしいと質疑もしてきました。そのときの答弁では、こうした意見も参考にしながらその必要性も含めて検討したいと。ざっくり言えば、前向きではなく後ろ向きな答弁であったかなと思っています。その理由として考えられるのは、1番に来るのは、まず予算だと思います。あと、吉崎元総務部理事の答弁では人口が減っていくから、新たな配置はできないというような答弁だったと思います。しかし、当の浪岡消防団第1分団の団員の方々は、地域の防災力の向上と住民の生命や安心を守りたいという意欲は、吉崎元総務部理事の答弁を伝えてでも今のところ全く衰えていません。ということで、今も声を上げ続けています。

それでは質疑しますけれども、浪岡消防団第1分団に、幹部や団員から車両の配置と機械器具置き場の新設要望が出されておりますけれども、どうか検討してほしいと思いますが、答弁を求めます。

○木下靖委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 天内委員の浪岡消防団第1分団への車両の配置と消防団機械器具置き場の新設要望についての御質疑にお答えいたします。

青森市消防団は、青森市の安全・安心を守る非常備消防として、ほかに本業を持ちながらも、郷土愛護の精神に基づき、地域住民の生命、身体、財産を守るという高い志のもと消防・防災活動を行い、日夜、献身的に地域防災に大きな役割を果たしていただいているところであります。

このような中、浪岡消防団は、旧青森市との合併前に、各分団の車両及び消防団機械器具置き場——以下、置き場と言わせていただきますけれども——につきまして、現在の体制に整備されているところであります。このうち、委員お尋ねの浪岡消防団第1分団につきましては、旧浪岡町におきまして、昭和36年に消防団常備部の設置、昭和42年には消防団常備部が廃止され消防本部が設置されるなど、消防組織の改編の過程におきまして、車両及び置き場が配置されておらず現在に至っているものの、消防団幹部からは、浪岡消防団の活動を充実させるため、車両と置き場を整備したいとの意見がありますことは認識しているところであります。

しかしながら、基本的な消防団の車両の配置及び置き場の整備につきましては、浪岡消防団を含めた青森市消防団全体で調整し、整備をしていくものと考えておりまして、必要な防災体制を確保しつつも、新たに浪岡消防団第1分団への車両及び置き場の配置は考えていないものであります。

今後の対応といたしましては、浪岡消防団第1分団の現在置かれている状況と今後の浪岡消防団の組織体制の充実を図るためには、これまでも青森消防団の中で既に実施している隣接の分団との車両及び置き場を共用運用する統合につきまして視野に入れ、検討していくことも必要と考えているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 天内委員。

○天内慎也委員 前回いただいた答弁書と今比べながら見ていましたけれども、全体で考えていくということと、今新たにつけ加えられたのは、この消防団の要望と反する答弁ですが、統合などというようなことも今答弁で出されました。公共施設の再編とかそういう考え方からいけば、そうなるのかなとは思っていますけれども、御承知のとおり浪岡消防団第1分団の役目というか、役割についてですけれども、浪岡消防の常備の補助的な役割を担っています。火災のときの消化活動の補助とか風水害現場での土のうを積んだりとか、あと交通誘導などこうした役割も大事だと当然思っていますが、仮に浪岡消防団第1分団にポンプ車が配置されたとしても、この役割をもうやらないと言っているわけでもありません。今、団員が定期的集まる場所も実際ないわけです。15人いるんですよ、定員満杯で。何か団長の車庫を借りて集まっているらしいんですけども、今だと寒いわけです。そういった中で、やっぱりせつかく15名の団員が集まっていると——やる気のある団員です、話を聞けば。ですから、私は活動を充実させてあげたいなと思っています。それと地域で今、自主防災組織を一生懸命立ち上げて目標を持って取り組んでいますけれども、自助共助とともに防災訓練なんかでは、消防団も必ず重要な位置にいますし、車両も呼ばれます。水揚げの訓練なんかも見せろとか言われたりして、そうやっているのが、今の地域の実情だと思います。ですから、そういう見方からも市としても必要性を検証してほしいと思うんですけども、見解を求めます。

○木下靖委員長 答弁を求めます。蝦名総務部理事、消防長。

○蝦名幸悦総務部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

以前の答弁でも、浪岡消防団第1分団——先ほど天内委員もおっしゃっていましたが、車両の必要性を考慮して検討するというのもありました。今の御質疑の中で、必要性を考えてもらいたいということでありました。現在の体制で、その後いろんな観点から検討した結果、今回の新設について、いわゆる純増は非常に考えにくいというところでもあります。実際に私自身も、浪岡消防署へ平成26年度、平成27年度、2年間という勤務をしておりましたので、浪岡消防団第1分団の実情や団員のいろいろな思いや心情、心意気——例えば19分団ある中で女性消防団1

分団、あと 18 分団の中で、1 分団だけが車両置き場がないということ……（発言する者あり）それと団員が年々減少している中で、今お話があったように、浪岡消防団第 1 分団にあっては定員 16 名——先ほど 15 名というお話がありましたけれども、その辺もちょっとあれですけども、実員 16 名という充足率 100% といったことなど、私もお話を聞く機会もありましたので、その辺のところは承知しているつもりですし、ある意味心苦しいという思いもあります。

しかしながら、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、車両や置き場の整備、資機材や装備、これについては青森市消防団全体で調整すべきものと考えておりまして、青森消防団で既に実施されている班の統合などに配慮しますと、このたびの新たな置き場の新設や車両の購入についての、いわゆるそういった純増は考えにくい、できないものと考えております。

実際に青森消防団では、これまでもさまざまな理由から班の統合を実施してきておりますし、実際に今年度も諸事情から置き場を撤去せざるを得ない、そういった事態が発生しまして、隣接する班と統合し共用運用をお願いしたところでもあります。そういったこともありますので、まずは青森市消防団全体で考えていただきたい。調整、整備を図っていきたいと思いますので、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

○木下靖委員長 天内委員。

○天内慎也委員 蝦名総務部理事も自分でも今答弁で言いましたけれども、2 年間浪岡にいたことがあるので思いはわかると言っていましたので、全体として考える中ででも蝦名総務部理事のその思いを、やっぱり少しずつでも前進につなげていってほしいなと私は思います。

今、市でも、団員確保の取り組みを進めていますけれども、現状としてパーセントで上がることはない。下がっていると思っていますけれども、例えば、私が所属している分団でも消防団に入ってほしいと地域を訪問するわけですよ。そうすれば今、各皆さんは仕事が忙しいから無理だとか、あとそれこそ蝦名総務部理事の答弁にもありますが、郷土愛護の精神とか地域を守っていくといった考えに立つ人がだんだん少なくなっている、ほぼないと言っても等しいと思います。なかなかうんと言ってくれない。そういった中で、このような地域を自分たちで守っていききたいというやる気のある浪岡消防団第 1 分団も、どうか育てていってほしいなと私は思います。それが地域のためにつながっていくと思っていますので、そのことを要望として消防団は終わります。

次に、浪岡の老人福祉センターについて質疑します。この老人福祉センターは、65 歳以上や老人クラブに入っている人たちが無料で入浴をする施設で、年間 9000 人ぐらい利用しています。これまでも、ここをこよなく愛している人、団らんのひとときを楽しみにしている人から、さまざまな声が寄せられて予算特別委員会で取り上げてまいりました。例えば、何年前かは忘れましたが、落雷で温泉を

くみ上げるポンプが故障したときとか、あと浴室の蛇口が壊れたままになっているからとか、早く温泉を正常に戻してほしいという声が寄せられて質疑してきました。

今回、2つあるボイラーのうちの1つのボイラーが壊れて困っているという利用者から声が寄せられていましたけれども、工事完了の見込み、現在の状況、答弁を求めます。

○木下靖委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 天内委員の老人福祉センターのボイラーの改修工事についての御質疑にお答えいたします。

天内委員からも御紹介いただきましたが、青森市浪岡総合保健福祉センター内に設置しております老人福祉センターの温泉入浴施設は、65歳以上の方及び老人クラブに加入している60歳以上の方が無料で入浴できる施設であり、年間約9000人の方々が御利用されております。

同センター内には2台のボイラーが設置されており、温泉入浴施設のほか館内への給湯を行っております。去る8月21日、うち1台のボイラーが緊急停止したため、保守点検業者に調査を依頼したところ、ボイラー本体に損傷が見られ修繕不可能と判断されましたことから、関係部局と協議し、ボイラー改修工事を行うこととしたところであります。改修工事につきましては、建築営繕課におきまして設計業務を行い、去る12月4日に業者と工事請負契約を締結したところであります。工期については、ボイラー本体が受注生産でありますことから、3カ月程度かかる見込みとなっております。

また、このたびのボイラーの故障に伴いまして、ボイラーから供給できるお湯の量が減少したことから、全町内会の方々が温泉入浴施設を御利用できる日の温泉利用時間帯につきましては、同センター内に設置されているデイサービスセンターが、午前中にお湯を使用していることを考慮し、これまでの9時から15時までを12時から15時までに変更しております。施設を御利用される皆様には大変御不便をおかけしておりますことを、心からおわび申し上げます。今後とも、老人福祉センターを快適に御利用いただけるよう、施設の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○木下靖委員長 天内委員。

○天内慎也委員 修繕に3カ月間かかるということで、私にしゃべってきた人は、この全町内会るとき、12月だと5日間あるんですけども、その中で今まで6時間利用できたのがデイサービスセンターとの兼ね合いで3時間に減ったということで、人もいっぱいいるし大変だと。早く6時間に戻してほしいという訴えだと思います。

順調に工事を進めて一日でも早く完了させてほしいと思うんですけども、一応確認して聞きたいと思いますが、このボイラーは耐用年数が13年と聞いています。使用したのは18年と私聞いていまして、5年丁寧に大事に使ったのではないかと思います。これまでちゃんと毎年メンテナンスをやってきたのか、ちゃんとしっ

かり点検をやってきたのか。そこのところをお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 ボイラーの保守点検の再度の御質疑についてお答えいたします。

ボイラーの保守点検につきましては、バーナー、燃焼室、排ガス通路及び真空装置の点検を行う保守点検業務を委託しておりまして、保守点検業務を年1回、必ず実施しております。今年度は6月16日に実施したところであります。

○木下靖委員長 天内委員。

○天内慎也委員 ちゃんとやってきたということですが、以前、浪岡給食センターのボイラーのときは、期限より10年使っていたということもあって、もう取りかえなきゃだめなのに無理して使っていたということも、私の裏の調査でわかったわけですが、今回、裏の調査を実施したんですけれども、ちょっと取材ができませんでしたので、そのところとかは大丈夫かなと。

答弁も信用したいと思えますけれども、できるだけ早く完了して——急いで悪い仕上がりになってもだめですし、丁寧な工事をしながらでも、早く終わって一日でも早く6時間に再開していただくことを要望して、私の質疑を終わります。

○木下靖委員長 次に、工藤健委員。

○工藤健委員 市民クラブ、工藤健です。

早速質疑をしてまいります。その前に12月10日、先ほど丸野委員からもありましたけれども、荒川市民センターで「ワラッシ!」、私も伺いました。小学生と保護者1100名がごった返しておりましたけれども、とても楽しそうでありました。社会教育課と民間の団体のいろんな工夫、協力もありまして、本当にいろんなブースがあって、子どもたちもこれだったら一日中いても楽しいだろうと。いろんな体験を通して、多分将来の可能性とかあるいはいろんな選択肢を感じただろうと思います。できればこういう事業は、市内全域の小学校を対象にこれからもやってほしいですし、さらにそこから子どもたちが町を運営するというミニ・ミュンヘンとか、あるいは子どもがつくるまち事業、これもそれに似たような、子どもたちがいろんな社会や政治を運営するという事業があるんですけれども、そういうものに発展していけばいいと、これは要望としてお話をします。

それでは、議案別冊5ページの総括表に基づいて、人口減少対策の婚活支援ですが、まず今の社会で結婚、出産を含めて、多様な選択肢と生き方があるという前提での質疑であります。

人口減少対策の中で、妊娠・出産・育児について、これは国も青森市も力を入れていることは承知をしておりますが、妊娠や出産の前の段階、いわゆる入り口、出会いから結婚についてお伺いをいたします。

男女の出会いのチャンスをつくる、いわゆる婚活支援について市はどのように取

り組んでいるのか、現状の状況をお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 婚活支援に係る現在の取り組み状況についてお答えいたします。

市では、結婚を希望する方に対しては、県のあおもり出会いサポートセンターが行っております結婚したい方々を対象とした出会いの場、イベント実施協賛団体による婚活セミナーの開催、結婚に関する意識啓発などの各種事業について、「広報あおもり」や市のホームページによる周知や、市民センター等の市の施設にチラシを設置し情報提供を行っているところであります。

また、市民なんでも相談室で受け付けした結婚に関する相談は年3件程度ありますが、その際、相談者へはあおもり出会いサポートセンターを紹介しているところであります。

○木下靖委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

同様の質疑は平成26年定例会でも質疑しておりますが、今とほぼ同じ回答であります。では、少子化の大きな原因というのは何だと思えますでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 再度の御質疑にお答えいたします。

少子化の原因とはさまざまあるかと思えますけれども、その一つには未婚化、晩婚化による出生数の減というのが挙げられているという調査が国等で行われているところであります。

○木下靖委員長 工藤委員。

○工藤健委員 もちろんたくさんありますけれども、今の質疑の流れからいくと、未婚化と晩婚化であります。青森市の総合戦略、こちらの中に未婚、晩婚がふえている理由というのを、「独身の自由さや気楽さを失いたくない」というのが5割だと載っておりますけれども、これは若い世代の数字でありまして、国立社会保障・人口問題研究所——これは年代ごとに調べておりますが、その中で、確かに20代の方はそういう理由が多いんですけれども、20代後半からは「適当な相手にまだめぐり合わない」というのがトップであります。この当事者の気持ちをやっぱり読み違えると、対策も結果も変わってくるのかなと思えますが、この総合戦略で市が取り組む施策として、先ほども言いましたけれども、県などと連携をしていわゆる結婚を希望する人に対する支援をするというふうに記載しておりますが、KPIが設定されておられませんけれども、これはなぜでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えをいたします。総合戦略に係る御質疑でしたので、私のほうから御答弁いたします。

今、工藤委員のほうからお話のあった部分につきましては、総合戦略の記述をご

らんになってもおわかりかと思えますけれども、総合戦略を策定する段階で、青森市としての取り組みというものが先ほど市民生活部長が答弁したような内容でありまして、国あるいは県と連携してという部分で事業を進めていくという考えがありましたので、K P I のほうは設定しておりませんでした。

○木下靖委員長 工藤委員。

○工藤健委員 県や国と連携をするので特別設定はしていないと。そうすれば、その状況、成果というのは、市としてはわかりませんよね。県の数字を把握されているのかどうかはわかりませんが、ある程度その経過、効果とかを図っていかなければ、多分次の策が出ないと思うんです。もちろん、妊娠・出産・子育て、これに対する施策というのももちろん大事ですけれども、先ほども言いました出会いと結婚という入り口がなければ、そこにたどり着かないということは誰でもわかると思うんです。必ずしも結婚して出産とは限りませんが、日本の場合には多くは結婚をして出産に至ります。そもそも、相手がいなければ子どもは産まれないと。結婚した夫婦には、大体平均 1.94 人の子どもが産まれているという、これも実際にデータとしてありますので、つまり少子化の原因というのは未婚化と晩婚化、これがとても大きい原因になります。とすれば、未婚の原因は何なのかと考えるんですが、経済状況とか出産後の育児をしながら働ける環境が整っていない。それで出産をためらっているという人も存在するとは思いますが、目の前に結婚したい人がいるのに、出産の後に働くことを考えて、恋人との結婚をしないという女性はそんなには多くないと思うんです。そうした条件を整えば、皆さんすぐに結婚して子どもを産めるのかというと、それもそうではない。なぜかというと、結婚というのは相手がいなくてできないわけですから。

生涯未婚率という数字があります。これは 50 歳までに 1 度も結婚してない人の割合を示すんですが、2015 年の国勢調査の結果では、男性が 23.4%、女性が 14.1% 過去最高であります。青森市の場合には、男性が 25.9%、女性が 18.8% で全国平均を大きく超えております。男性の 4 人に 1 人、女性の 5 人に 1 人が生涯未婚と。5 年前の調査と比較しても、相当な結婚離れが進んでおります。伺いますけれども、青森市のいわゆる未婚対策、このままでいいのでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 未婚対策についての御質疑ですが、先ほども申し上げましたように、出会いの場を求める人、結婚を希望する方で出会いの場がないといった方には、既に県の出会いサポートセンターを紹介しておりますので、これらの周知を一層努めていくこととしております。

○木下靖委員長 工藤委員。

○工藤健委員 その県の施策が届いていないです。確かに結婚というのは個人の問題なので、今までは行政がそれに後押しをするというのはどうなんだろうということもありましたけれども、現状では、いろんな自治体が婚活事業に踏み込んでおり

ます。それだけ人口減少は大変だという対策の一つなんですけれども、先ほどの調査によりますと、いずれ結婚するつもりだと考えている未婚の方は、男性は 86%、女性も 90%、いわゆるほとんどの人は結婚したいんですよ。ですけれども、交際する上での不安というのがやはり出会いの場がわからないとか、どう声をかけていいかわからないというアンケートになっています。

市内で婚活事業をやっている NPO の方にもいろいろお話を聞きましたけれども、とても現状は深刻だと。潜在的な結婚希望者は、話を聞くとたくさんいらっしゃるんですけれども、そういうものにはなかなか出てこない。そもそも男性に積極性がなくて、草食化とか言われておりますが、コミュニケーションのとり方も含めて、いわゆる講習をしている段階、ほかの NPO の方に聞いても、逆に女性のほうから男性のプロポーズを引き出すという会話術の指導をしているぐらいなかなか現状は難しいと。婚活事業は確かに——例えば合コンとかいろんな表現の仕方がありますけれども、事業としては行政がかかわりづらい事業かもしれません。でもそれはいいんです、民間にお願いして任せればいいんですけれども、行政はそういう仕掛けではなくて、仕組みをつくる必要があるんだと思うんです。つまり、個々に男性も女性も将来結婚したい、できれば誰か相手を探したいという方に対して、一人一人、個々に接して相手を探してあげる。今、仲人制度というのは余りなくなりましたけれども、他の各自治体では、いろんな結婚ボランティア制度であるとか、あるいは幸せキューピット制度とか、さまざまな名前がありますけれども、いわゆる仕組みとして、引き合わせするものを行政が支援をしてくれています。婚活という仕掛けもある程度の支援があれば、もちろん進んでいくと思いますが、やはりそこに目を向けていかないと、なかなか難しい時代になってきたのかなと思います。

平均初婚年齢というのも、今は男性が 33 歳で女性が 31 歳です。その後に、結婚して子どもが生まれて 2 人目、3 人目となるとなかなか難しい。未婚、晩婚、晩産化ということも問題になっておりますし、特に晩産化については、子どもが生まれて、中学生、高校生、大学生になったときに、親が定年になっていると。その後、子どもの学費を生み出すのに大変だという問題も出ておりますし、さらには再婚というのも婚活の中には入っておりますので、今、お年寄りになってから一人で暮らす方がとても多い中では、子どもを産むということは別としても、ある程度の後半の人生を伴侶を見つけて一緒に暮らすというのも、いわゆる独居老人等を防ぐためには有効なんだろうと思います。青森市が地域の中で個人個人を結びつけるというボランティアの育成、運営を含めて、公設の相談支援窓口というのは、今後考える必要があると思うんですが、最後にいかがでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 個人と個人を結びつけるような婚活支援の窓口が必要なのではないかという御質疑ですけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたように、現状、市のなんでも相談室に寄せられる相談は年 3 件程度となっております。10 年

ちょっと前になりますけれども、かつて市で持っておりました結婚相談所についても、やはり相談数が減少している、相談が成り立たないということで廃止した経緯もあります。それからまた、工藤委員がおっしゃるように、結婚は個人の意思による部分があるということもありますので、それらについても、やはり慎重な対応が必要ではないかと考えております。現状では、出会いを求める方への紹介を進めてまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 工藤委員。

○工藤健委員 待っている、そういう男性ですからなかなか来ません。こちらから仕掛けていく。でないと、この事業は意味がないです。婚活事業も結局、募集をかけたり、いろんなところに働きかけをして仕掛けて、それで初めてそういう男女が集まって成果に結びつくということですから、そこをいつ行政のほうで踏み出せるか。でないと、多分この状況というのは、ますますひどくなっていくと思います。もちろん経済的なもの——きちんと結婚して安心して子どものこと、生活のことを考えて生活していけるような経済的な背景というものを、もちろんつくっていく必要がありますけれども、まず一番最初に必要なのが、その入り口部分だということを申し上げて、この項は終わります。

次に、観光ですけれども、特におもてなし対策なんですけど、来春から青森市新中央埠頭にクルーズ客船が今、25隻予定されていると。大型クルーズ船が全て来るわけですから、青森市にとっても観光面でのエポックと言いますか、大きなチャンスであると思います。一般質問でも述べましたけれども、とにかく観光あるいはホテルや商業者だけの世界という空気があるんですけども、実はやっぱりそうではないというか、逆に世界に対して、私たちの住む青森のよさを伝えるチャンスでもあるんだろうと思います。今、口コミ、SNS等々を通じて、青森の評価も上げるチャンスだと思っておりますので、そのために市民と一緒にできること、情報提供と働きかけが必要だと思いますけれども、クルーズ客船寄港時の市民のおもてなしの機運を高めるための取り組みについてお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 クルーズ客船寄港時のおもてなしについての御質疑にお答えいたします。

これまで市民の皆様のおもてなしの機運を高めるための取り組みといたしまして、「広報あおもり」及び青森港国際化推進協議会のホームページに、クルーズ客船寄港日を掲載してお知らせしているほか、駅前周辺の商店街へのクルーズ客船の年間の寄港予定日時一覧の情報提供や、地元マスメディアへの積極的な情報提供を行っております。

また、寄港時の埠頭でのおもてなしとして、ねぶた運行団体や保育園等による歓迎アトラクションの実施、一般社団法人青森市国際交流協会A I V A様による英語での観光案内所の設置、高校生おもてなし隊のガイドによるまちなか散策などを

行っているところであります。さらに、船会社の御協力により、市民等を対象としたクルーズ客船の船内見学会を実施しておりますが、多くの応募があり、クルーズ客船に対する市民の皆様の関心の高さを感じております。

来年は、これまで以上のクルーズ客船の寄港が予定されており、市民のおもてなしの機運を高めるためのきっかけづくりを図っていくこととしております。具体的には、本年7月に策定した青森港クルーズ客船寄港促進アクションプランに基づき、おもてなし充実に向け青森港クルーズサポーターを育成するため、有利な助成金を活用し、市民を対象としたクルーズ客船のおもてなし研修会等の開催を検討しております。平成31年5月にはクイーン・エリザベスが寄港するなど、今後も初寄港となる大型客船が予定されており、市民がクルーズ客船をより身近に感じ、交流の機会が広がっていくよう、さらなる受け入れ態勢の強化に努めてまいります。

○木下靖委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ありがとうございます。

おもてなしクルーズサポーターですか。こういうふうに市民の皆さんが気楽にというか、誰でも参加できるような施策というのが大事なんだろうと思います。あと、新中央埠頭のエリアですけれども、駐車エリアももちろんありますし、フェンスの中には入ってはいけないのはわかるんですが、クルーズ船が寄港したときに、市民の皆さんもその豪華なクルーズ船を見て楽しむというスペースであってほしいと思うんです。フリーマーケットでもいいですし、例えば、そこでちょっとしたビールとか飲み物を飲みながら、生姜味噌おでんであるとか、焼き鳥であるとか、ホタテ貝焼き味噌とか市民の皆さんが楽しみながら、いらっしゃった海外の方もその中で市民と交流できるような、そういうようなスペース、取り組みもあってほしいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 再質疑にお答えいたします。

ただいま工藤委員から御提案ありました内容につきましては、青森港国際化推進協議会の中でもさまざまお話し合いされているところでありますので、今後の実施項目を検討していく中で、御提案のものにつきましても、どのようなことができるのか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○木下靖委員長 工藤委員。

○工藤健委員 では最後ですけれども、いらっしゃった観光客の方は、町なかに近いですからいろいろ歩き回ります。柳町通りを通過して新町通りを通る以外にも、海沿いに歩いたり、あちこち路地、いわゆる新しい土地というか、見なれない初めての土地、エキゾチックな町を楽しみながら歩き回るわけですけれども、そうすると住んでいる皆さんとの接点、交流というものもあるんですね。そこで例えば、町内会とか商店街以外の住んでいる皆さんに、そのクルーズ船の情報を伝えながらおもて

なしの雰囲気をつくり上げるというか、挨拶一つでもいいでしょうし、笑顔でもいいし、手を振るだけでも、例えば家の前にちょっとしたポスターを張るだけでもいいと思うんですが、そのような何らかの情報提供とか働きかけというのは、今現在はあるんでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 再質疑にお答えいたします。

ただいま工藤委員から御提案ありました内容につきましては、これまでの青森港国際化推進協議会の中では、そのあたりまでということについては、具体的なことは検討していないというのが実情であります。

○木下靖委員長 工藤委員。

○工藤健委員 ぜひ、市民を巻き込むという意味では、多分、一番目にするそのかいわいのエリアの皆さんにきちんとお話をし、一緒に協力を願うというだけでも構わないと思います。青森市に来るクルーズ船、青森市の目標は100隻ということですから、そうすると本当に何千人の皆さんが数多く歩き回るわけですので、そういうおもてなしができるような市民ぐるみで海外からいらっしゃる方に対して、おもてなしをするような体制にしていきたいと要望いたしまして、質疑を終わります。

○木下靖委員長 次に、赤木長義委員。

○赤木長義委員 公明党の赤木長義でございます。午後5時前には終わらせてしますので、どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、要望を何点かさせていただければと思います。

青森県内広域予防接種実施事業という制度があります。平成18年4月1日から運用されています。この事業は、青森県内の市町村が行う定期予防接種事業において、里帰り出産などで現在住んでいる住所地以外の医療機関においても、円滑に予防接種ができる体制を整備することで、予防接種率の向上と予防接種希望者の利便性を推進することを目的としています。対象者は、①やむを得ない事情により予防接種機会を逃した者。②里帰り出産などのために実家などで予防接種を希望する者。③接種要注意者（基礎疾患を有する者など）で、住所地市町村以外にかかりつけ医がいるなどにより、住所地以外の市町村において予防接種を希望する者などです。

青森市は、この事業を展開する上で、平成18年当時、おおむね生後3カ月を過ぎてからの予防接種が多かったことから、慣例として生後4カ月を過ぎた乳幼児に対して実施してまいりました。しかしながら、近年は生後2カ月からできる予防接種もあり、時代にマッチしない状況になっています。

つきましては、予防接種率の向上と予防接種希望者の利便性の確保のため、青森市医師会と連携をとり、法律に準拠した予防接種が速やかに対応できるよう強く要望いたします。

要望の2点目、これは福祉部に対してです。

福祉館の問題ですけれども、福祉館はいろいろと建てかえの希望が出ていますが、それができないということで、床にマットを張ったりとかして、非常に整備してもらっている状況にあります。そういった中で、高齢者が多くなっています、座って使うテーブルというか、そういう足の小さいテーブルが各福祉館に多いんですけども、床を直したことで、今度はできればそれを足の長い、椅子で座れるようなテーブルを配置していただいて、パイプ椅子も配置していただいて、高齢社会に合った対応にさせていただくよう、来年度予算に向けてしっかりとやっていただければと思います。私のうちのすぐそばにも、ほろがけ福祉館がぼろくてあるんですけども、何とか内容的な形で、地域の住民の利便性の向上にぜひお願いをしたいということで、この2点をまず要望してから質疑に入ります。

最初に、教育費についてお伺いします。

発達障害を抱えているなど、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、タブレット等のICT機器を活用した指導、支援が効果的と言われています。そして、私は公明党の進める教育の公平性の観点、教育費の負担軽減の観点から、行政側でそういったICT機器を配置すべきものと認識しています。

そこでお伺いいたしますが、平成29年3月31日に告示された小学校・中学校学習指導要領におけるICT環境整備の必要性についてお知らせください。また、本市におけるICT機器を活用した指導、支援の取り組みについてお示しください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 赤木委員の学校ICTについての質疑にお答えいたします。

まず、平成29年3月に文部科学省より告示された学習指導要領におけるICT環境整備の必要性についての御質疑にお答えいたします。

平成29年3月に文部科学省より告示された学習指導要領におきましては、発達障害などを抱えた児童・生徒を含む全ての児童・生徒の能力、適性等に応じて学習に対する関心、意欲を高め、学ぶ喜びを味わわせることにより自己肯定感を高める指導法の一つとして、コンピュータやタブレット等のICT環境を整備し、児童・生徒や教師が情報機器を日常的に活用できる工夫をすることを求めているところであります。

このような中、市内各小・中学校におきましては、例えば特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対しましては、その障害の特性に応じ、パソコンとセットになった大型モニターを活用し、授業内容を視覚化したり、実物教材等を投影したり、動画や画像を提示したりするなど工夫し、児童・生徒の学習に対する困難さの軽減を図りながら、知識、技能の習得に役立てているところであります。

また、昨年度、タブレット型コンピュータ25台と無線LAN環境を整備した市内小学校1校におきましては、子どもたちが習熟の程度に応じて繰り返し取り組むことができるドリル学習や、録画した自分の演技等を再生し、これを見直すことで上達に結びつけたりする取り組みが行われております。これにより、児童・生徒の興

味、関心が高まり、学習意欲の向上に役立てているところであります。

今年度は、電子黒板を新たに整備した小学校3校、中学校3校において、教材を大きく提示するだけでなく、直接画面にマーキングしたり、補足説明を書き込んだりすることで、児童・生徒の学習内容の理解を促し、みずからの考えを表現し伝える意欲を高める成果も上げているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 わかりやすい御答弁ありがとうございました。ICT機器を活用した事業が非常によいという総論的なお話だったと思います。

では、ちょっと具体的な話を確認したいと思います。発達障害を抱えているなど、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、タブレットなどICT機器を活用することでどのような授業ができ、また、子どもの学習上どのような効果を上げることができるのか、具体的な事例をもってお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 再度の御質疑にお答えいたします。

タブレット等のICT機器を活用する効果につきましては、大きくくくりますと4つに分けることができるかと思えます。1つは読む、2つに書く、3つには意思を伝える、そして4つ目が話を聞くということですが、一つ一つ説明を簡単にさせていただきますと、読むということにつきましては、書いてある文字が読みにくいという子どもは、障害のある子どもの中には、あるパーセンテージいるわけですが、こういう場合には、ICT機器を活用いたしますと機械がそれを読んでくれるということがあります。

次に、書くということ。ノートに字を書くということに困難を抱えている子どもにとっては、それは直接鉛筆で書くのではなく、1つはキーボードで打ち込む、もしくは画面をなぞるということで字の記入がなされるということになりますし、障害のある子どもには、自分の意思を伝えることが苦手だという子どもがよくいます。こういう場合には、ICT機器の中に記号化された、少し喜んでいるというような顔の記号ですとか、怒っているという記号ですとか、とまどっているというような記号がカードとしてあらわれて、そのカードを操作することによって自分の感情を周囲に伝えることができる。

また、話を聞くということに困難を抱えている子どもにとっては、耳からの情報ではなく、そのことが映像として伝えられることで、障害が幾らかでも下がっていくものというように考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございました。

このICT機器は、障害を持って特別な教育的支援を必要とする子どもたちに

としては、非常に有効なものであるということがよく理解できたものと思います。

再度確認をしたいんですけれども、そういった状況下において、本市の特別支援学級在籍の児童・生徒、通級指導教室を利用している児童・生徒に対するタブレット等のICT機器の普及状況——どの程度持っているかとか、そういった状況をお示ししていただきたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 ICT機器の普及の状況についてお答えいたします。

特別支援学級ということによろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）現在、小・中学校が64校ありますけれども、この中に特別支援学級のある学校は57校あります。57校におけるICT機器の導入状況についてお答えいたします。

まず、57校全ての学校にはコンピュータ室がありまして、1人1台という配置になっております。また、大型モニターにつきましては、57校全ての学校で合計437台配置されております。次に、電子黒板は、小学校12校に16台、中学校3校に4台。次に、実物投影機は、小学校34校に69台、中学校8校に14台。プロジェクターにつきましては、小学校38校に78台、中学校16校に40台配置されております。最後に、タブレット型のコンピュータにつきましては、小学校2校に合わせて33台が配置されているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 タブレットは33台ということでしたけれども、タブレットがやはり非常に有効的だと思います。これをいかにそういった子どもたちに持たせるかということが今後の大きな課題になるかと思っておりますので、その点について再度確認をしたいと思っております。

私は、教育の平等性の観点からいけば、本来全ての児童・生徒にタブレットなどのICT機器を行政側で用意すべきと考えますけれども、障害者差別解消法の理念のもと、まず発達障害を含む特別な教育が必要な児童・生徒にタブレットなどのICT機器を配置して、合理的配慮を伴った教育支援をすべきだと私は思います。市教育委員会のお考えをお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育長。

○成田一二三教育長 障害のある子どもが、障害のない子どもと同じように生活ができる、そのためにバリアを低くしてあげるといようなことは、極めて大切なことであると考えております。そういう意味で、そのような環境を整えるツールの一つとして、このICT機器というものは、個別の対応が可能になりますので、今申し上げましたように、バリアを下げる効果があるものと考えているところであります。先ほどの答弁にもありましたように、このことが学習や生活上の困難を克服するというにつながりますので、そのことをもって、障害のある子どもに自信を回復させるという意味で、かなり効果があるツールであると考えているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

教育長もそういう非常に有効な手段であるということを認識していることが理解できました。

個別の名前を出すわけにはいかないんですけども、2人のお子さんがある家庭で、タブレットを御自分で用意して、2台用意することで十何万円のお金がかかったという御家庭があります。例えば、それを出せる御家庭であればまだいいのかもしれない。ただ、そうじゃない子どもさんも青森市の中には多くいるということです。ですから、要は合理的配慮というものも、やはり行政側が法律に基づいてやるべきことになるかと思っておりますので、その辺については、教育委員会と財務部でよくお話をさせていただいて、全ての子どもたちに平等な教育ができるような配慮をしていただきたいということを強く要望して、この項は終わりたいと思います。

次にもう1点、教育費について。これは、多分教育委員会事務局教育部長になるかと思っておりますけれども、小・中学校の下足入れについてです。

まあ、私もきょう、そのためにわざと長靴を履いてきましたけれども、長靴が入らない下足入れが、ほとんどの小学校とかにあります。できれば、長靴が入る下足入れにきちんと整備し直すべきだと思いますが、考えをお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 小・中学校の下足入れについての御質疑にお答えいたします。

教育委員会では、小・中学校の下足入れにつきましては、児童及び生徒の通学の際の靴が、晴天時や雨天時または冬期間などの気候や流行の変化に応じ多様化している実情を踏まえ、近年の校舎の改築時におきましては、長靴の収納を考慮した寸法で整備しているところであります。

今後につきましても、校舎の改築時において、長靴の収納を考慮した下足入れを整備していくこととしております。また、各校における下足入れの状況等について把握に努めるとともに、学校現場との連携、協力のもと、既存の下足入れを有効に活用することや運用の工夫に努めてまいります。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 学校の修繕の要望はいっぱいあるので、いろいろあると思うんですけども、この長靴の下足入れと、あとトイレの洋式化というものは、計画性をもってやれる話だと思うんですね。要は、緊急を要する修繕のものと、やはりきちんと定期的に計画をもって直していかなければいけないものがあると思うんですが、それを教育委員会は全てごっちゃにしているような気がします。その辺はぜひ、計画性をもってやれるもの、特に学校トイレの洋式化と長靴の下足入れについては、

強く要望して終わります。まあ、これ以上言っても、新たな学校をつくったときしか直せないと言っているようなものですから、それはちょっと私としては納得できないので、それはあくまで要望にしたいと思います。

続いて、教育費についてもう1点です。

市役所駅前庁舎が、1月4日から全面開設されます。青森市民図書館は、市民の利便性向上のために、開館時間を朝9時からとすべきと考えますが、市の考えをお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 市民図書館の開館時間についての御質疑にお答えいたします。

市民図書館は、中心市街地に立地し、交通の結節点である青森駅前という高い利便性から、多くの市民の方々が気軽に利用しやすい環境にあり、平成13年に松原地区から移転して以来、午前10時から午後9時までの開館時間としております。また、開館時間の延長につきましては、平成22年度から、夏季及び冬季休業期間で学生等の利用が多くなる8月と1月の2カ月間について、学生の自主学習等を初めとする利用者のニーズに配慮するとともに、市民サービスの向上を図るため、開館時間を午前9時に繰り上げることとし、現在まで継続実施しているところであります。

教育委員会といたしましては、アウガへの駅前庁舎開設という環境変化を踏まえつつ、費用面も含めて考慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

市民サービスの向上ということで、夏休み、冬休みは朝9時からやってくれといったのも、遠い過去に私も申し述べたと思うんですが、そもそも朝9時から、駅前庁舎——当時はアウガでしたけれども、この朝9時にやれないのかという話になったとき、店のオープンが午前10時だから午前10時に合わせているということでした。今度は、駅前庁舎が午前8時半から開庁するわけですから、それは、そのときの理屈がもう十分成り立たなくなる話だと思うので、すぐできる話だと思います。まあ、すぐできてもやろうと言わないのは行政の悪いところなんですけれども、その辺については、追ってきちんとした形で、午前9時オープンを目指していただきたいと要望して終わりたいと思います。

次に、衛生費について、青森市急病センターのあり方についてお伺いいたします。

青森市急病センターのあり方はどのようになるのか、お示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 赤木委員の急病センターのあり方についての御質疑にお答えいたします。

青森市急病センターは、青森市医師会及び青森市薬剤師会の御協力のもと、昭和

53年に夜間のみの内科、外科の2科体制で開院し、その後、平成10年には、日曜、祝日及び年末年始の午後にも診療時間を拡大し、平成19年からは小児科専門医を配置した3科体制で運営をしてきております。青森市急病センターでは、現在、年間8000人を超える初期救急患者を受け入れており、地域での診療時間の空白が生じることのないよう、本市における夜間、休日の初期救急医療の中心施設として、これまで39年間その役割を担ってきております。

この急病センター棟は、平成22年度の耐震診断において耐震補強による大規模修繕や建てかえが必要との結果を受けていたことから、今後、現在の第3庁舎を有効活用して改修、整備し、第3庁舎1階へ移転することとしております。移転改修に当たっては、現在、青森市医師会、青森市薬剤師会、急病センター運営審議会委員の皆様から御意見を伺いながら、手狭な待合室や診察室などの改善のほか、必要な設備、機能等についても検討しているところであります。

市といたしましては、市民の皆様が安心して暮らすことのできる安定した救急医療体制の確保は重要であると考えており、今後におきましても、青森市急病センターが本市の初期救急医療の中心施設として機能していくよう、引き続きその役割を担ってまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 非常に期待しています。特に、この急病センターの現状は、前多副市長も見たことはないと思うんですけども、はっきり言ってひどいですよ。これは、ひどいのはみんな御存じなんですが、現状が現状で直せないの、やっとな駅前庁舎に移転してここを建てかえるという中で直す話になるんですけども、まず、感染症対策が全くなっていない。インフルエンザが来たときに、それに対応できるようなつくりにならずなっていない。また、トイレについても1カ所しかないものですから、きちんと分けられない。あと、診察場所が1カ所ぐらいしかないというか、きちんと分けられていないというような非常に昔ながらの形なので、できれば本当に先行してでもやっていただきたいくらいです。これは、青森市の医療というか、そのような急病患者を守る体制としては、本当に早急に、医師会や看護協会、薬剤師会などいろんな方の意見を聞いて、そしてまた、そこに来ていただいているお医者さんの意見も聞いて、早急に対応していただくと。早ければ早いほどやはり市民のためになると思うので、その辺は、ぜひ副市長、考えていただきたいなと思っておりますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。あり方については、多分具体的な部分がまだしゃべれないと思うので、私から知っている限りはしゃべりましたけれども、そういうことを踏まえて、ぜひ方向性を出していただければと思ひます。

それで、今度、急病センターの運営について若干考えていきたいと思ひます。

急病センターは、非常に――小児科医が市内に12人か13人くらいしかなくて、大体1カ月に2回とか3回も急病センターの当番が回ってくるということで、先生

方の非常に大変な御苦勞のもとに小児科の場合はなっています。そのほかの先生方は、大体2カ月とか3カ月に1回ぐらいで済んでいるらしいですけれども、そのような状況です。そういったことを踏まえたときに、管理運営というものは、やはり市単独でやるよりも、医師会とかにある程度任せるべきだと私は認識しています。

そこでお伺いします。急病センターの運営を青森市医師会に指定管理させるべきと思いますが、考えをお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市急病センターの運営につきましては、診療業務及び薬剤師業務を青森市医師会、青森市薬剤師会に委託しておりますが、それ以外の施設管理等の業務は、市が直営で行っております。

医療資源に限りがある中で、初期救急医療体制を確保し、市民の安全・安心な生活を守ることは、市の責務であると考えております。医師会に指定管理してはどうかとの御意見でありましたけれども、初期救急医療施設として中心的な役割を担う急病センターの運営につきましては、現状としては、現体制のままで行ってまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 まあ、それは検討課題ですので、ぜひさまざまな形での検討をお願いして、この項は終わりたいと思います。

あともう1つ、医師不足の関係——医師不足というか、小児科医不足です。

前も何度もお話をしているんですけども、常勤の小児科医を2人雇って、市内の小児科医の負担を軽減すべきと思いますが、市の考えをお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

青森市急病センターでは、青森市医師会の御協力のもとで、先ほど赤木委員からも御紹介がありましたが、現在13名の小児科医を当番制により、原則、毎夜勤配置しております。受診者の約5割が小児科の患者であるほか、市内の小児科開業医が少ないことから、小児科医の派遣回数とは他の2科の診療科と比べて多く、また、医師の高齢化も進んできているという状況にあります。

このことから、当番となる小児科医の負担を軽減するために、平成25年度から、全国版の医療情報誌への募集広告の掲載のほか、公益社団法人全国自治体病院協議会が運営する求人求職支援センターへの求人登録、公益社団法人日本小児科学会の小児科医バンクへの登録など、常勤小児科医の雇用に向けた取り組みを行ってきております。しかしながら、募集開始以来、これまで3件の問い合わせはあったものの、採用には至っておりません。

市といたしましては、市内の小児科医の負担を減らし、市民が安心して急病センターを受診できるよう、引き続き常勤小児科医の確保に向けた取り組みを推進して

まいりたいと考えております。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

今、保健部長がおっしゃったように、小児科医の皆さんが、40代の先生が1人で、あとはみんな50代以上、中にはもう70代を超えている先生もいるということで、非常に高齢化が進展している状況です。そういったことで、このことについては、私は早急に手を打たなければいけないと。当然、お金の問題があるんでしょうけれども、多分、ある程度金額的な問題で解決できるのであれば、その辺は相談をしながら、やはりいろんな地域の実情を調べていただいて、青森市の希望もあるかとは思いますが、どの程度の金額だったら来るのかということも検討しながら、ぜひ小児科医の先生方の負担を減らしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、衛生費についてお伺ひします。

市民のがん予防のため、鬱病をチェックできる「こころの体温計」のように、インターネット上でがんのリスクチェックをすることができる「がん検診のすすめ」のサイトを市のホームページ上に開設していただきたいと思うが、考えをお示しくください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 赤木委員の「がん検診のすすめ」のサイトの開設についての御質疑にお答えいたします。

「がん検診のすすめ」のサイトは、平塚市などで導入しているものですが、がんのリスクと関係する生活習慣やがんの症状がないかなど、がんのリスクが簡単にチェックでき、その結果から、生活についてのアドバイスを行い、市のがん検診の案内につながるような内容となっております。

がん検診は、実際に受診するという行動につながるということが最も重要であり、現在市では、名簿管理に基づき、それぞれのがん検診について個別に受診勧奨し、また、勧奨しても受けていない方への再勧奨にも努めているところであります。

「がん検診のすすめ」のサイトにつきましては、市民が気軽にごん予防の生活習慣をチェックしたり、症状に気づいた場合、受診行動を促す方策の一つになっているものと考えます。

市といたしましては、がん検診の個別の受診勧奨に引き続き努めるとともに、市ホームページにより、がんについての知識を得たり、簡単にがんのリスクチェックをしたりしながら受診を促していける方策につきましても、検討してまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 これは、私も自分で何度も見てみましたが、青森市はやはりがんが多いので、これは非常に有効だと思います。保健部長の言うとおりに、個別

のがんに対する取り組み、チェックというものは、これは青森市のとてもすばらしいところ。それと一方で、やはり広くそういうがんをチェックできる体制を、青森市がぜひとっていただきたい。それは強く要望して、この項はこれで終わります。保健部長ありがとうございました。

それでは、最後の質疑です。病院事業についてお伺いします。

市で示した「青森市公立病院改革プラン 2016—2020」の加速化に向けて（案）では、浪岡病院の今後のあり方について、一般病床 35 床の病院として建てかえることとしていますが、今後の浪岡地区の地域医療の中で、建てかえ後の浪岡病院はどのような役割を果たそうとしているのかお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 地域における今後の浪岡病院の役割についての御質疑にお答えいたします。

浪岡病院につきましては、今後も地域住民の健康管理、疾病の治療や予防の基幹となる病院として、さらには、高齢者医療にも応えられる機能を維持し、地域に密着した施設としての役割を担っていくため、建てかえることとしたところです。

浪岡地区の地域医療を維持するための取り組みとして、1 つには、救急告示病院として引き続き 24 時間救急患者の受け入れを行う。2 つには、小児科医の常勤化に努める。3 つには、在宅医療の充実を図るため、医師や看護師等が 24 時間体制で患者様の居住地に訪問し診療行為を行う在宅療養支援病院の認定に向け、検討を進めることとしております。なお、在宅療養支援病院の実現に当たりましては、24 時間訪問診療を行う医師の確保や訪問看護体制についても整備する必要があることから、医療機関との連携に係る情報収集に努めているところであります。

これらの取り組みを着実に進めることで、浪岡地域の住民の皆様にとって安心して利用いただける病院として、また、必要とされる病院として、その役割を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 御答弁ありがとうございました。

当然、救急患者の受け入れは、地域医療としては非常に大事な項目ですので、これはしっかりとやっていただきたいと思えます。そういった中で、在宅療養支援病院の話とか小児科医の常勤化とか、そのような話がいろいろあったと思うんですが、まず、小児科医の常勤化に努めるというような話があったと思えます。

現実問題として、小児科医の常勤化は、先ほどの保健部長の話でも非常に厳しいような現状にあります。そういった中で、具体的にそうした対策があるのかどうか。あればお示ししていただきたいんですが。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

小児科医の常勤化についてであります。赤木委員おっしゃるとおり、医師の確保についてはかなり厳しい状況にあります。医師確保対策といたしましては、医師の派遣元である弘前大学に対し、市長や院長が直接派遣を要請しているところであり、これまでどおり、小児科医の常勤化を含めて引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 あのね、それで済むんだったら、もう事足りていると思うんだけど、多分、それで今まで足りないからみんな困っているんですよ。だから、もう少し知恵を出すとか汗をかくとか、何か考えなければだめなんじゃないですか。これは、僕もまたいろいろ視察に行って、いい方法があればまた相談しますけれども、やはりこれは弘前大学に頼むだけじゃなくて、やはりいろいろ——これは病院だけの話じゃなくて、福祉もそうだし、医療も、いろんなところがやはり相談して、きちんとした何かの考え方を出すべきだと思います。そうしないと、この小児科医の不足の中での常勤化というものは、本当にできないと思いますよ。それこそ、浪岡の人たちに小児科医を常勤にすると言って、うそをつくようなことだけは絶対やってはだめだと思います。だから、そのためにどうするかということを、本気になってしっかり頑張っていたいただきたい。ここについては、弘前大学に頼む以外にやはり何か考えていただきたいと思いますので、そこは強く要望します。

次に確認ですが、先ほど、木村市民病院事務局長のお話だと、在宅療養支援病院の認定に向けて努力されるということをおっしゃっていただきました。在宅療養を行う町医者との連携という部分についてはどのように考えているのか、お示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

在宅療養を行う町医者との連携についてであります。在宅療養支援病院の条件といたしましては、24時間の訪問診療体制を整備する必要があるとされており、民間の開業医との連携を含め、その体制づくりに向けて、既に導入している自治体病院などから情報収集しているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 そうですね。近隣の平内町もそういう病院ですので、そういうところとしっかり情報共有しながら、浪岡地域の医療が守られるような対応をしっかりとさせていただければと思います。

次に、再度質疑を行います。

まず、浪岡病院の精神病床の廃止の理由をお示してください。また、現在入院している患者の行き先がわかっているのであれば、お示ししていただければと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えいたします。

精神病床の廃止と入院患者の行き先についての御質疑であります。精神病床につきましても、国の方針が、入院中心の医療から、地域生活を支える精神医療の実現に向けた地域移行を促進する方向であること、さらには、入院患者の減少傾向が続いていることなどの理由により、平成 30 年 9 月で廃止することとしたところであります。

平成 29 年 12 月 15 日時点における入院患者数は 20 名であり、今後は、患者様及び御家族の理解を得ながら、福祉施設等への入所や県立つくしが丘病院を初めとした他の病院への転院を基本に、調整を行うよう努めてまいります。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 私も、精神病床に長期にいられるというのは、基本的に今の地域福祉の時代には合っていないので、これを廃止することについては賛成です。ただ、行き先についてはしっかりと探してあげるという部分、あと、やはり地域の中でどう暮らしていけるかということなどをどのようにフォローするかについても、ぜひ考えていただければと思います。

そのようなことで、再度質疑します。

精神病床入院患者の転院は、病院だけの問題ではないと私は思っています。市民病院、浪岡病院だけの問題ではないということです。当然、地域福祉、認知症関連医療機関との連携も大事になってきます。

福祉部長でも保健部長でもどちらでもいいんですけども、精神病床入院患者の受け入れ先を病院と連携して検討すべきと思うが、考えをお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○能代谷潤治福祉部長 精神病床廃止に伴う精神病患者の受け入れ先の調整に当たっての、浪岡病院との連携ということでの再度の御質疑でありました。保健部長、福祉部長ということでしたが、私から代表してお答えいたしたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、現在入院している患者様につきましても、患者の家族の理解を得ながら、福祉施設あるいは他の病院等への転所を基本に調整を行うというように、「青森市公立病院改革プラン 2016—2020」の加速化に向けて（案）で示されているところであります。この調整に当たりましては、赤木委員御紹介のとおり、浪岡病院とはしっかりと連携して取り組んでいきたいと考えております。また、浪岡事務所、福祉部、保健部などの市の関係部局の連携、さらには地域の相談支援事業所や地域包括支援センター等民間の関係機関とも連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 赤木委員。

○赤木長義委員 ありがとうございます。

そういうことで、精神病床入院患者の転院についての対応をしっかりとお願いしたいということで終わります。

最後に、要望を述べて終わりたいと思います。

超高齢人口減少社会に向かう中、救急患者の受け入れは当然として、小児科医の常勤化、在宅療養支援病院の認定については、青森市全体の医療計画を踏まえる必要があると私は思います。第2回定例会でも述べさせていただきましたが、青森市の地域医療計画を作成すべきだと思います。これは福祉部か保健部になると思いますが、地域医療計画の作成をぜひ検討していただくことを強く要望して、終わります。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 本日の委員会は、ここまでで終了し、明日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時49分散会

2日目 平成29年12月19日（火曜日）午前9時59分開議

○木下靖委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）これより本日の委員会を開きます。

本日の委員会は昨日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）社民党の藤田誠です。

それでは、駅前庁舎の質疑の前に、指定管理者制度についてちょっと話をさせていただきます。これは皆さん御存じのように、平成15年の小泉構造改革で従来の公的団体の受託者制限を撤廃する制度です。私は、その当時から当然ながら反対をしてきました。市の施設はその当方で475の公的機関があつて、平成16年ですか、新しい西部市民センターができたときに運営の仕方の話をしまして、法的な事務部門といわゆる管理部門との区別をしながら、中央市民センターが事務事業を初めとする中身をフォローして、地元の運営団体をつくって運営をします。西部市民センターは比較的うまくいったのですが、その後いろいろあるわけですが、その当時で言うと、平成17年9月定例会で制度改正をして、駅前駐車場や八甲田丸とか駐車場の15施設については公募しました。公募しましたけれども、当時で言う公的団体がほとんど応募して外部は応募しないと。シルバー人材センターを初めとして、応募した。残りは現委託先、指定管理者を公的団体が特定するというところで進められています。

皆さん部長級は若かったので当然覚えているかと思いますが、そういう意味では、この制度の中身をこれまでいろいろと議会の中でも議論してきたかと思いますが、今、浪岡の中で議論されている話は、当然そのときから議論されてきています。将来は、アメリカに侵略されると——アメリカというのは外部という意味です。今回、制度の中身を正當にやっつて、秋田の県外業者が落とされた。ですから、私に言わせればそもそもの制度の中身が働く場所を——475ありますからね、その当時は。文化会館もそうでしたし、公社もそうでした。ちゃんと60歳まで働ける、そういう環境が整っていて、給与制度も公務員の給与制度とは違うけれども、きちんとした安定して先が見える雇用の場でした。それがこの制度によって、構造を改革されて働く場所475掛ける——例えば2人だけでも、なくなったとすれば1000人です。人件費もそれだけカットになっているわけです。その分だけ経済が回らない。それで今があると。

よくよく歴史を振り返れば、その構造改革があつて今、少子化、子どもたちが働く場所がない、ちゃんと将来を見据えた収入を確保できる働く場所がないと、みん

な中央へ出ていく。これが今の実態だと思います。そういう意味では、私は浪岡の花岡プラザ等3施設に基本的には反対だけれども、制度がこういう制度だから、私はどうしようもないと。やっぱり中身を変えていく必要がある。極端な話をすれば、鎖国制度をとるしかない。それがこの制度の根幹にかかわっていいものか悪いものか、私はわかりませんが、そういう意味ではこれからの雇用を考えていくためには必要かなと、私はそう思っています。

あと、雪の話をちょっとすれば、初めて富田町会で褒められまして、いつも何も来ないと言われていたが今回は褒められました。先ほど八戸都市整備部理事に、「初めて褒められた」と。ちょっとやり方の順番がおかしいけれども、そこは直せばいいことで、大変ことしの除雪は——私はいつもその人から電話が来るとドキドキするんだけど、今回は初めて褒められましたので、そのことを言って、庁舎の話にしたいと思います。

さて、駅前庁舎、いろいろ一般質問で出ました。藤田誠は何をしているのとしやべられたくありませんので、ここで入れておきたいと思います。

私はいろんな機会を経て、市当局に駅前庁舎の環境整備について話をしてきましたけれども、いろんな議員が、私どもの斎藤憲雄委員も話をし、ほぼほぼ今後についてはやってくれるものと感じています。ただ、予算的にどうにもできないだろうなと思うので、ちょっと予算のことで話を聞きたいと思います。

今回、市庁舎機能の移転に当たって、引っ越しとか改修とか備品とか、いろいろな経費があったと思います。それぞれに要した費用を教えてください。お願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 藤田委員の駅前庁舎への移転に要した費用についてのお尋ねにお答えいたします。

アウガへの市役所庁舎機能の配置に係る関連経費としては、本年第1回定例会におきまして、平成29年度当初予算案を御議決いただいたところではありますが、その内訳といたしまして、1つに、改修工事関連費約1億7800万円。2つに、情報システム関連経費が約1億3400万円。3つに、サイン設置工事を含む引っ越し等関連経費が約1億4900万円となっております。また、これらに加えまして本年第3回定例会において、補正予算案を御議決いただいたところではありますが、その内訳といたしまして、1つに、青森市つどいの広場「さんぽぽ」への託児室の併設等が約600万円。2つに、情報システム関連経費が約2700万円。3つに、全国瞬時警報システム——Jアラートですけれども——の整備に係る経費として約900万円。4つに、備品類等の購入に要する経費が約1200万円となっております。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

それぞれかかっています。私はなぜこの質疑をしたかといえば、本来であると、先に環境部が入っていろいろなふぐあいが出てきている。けれども、金がないとどうにもならない。多分、最初に移転を設計した段階での試算で、いろいろな想定していなかったことがあって、この予算だと思います。そういう意味では、いろいろなふぐあいこれから出てくるかと思いますが、ぜひとも予算化をして——いわゆる市民サービスの先頭に立つ職員が、環境が悪くて不機嫌で仕事に支障が出てくれば、それが全て市民サービスの低下につながる、そういう思いがありますので、ぜひともそこは心がけてほしいなと思います。

移転に当たって、普通に1月4日に全ての仕事がスムーズに行けば——当たり前なんだけれども、なかなか難しいと思います。特に、情報関連含めて各部担当者はストレスがたまっているかと思いますが、上司の皆さん、関係課のちゃんとガス抜きをして、ストレスをためさせないようにお願いをしたいと思います。経費については以上で、先ほど言いましたよね、何かあったら足して頑張ってください。

あと、もう1つです。余り皆さんが質問をするので、この前少し見に行きました。大変だという声を聞いて、行ってみたら本当にすごく乾いています。汚したフェイスタオルを置いておくと半日で乾くそうです。そもそも商業施設ですので、空調は仕切りのない商業施設となっていると思うので、予算の中に空調の整備はない。そういう意味では、この空調関係、仕切りを持った——私が石巻市とかあちこち見てきた商業施設は何もないです。山形市も庁舎ができたときに見ましたが、要はフロアにがばっと何もありません。天井は低いんですけど——これくらいです。仕切りがないというのは開放感があると石巻市の職員にも聞きました。窓がなくて、天井も低くて——意外と低いんですよ。低くて圧迫があるでしょうと言ったら、「いや、何もなくて横に広いので、その点は当初心配したことはありませんでした」ということです。

ただ、青森市は壁をつくるのが好きなので壁がありますから、今後この空調を含めてどのように対応をするのか、お考えをお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 駅前庁舎の乾燥を、空調を含めてどのように対応するのかという御質疑にお答えいたします。

青森市役所駅前庁舎におけます、まずは乾燥対策につきまして、現在大型加湿器を導入することで環境が改善されるのかの試験を行っております。また、1月4日から全面供用開始されるということで、多くの利用者が訪れることによりまして外気との循環が促され、これによる環境の変化も確認したいと考えております。これらの状況を確認しながら、改善できるところから順次対応していきたいと考えております。

空調につきましては、各フロアの設備ごとに室温の調整機能がついております。各執務室において、それぞれ室温を調整していただいているところであります。引っ

越し後の環境に応じてそれぞれの調整をしていただいているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

まだみんな移っていないので、人が動けば空気が動く、ちょっとそれはあれだけども。ぜひとも1月4日以降、対応してほしいなと思います。

次に、この前、ちょうど1階2階をつくっているときに行ったときに、有機溶剤のにおいと、それからちょっと地下のにおいがする。エスカレーターのところのフロアが下の有機溶剤とじゃっばのにおいと2つごちゃごちゃして、エレベーターの中も某メーカーの臭気のやつが少し強めに出ていて、あ、いい香りだなと思ったら、そこにまたいいにおいがするというので、いまだにあるなどの思いがします。臭気について今後どうするのか、お示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 駅前庁舎の臭気についてのお尋ねであります。

アウガ・新市庁舎に係る新たな対応方針でお示ししましたアウガ1階から4階への市役所庁舎機能の導入に当たりましては、アウガ建物内の臭気について対策を講じるよう、市民の皆様、議会の皆様から御意見をいただいていたところでもあります。市では、このような御意見を踏まえまして、状況把握や原因を調査した結果、主に建物内の換気の問題ではないかという結論に至りましたことから、1つに、地階店舗エリアの換気について、これまで排気が24時間運転ではなかった3カ所のトイレを24時間運転に変更したこと。2つに、建物内のエレベーターの換気について、新町通り側の3機、それから立体駐車場側の1機、それから駅前公園側の2機、これらを24時間運転に変更を行ったことなどの対策を講じたところでもあります。これら対策に加えまして、立体駐車場のエレベーター1機に設置しております芳香機を、消臭効果のある芳香機に変更したところでもあります。

市としてはこれらの対応によって、アウガ建物内の臭気は、ある程度改善されたものと認識しておりましたが、藤田誠委員の御指摘も踏まえまして、今後ともアウガ建物の適正管理の観点から、適宜状況把握をしまいたいと考えています。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 もう対策をしていたんですね。余り変わらないなと思ったけれども。ある意味、換気をするということは、冷たい空気が入るのでその環境もぜひ。私はこのにおいは当然地下が市場で魚を扱うので、排水溝の問題があるのではないかなと思うのですよ。今はないみたいだけれども、八重田浄化センターに高圧車とバキュームがあればすぐ自前でできるんだけれども、地下の下水の汚泥のにおいではないから、私は下水の前の段階の排水管も一度きれいに整理するべきだと思います。

ある人が私にこう言いました。魚を扱っても寿司屋はにおいがしないと、残飯の

取り扱いをきれいにしているからです。そういう意味ではやっぱり排水溝内を一回——大家さんなんですから、においがしないように大家さんがちゃんとやってあげるといことが大事だと思いますので、ぜひとも——排水管の話をしていると時間になりますけれども、排水管をぜひ調べてみて、やっていただければと思います。

（発言する者あり）失礼しました、貸主さんですね。ということでお願いして、庁舎のことについては終わりたいと思います。

言い忘れたことがありました。公に言わなければならないこと。移転に伴って安全衛生委員会を含めて、市の職員の安全衛生の確保のために、職場パトロールのアンケートをやっていただきたい、実施する考えがないかお答えください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 職場パトロールアンケート実施の考えについてのお尋ねであります。

市では労働安全衛生法に基づきまして、職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する事項を調査、審議している衛生委員会では、委員や職員から職場環境についての意見が出された場合に、調査・審議し改善を要する場合には、庁舎管理者等に通知するなど、よりよい職場環境づくりに努めております。

さらに、衛生管理者による職場巡視を毎週行っているほか、産業医を含めた衛生委員会の委員による職場巡視を定期的に行っているところであり、今後、駅前庁舎につきましても、これら職場巡視を定期的に行い、その都度、職場環境の問題がないか確認をし、職場環境の改善に努めていくこととしております。

今後とも新たに開設した駅前庁舎を含めまして、職員の安全衛生の確保のため、職員アンケートという形にこだわらず、職員からの意見や職場巡視で確認した問題について、衛生委員会において協議し、職場の環境改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

次、時間が2分30秒ですので、機構改革について。

市民政策部をつくったときに、当時の総務部長は組織横断的な活動を担うと言っていました。今回、機構改革で新たな機関を設置すると。市民政策部との違いを簡単に、1分30秒でお願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 機構改革に係るお尋ねにお答えいたします。

組織機構の見直しにつきましては、市政運営の方針のもと、社会・経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ、高度化する行政課題などに的確に対応できる市民にわかりやすい組織体制を構築するために実施するものであります。お尋ねの平成26年度の市民政策部については、政策立案、調整を担う部門の集約を図るため、その前

身の市長公室と企画財政部を再編して設置した部であります。

一方、今回の企画部設置につきましては、政策の企画立案と予算編成を連動させ、政策課題に効果的かつ効率的に対応するため、市民政策部の政策立案調整部門と財務部の財政部門を一元的に所管する、新たな企画部を設置しようとするものであります。

このように、平成 30 年度から新生青森市としてまちづくりのプランニングに着手していくための組織体制を整備する一環として行う組織機構の見直しであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 あと 32 秒ありますので。これまで議会で組織横断的な各部にまたがる施策を質問するとき、個別に各部に振ってしまう。これは市長公室をつくったとき、それから市民政策部をつくったときに、何で市民政策部内で受けてくれないんだということで話をしました。企画部はぜひ組織横断的な質問に対して、きちんと施策の中身の質問に対して答えていただきたい。あと 3 秒です。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、大矢保委員。

○大矢保委員 総括表に基づいて質疑させていただきます。

第 1 番目は雲谷の高齢者健康農園について。

平成 15 年度、平成 20 年度、平成 25 年度、平成 29 年度の委託料を示していただきたいと思えます。それから、高齢者健康農園倉庫外壁の破損箇所を修繕できないか、お伺いをします。現在はこうなっていますのでよろしくお願いします。

それから、健康農園のアクセス道の補修は昨年まで碎石で対応しておりましたが、碎石が 20—0 で細かいために雨が降ると流れてしまうということがありますので、今後再生コンクリートで対応することはできないか、お伺いをします。

それから、高齢者健康農園はどのように将来を考えているのかお聞きします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。福祉部理事。

○館山新福祉部理事 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）大矢委員の高齢者健康農園に関する 4 点の質疑について順次お答えいたします。

まず最初に、高齢者健康農園の委託料についてお答えいたします。

本市では、高齢者の生きがいづくりや健康増進を図り介護予防を推進するため、高齢者生きがい事業として、65 歳以上の方を対象とした高齢者健康農園を雲谷地区に開設するとともに、農園を閉園する冬期間においては、農園参加者を対象とする体力づくりトレーニングや調理教室の健康講座を開催しております。本事業は平成 25 年度までは青森市社会福祉協議会へ、平成 26 年度からは青森市シルバー人材センターへ委託し実施しております。委託料につきましては、年度により積算内容や委託業務内容に違いがあり、平成 15 年度は他の業務経費と合算されていることから 1144 万 4581 円、平成 20 年度は 439 万 7615 円、平成 25 年度は 442 万 5989 円、

平成 29 年度は他の業務経費及び冬期間の事業内容拡充分が合算されていることから 634 万 9416 円となっております。

次に、高齢者健康農園の倉庫の外壁修繕についてお答えいたします。

高齢者健康農園には休憩所棟と倉庫棟の 2 棟の建物があり、維持修繕につきましてはこれまでも利用者からの修繕要望や営繕点検の結果等に基づき行ってきておるところです。倉庫等外壁につきましては、2 階東側のモルタルの一部に経年劣化と思われる亀裂、剝離等の破損が生じております。倉庫棟の劣化を防ぎ、施設利用者の皆様に快適に利用していただくためにも、破損箇所の状況を詳細に確認し、修繕方法を含め検討してまいりたいと考えております。

続きまして、高齢者健康農園アクセス道への対応についての御質疑にお答えいたします。

高齢者健康農園の北側に位置する道路は、利用者の国道 103 号や周辺道路からのアクセス道として利用されております。当該アクセス道は農道と市道が混在しており、砂利敷きであるため、雪解け後や大雨の際には砂利が流れ出ております。そのため、土地所有者の了承を得て砂利の補充などにより維持管理を行っているところであり、一般に再生コンクリートの使用は、砂利敷きと比べ比較的安価なこと、またリサイクル推進の取り組みであることから、今後の維持管理の対応案として参考とさせていただきたいと考えております。

最後に、高齢者健康農園の今後についての御質疑にお答えいたします。

高齢者健康農園の利用者は、農園を開園する 5 月から 11 月までの期間には自然に親しみながら農作業を行うとともに、利用者相互の交流を深めており、12 月から 2 月までの冬期間におきましては、体力づくりトレーニングや調理教室などの健康づくりに取り組んでいるところです。このような年間を通じた取り組みにより、高齢者生きがいつくりや健康増進、介護予防に役立っているものと考えておりますことから、より効果的な事業となるよう工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 大矢委員。

○大矢保委員 ありがとうございました。

平成 25 年度までは社会福祉協議会に委託されていたんですけども、ちょっと金額が合わないというので社会福祉協議会が辞退したという経緯もあって、シルバー人材センターになったんだろうと思います。さっきもこれを見せましたけれども、はっきり言って膨らんでいます。積雪の時期になりますので、これは早急に対応していただかないと、ここが崩れると屋根までいきますので、よろしく対応をお願いしたいと思います。

次に、新庁舎整備について質疑させていただきます。

新庁舎の建設工事については、建築電気設備、機械設備の工事が発注となりましたが、今後どのような工事を発注していくのかお伺いいたします。

それから、今後発注予定の工事は、可能な限り分離分割して発注すべきと考えますが、どのように発注する予定なのか考えをお伺いします。

それから、今後発注予定の工事は、それぞれいつごろの予定なのかを示していただきたいと思えます。

最後は、今後発注予定の工事の設計作業は、本年9月末で完了していると思えますが、発注時期に合わせた最新単価で発注すべきと思えますが、その考え方についてお伺いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 大矢委員の新庁舎の入札に係る4点のお尋ねにお答えいたします。

まず今後の工事の発注予定であります。

新庁舎の整備に係ります今後の工事ですけれども、1つに、新市庁舎の空調設備、それから敷地北側部分の融雪設備の熱源として地中熱を利用するための地中熱設備工事。2つに、新市庁舎への引っ越し後、現第1、第2庁舎及び急病センター等の解体工事。3つに、解体工事の完了後に、駐車場としても活用できる広場等を整備するための敷地南側の外構工事及び外構電気設備工事。4つに、敷地南側部分の融雪設備の熱源として地中熱を利用するための地中熱設備工事を予定しております。なお、これらのほかに新市庁舎の整備に関連いたしまして、第3庁舎1階へ急病センターを移転することなどに伴います第3庁舎の改修工事についても予定しているところであります。

次に、新庁舎整備に係る分離分割発注についてのお尋ねであります。

市では、これまでも新市庁舎整備の関連工事に限らず、工事の発注については予算の適切な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、青森市中小企業振興基本条例を踏まえたとともに、工事の経済性や効率性をも考慮し可能な限り分離分割発注しているところであります。

今後発注予定であります2つの地中熱設備工事、解体工事、外構工事等につきましても、同様の考えのもと分離発注することを想定しております。

続きまして、今後発注予定の工事の入札の時期についてです。

今後発注を予定しております新市庁舎整備に関連する工事の入札時期については、1つに、新市庁舎の空調設備や敷地北側部分の融雪設備を整備する地中熱整備工事については、平成31年8月ころ。現第1、第2庁舎の解体工事につきましては、平成32年1年10月ころ。駐車場としても活用できる広場等を整備する外構工事及び外構電気設備工事については、平成32年4月ころ。敷地南側部分の融雪設備を整備します地中熱設備工事は、平成32年6月ころの入札を予定しております。なお、第3庁舎の改修工事については、平成31年4月ころを予定しております。

以上でございます。

○木下靖委員長 大矢委員。

○大矢保委員 今、新庁舎建築設備が21億7000万円で落ちました。第1回目のときに第3回まで不調でしたけれども、第1回目のときのJV構成員の会社名を教えてください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 今回の第2回目の公告の第1回目の入札ということですね。

応札されましたJVは4つあります。今回落札されましたのは、藤本・倉橋・大坂特定建設工事共同企業体です。そのほかの3JVもでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）2つ目ですが、丸喜齋藤・成文・山口特定建設工事共同企業体、その次、北斗・盛特定建設工事共同企業体です。その次、相互・青建特定建設工事共同企業体の4つであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 大矢委員。

○大矢保委員 2回目、3回目のJV構成員の中に、十和田市の福萬組って含まれていませんか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 第1回目の公告に当たっての入札に際しましては、福萬組さんは入っております。

以上でございます。

○木下靖委員長 ただいま、総務部長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 済みません。先ほどの答弁で1問答弁漏れがありました。発注時期に合わせた最新単価の採用についてのお尋ねに対するお答えであります。

発注額の積算に用いる単価につきましては、各年度の4月ころから採用します前期単価と、10月ころから採用します後期単価があります。今回、新市庁舎建設工事を再度公告をするに当たっても、前期単価から最新の単価であります後期単価に入れかえたところであり、このこと同様、発注時期に合わせた最新単価で発注することとしております。

以上でございます。

○木下靖委員長 大矢委員。

○大矢保委員 第1回だか、第2回だか、第3回だかわからないけれども聞くところによると、十和田市の福萬組が入っていましたよね。これは、福萬組というのは何でこのJVの中に構成員として入らないといけないのか、それをまた認めたのは何でなのか、ちょっとわけを聞きたい。

○木下靖委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 ただいまの御質疑、福萬組が構成員として入っていたということにつきまして、まず今回の建設工事に関します資格要件、これから御説明申

し上げさせていただきたいと思います。

青森市役所新市庁舎建設工事に係る入札参加資格条件、これの主な項目といたしまして、1つに、市の工事業者名簿の建築一式に登録があるA等級の業者であること。2つに、構成員の数を2者または3者とする特定建設工事共同企業体JVであること。3つに、構成員は市内に本店または営業所を有すること、ただし青森市内に営業所を有する構成員については、経営事項審査の総合評定値が800点以上あること。4つに、構成員のいずれかは青森市内に本店を有することなどを入札の条件としたところであります。

市が発注する公共工事について、公平性、競争性、適正な工事品質を確保するためには、一定の入札参加業者を確保できる条件とする必要があります。その目安といたしまして、青森市入札参加業者等指名要綱、これで定める指名業者数を基準としております。本工事の規模であれば、その要綱では業者数を15者から20者と規定しているところであります。本工事の入札は、建築一式のA等級に格づけされた業者を対象とするもので、そのうち市内に本店を有する業者は22者あります。仮に、入札参加資格のある2者でJVを組んだ場合には、最大でも11者のJVにしかなりませんことから、青森市内に本店または営業所を有することとし、要綱で定める業者数の確保に努めたものであります。市では今後におきましても、市が発注する公共工事について公平性、競争性、適正な工事品質の確保に意を用いてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 大矢委員。

○大矢保委員 十和田市と八戸市に聞いてみました。特別なことがない限り、市外の業者は入れないというようなことになっているそうです。なぜ、福萬組だけが入るのか意味がわからないんだけども。福萬組は本社は十和田市じゃないですか。中小企業振興基本条例の中には市内の業者となっていますよ。あんなたちの入札の要件の中で、要綱とかそういうものよりも条例のほうが上なはずですよ。第4条に書いているでしょう。第4条の第2項に市内の中小業者と書いているでしょう。だから——入札はそうでいいんだけども、指定管理者も第7条に書いています。第7条に指定管理者も市内の中小企業にしなさいと書いている。かえってこの条例のほうがすごいわかりやすく書いているんだけども、それを何で守らないのか少し考えを聞かせてください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 ただいまの中小企業振興基本条例の関連での御質疑にお答え申し上げます。

大矢保委員から今、御紹介がありましたとおり、中小企業振興基本条例第4条の3項にその規定がありますが、契約に当たりましての考え方としましては、この条例に記載されておりますところの、「予算の適切な執行並びに透明かつ公正な競争

及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ」という部分もあります。したがって、契約でありますので、公平性、競争性といったものを踏まえつつ、本市に本店のある業者、これを優遇するといえますか、参加、受注機会の増大に努めるといった考え方から、先ほど申しました参加業者数による競争性の部分を確保するといったことで捉えて考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 大矢委員。

○大矢保委員 いいんだけども、なぜかと言えば、中小企業振興基本条例というのは、市内の業者を育成するためにつくった条例ですよ。これは私が先頭になってつくったんですけれども、やはり私たちの望みとしては、はっきり言って市内の業者がもっともうけてもらって、税金を払ってもらって、そして働く場が提供できればいいなという、そのもとで中小企業振興基本条例をつくったはずですので、これが一番トップの——法律とは言わないけれども条例ですので、それにのっかってこれからもやっていただきたいと思います。

それから、民生環境常任委員会でしたか、花岡プラザ等の指定管理者だって秋田市の会社じゃないですか。それに対峙したのは道の駅「なみおか」の会社だったんでしょう、やっぱり中身を聞いてみれば。私が教えてもらったのは、そこに清掃した経験があるからって、ただたやすく秋田の業者を入れてもらってはちょっと困ります。私、最終日はこれに反対しますから。

以上です。終わります。

○木下靖委員長 次に、館山善也委員。

○館山善也委員 自民清風会、館山善也です。よろしくお願ひいたします。

この場をおかりしまして、少し先に所見を述べさせていただきたいと思います。12月15日、水球日本代表監督であります大本洋嗣監督が青森市長を表敬訪問させていただきました。大本監督は、2016年リオデジャネイロオリンピックに32年ぶりに水球日本男子を出場に導いた名将であります。今回は、県で行われました体育協会の指導者スキルアップ事業の講演のためにお越しいただきまして、青森の水球の有志のコネクションを使ってお越しいただきましたことを非常に感謝しております。小野寺市長も公務御多忙を縫ってお時間を調整していただき訪問ができましたことに、改めて感謝をするとともに、市長初め副市長、大変お世話になりました。ありがとうございます。また、教育委員会からは教育長、教育委員会事務局教育部長、教育委員会事務局理事、文化スポーツ振興課の皆様、また秘書課の皆様、多方面にわたりいろいろ御尽力いただきましたことに、この場をかりて御礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、8款土木費に関連いたしまして、青い森セントラルパークについて御質疑させていただきたいと思います。

青い森セントラルパークは、指定緊急避難所としての取り扱いから青森市内の中

心部の避難所として現在に至っております。低炭素モデルタウン事業が撤廃となり、その後、今後の利用方法を検討委員会へ引き継ぎましたが、いまだ方向性すら決定しない状況にあります。それでも現時点では、軽微な運動、サッカーチームや野球やソフトボールを行う方やウォーキングや軽いマラソンなどを行う方、また犬の散歩や手前にある遊具では幼児と一緒にお母さんたちも遊んでいる等々で、さまざまな年代層が利用し大切な場所だと思っております。今回の質疑は、その敷地内の駐車場についてお尋ねいたします。

現時点での青い森セントラルパークの駐車場は舗装されておらず、穴ぼこが多数あり、車の乗り入れに大変不便な状況であります。雨天後の状況は水はけも悪く、水たまりがあり、車の乗車下車も非常にままならないケースもあります。その環境下では、緊急車両などの入場もスムーズにできないと危惧するところでもあり、何よりふだんの利用者の利用向上のためにも質疑いたします。

災害時の避難所として指定されている青い森セントラルパーク内の駐車場を、アスファルト舗装に整備すべきと考えますが、本市のお考えをお尋ねいたします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）館山委員の青い森セントラルパークの駐車場についての御質疑にお答えいたします。

青い森セントラルパークは、青森操車場跡地の一部について、その利活用が決定するまでの暫定的な土地利用として、市が所有する西側については駐車場を含む自由運動広場として、県が所有する東側については多目的芝生広場として供用するとともに、それぞれ維持管理を行っているところであります。また災害時には、一時的に避難する場所として、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所として指定されているところであります。

このように暫定的な土地利用でありますことから、駐車場につきましては、恒久的なアスファルト舗装等による整備ではなく、砂利敷きの状態としているものであり、毎年雪解け後を初め、おおむね年2回、砂利の補充・敷きならしを行い維持管理しているところであります。

駐車場のアスファルト舗装整備につきましては、現時点では難しいものと考えておりますが、今後も市民の皆様に快適に御利用いただけるよう、定期的に路面状況を確認し、状況に応じて砂利の補充・敷きならしを実施するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○木下靖委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございます。

答弁の中にもあった暫定利用というところで、方向性がまだ決まっていないという内容でありましたが、方向性を決めるのを検討委員会がしていると思えます。実

際のところ、ほとんど機能していないように思われますが、今の現状はどのような形なんでしょうか。お尋ねいたします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 御質疑のありました操車場跡地の検討の状況についてお答えいたします。

御質疑のありました青森操車場跡地利用計画審議会についてだと思いますが、既に利用計画の素案をお示しいたしまして、それにつきまして答申をいただいているということですので、そういう状況ですので、審議会としては役割は果たしていただいたということであると考えております。

○木下靖委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

答申は示されているのであれば、もう使い方は決定されていると思いますが、どのような形になっているんですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

答申の中で、防災機能を備えた公園としての利用、それから新駅設置を含む交通結節点としての利用、それから公共利用の観点から公共的な施設の建設用地としての利用、この3点が示されております。したがって、検討に当たりましては、この3点を踏まえながら、関係機関とも調整しながら検討していくものということで考えております。

○木下靖委員長 館山委員。

○館山善也委員 ありがとうございます。

そうすると先ほどおっしゃっていた暫定的な土地利用ということではなく、もう既に方法が決まっており、それに向けて発進しているということで理解してよろしいですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○大櫛寛之都市整備部長 再度の御質疑にお答えいたします。

土地利用の方向性として先ほど申し上げた3点、これは示されておりますので、これに基づいて検討していくということは必要であると考えております。一方で、例えば公共利用の観点から公共的な施設ということではありますが、具体的にどういった施設を建設するのか、そういったところについては決まっていないところですので、そういう意味で暫定的であるということと考えております。

○木下靖委員長 館山委員。

○館山善也委員 この土地は前政権のときに、低炭素モデルタウン事業がありまして、それを撤廃してから恐らく六、七年くらいたっちらっしゃると思うんです。実際その暫定的な土地利用の前まで振り返ると、13年以上このような状況になっていると思います。

結果的に今、市民の憩いの場所として使われているわけですし、車の乗り入れの状況、私も見たときに11月の頭でしたけれども、前日の雨が降り、上がった状態で1日たってもほとんど水はけがされず、状況が悪いんですね。例えば、この方向性が決まっていて、これから検討するということの中で具体的な話が今引き出せないと思います。先に駐車場の面、車の乗り入れ等を、市民が使っている以上は、その部分に対応するというお考えはできないでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

館山委員おっしゃる整備ということは、例えば暫定的に半分なり、あるいは——今砂利敷きということで非常に状況が悪いということですが、先ほども答弁いたしましたように、なるべく現状を把握して、状況が悪いということであればすぐに対応して、今の形で暫定利用させていただきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○木下靖委員長 館山委員。

○館山善也委員 暫定利用させていただきたいということですが、実際にお話を聞いて、先ほどおおむね年に2回砂利の補充をさせていただいているところでした。いつやったんですかと言うと、直近で9月だということ、私が見に行ったのが11月ですので、ほとんど1カ月半くらい100カ所以上のところが、要は穴ぼこになって水たまりになっている状況なんです。適切な維持管理もなされていないと、ここは指摘させていただきたいと思いますし、例えば、お話の中で4000万円くらいの費用がかかるんだということもおっしゃっていましたが、私はこの駐車場の面積全てをしなくても、例えば半分また3分の1でも舗装があれば、そういった対応もしやすいでしょうし、この地域の周辺は水はけが非常に悪くて、いまだに雨の状態が続きますと、住民の方々もそういった不安を覚えているところです。一昨年、中央大橋の真下のところの位置ですか、配管を直したりして市のほうも対応していただいていると思いますが、まだまだ不足のところがありますので、こういったところは徹底して確認しながら、さらに便利なように適切な維持管理に努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。それでは次の項に移りたいと思います。

道路整備について御質疑させていただきます。

県道とはありますが、国道7号から浪館通りに入りまして、2本目の線路と久須志神社との中間地点の場所に、車道にカラー舗装している場所があります。経年劣化から色が剥がれてきておりまして、この場所は古川小学校・中学校、また千刈小学校の児童・生徒の通学路でもあり、車の往来が非常に激しく危険な場所です。平成23年にこのこととお話ししまして、県のほうにお願いしていただいた結果、カラー塗装していただきましたが、随分やはり経年劣化が激しく塗装が剥がれてきて

いる状態であります。改めて認識をいただきまして、県のほうに要望をお願いしたいと考えますが、市の御見解をお尋ねいたします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民生活部長。

○井上享市民生活部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）交差点のカラー舗装についての御質疑にお答えいたします。

館山委員の御質疑の交差点は、浪館通りの旧サークルK久須志店前の交差点だと思えますけれども、同交差点は東西に走る市道と南北に走る県管理の主要地方道青森環状野内線、通称浪館通りとが交わる交差点で、平成 24 年に県が交差点内のカラー舗装を施工しております。同交差点は朝夕の通勤・通学時間のみならず、一日を通じ車や歩行者等の交通量が多く、付近の小・中学校の通学路としても利用されているところであります。市では、道路管理者であります県に対し、本交差点のカラー塗装の更新につきまして尋ねましたところ、県では現状を確認し更新を検討するとのことでありました。

今後とも関係機関等と連携のもと、交通安全に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 館山委員。

○館山善也委員 前向きな御答弁ありがとうございます。

検討していただくということで楽しみにしておりますが、1つ要望で、できれば春の入学時に照準を絞っていただければ、地域のほうとしても安心かなと思えますので、これは要望とさせていただきたいと思えます。

続きまして、歩行者安全確保のために車が雪でスリップしないよう、歩道融雪の延長上に、横断歩道についても融雪設備を整備してはいかがかと考えますが、本市のお考えをお尋ねいたします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 横断歩道への融雪施設整備についての御質疑にお答えをいたします。

本市における冬期歩行者空間の確保につきましては、これまで国及び県と協議しながら、歩道融雪などの整備を進めてきたところであります。横断歩道箇所の融雪につきましては、平成 27 年度に作成した第 2 期青森市冬期バリアフリー計画では位置づけられていないところでありますが、本計画の重点整備地区内における国道 4 号及び 7 号の一部におきまして国が整備しているところであります。これによりまして、冬期間の積雪、凍結が解消されることによる歩行者の安全かつ円滑な通行が確保されている一方で、道路の積雪状況によっては、融雪部分との段差により交通に支障が生じる場合があると承知しているところでもあります。

今後につきましては、他都市の状況も含めましてメリット・デメリットを整理するなど、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございます。

札幌市のほうでもこういった取り組みをされているということでした。ただ、今のデメリットといたしまして、青森市の方は、雪でも自転車に乗る人がいて、そこところが雪の段差がなくなると、さらにスピードアップするのかなと危険も考えますので、そのあたりも考慮しながらお願いしたいと思いますが、実際には浪館通りに入ってすぐの左側の1本目のところが段差ができて、ここも通学路となっているんですが、PTAの方々も新学期が始まるたびに、段差をならしたりとかする作業もあります。あのあたりも少し短い距離ではありますが、検討箇所に入れていただきたいことを御要望させて終わりたいと思います。

次に、機構改革についてお尋ねいたします。

スポーツ担当部門を教育委員会から市長部局に移管することについて、市民に対してどのようなメリットがあるのかお尋ねいたします。また、青森国体に向け、スポーツに対してどのようなお考えなのか本市のお考えをお尋ねいたします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 機構改革についてのお尋ねにお答えいたします。

スポーツ担当部門を教育委員会から市長部局へ移管することにつきましては、平成30年度から新生青森市として、まちづくりのプランニングに着手していくための組織体制の整備の一つとして行うものであります。

これは、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2025年第80回国民体育大会を視野に行うもので、平成30年度から、地域の実情や住民のニーズに応じ、地域づくりという観点から観光・交流部門と連携しながら、スポーツに関する事務について一体的に取り組んでいくという意図から、経済部で所管するものとしたところであります。

これら取り組みに当たりまして、オリンピック・パラリンピックや国体が終わった後も見据えながら行うことによって、地域のスポーツ振興にしっかり成果を得て、その先につなげていくというあらわれであります。地域スポーツの充実がひいては地域づくりにつながるという意味で、市民の皆様に戻元できるメリットであると考えておりまして、市としてのスポーツ振興に関する認識でもあります。

以上でございます。

○木下靖委員長 館山委員。

○館山善也委員 御答弁ありがとうございます。

非常に期待するところです。教育のスポーツとはまた別に、市民のスポーツの発展というところですので、非常に期待しているところです。

ここからは要望の連続になります。

市民体育館は工期の終了予定が平成30年8月でしたが、できるだけ早期に解放

できるように頑張っていたきたいと思います。1つこれもまた要望で、実は古川市民センターのプールについてなんです、以前床面の塗装工事が着工されました。入札を落とした業者が来まして、1カ月間の工期であるんですが、これを一週間で仕上げていたと。実際には、仕上がりが非常に悪くてやり直しをしていったということを知りました。

実際プールの場合の床というのは、肌に触れる箇所でありまして、また素足で床に上がるということと、またふやける状況も考えながら、同時にステップを踏んだり、子どもであれば足の皮が薄いというところで、少しのゆがみも非常に影響するということをお聞きしました。ぜひ施工する業者のほうには、そのあたりを十分に理解していただき、やり直せばいいよということではなく、そういったスキルを確実にレクチャーしてから行うことを要望いたします。

また、スポーツのほうで、オリンピックの誘致活動としてバドミントンを調整していると一般質問でお聞きしました。青森市では、ハンガリーのケチケメート市のほうと姉妹都市をしているというところなんです。ハンガリーの国技は、実は水球でありまして、ぜひとも水球もそういった誘致活動に入れていただきたいなというところですが、誘致するためには、どうしても室内の50メートルプールが必要となります。せんだって、文化スポーツ振興課のほうには、こういった施設がいいんだよという、提案書を提出させていただきました。県のほうに要望するにしても、ただつくってくれではなく、こういった施設が必要なんだということを具体例を示しまして提出させていただきました。

ただ私は、この施設もただ単に競技をするだけの施設ではなく、社会福祉に即した施設にしていただきたいなと考えているところです。というのは、例えば競技するだけでなく、ふだんは高齢者の方が筋力アップに使っていただくとか、車椅子の方がそのままプールに入水できるような仕組みづくりというものも考えられると思います。そこからまた、パラリンピックへの態度も示せるのではないかなと思いますので、障害者や高齢者の方にもやさしいバリアフリー設計で、こういったプールをぜひとも考えていただきたいことを御要望して、私の質疑は終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、藤原浩平委員。

○藤原浩平委員 日本共産党の藤原浩平です。

初めに、東部市民センター、戸山市民センターに椅子式階段昇降機を設置していただきたいと思いますが、市の考え方を示していただきたい。お答えをお願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 藤原委員の戸山市民センター及び東部市民センターへの椅子式階段昇降機の設置についての御質疑にお答えいたします。

戸山市民センター及び東部市民センターは、いずれも2階建ての建物で、椅子式階段昇降機は設置されておりましたが、高齢者等に配慮して階段に手すりを設置しているところでもあります。

椅子式階段昇降機の設置につきましては、戸山市民センターにおきましては、昇降機を設置した場合、階段幅が狭くなってしまうこと、また、東部市民センターにおいては、昇降機のレールを設置する壁が一部ないことから、いずれも構造的に設置するのが困難な状況にあると考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 手すりがあると。椅子式階段昇降機というのは、ここの議会棟の階段にも設置されています。まだ動いたところを見たことはありませんけれども、あれは何も壁に設置しているんじゃないやありませんよ。壁にくっついてるんじゃないですよ。階段の踏み板のところから立ち上げて、それにレールを持たせているはずで。壁がないからだめだとかいうのもおかしい。

それから、階段幅のことも言いますが、これは家庭用の階段——いわゆる尺貫法でいけば3尺の、あそこの階段でも設置ができるようなものもあります。ですから、答弁されたようなことで設置が困難というのは、余りにも乱暴な答弁じゃないですか。もう1回お答えください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

今、藤原委員からお話がありましたように、一般家庭用で床に設置できるものがあるのも存じ上げております。ただ、ちょっと業者の方にも相談したんですが、多くの市民の方が利用する公共施設であるため、安全性を考慮して——議会棟に設置した昇降機も壁と床の両方で支えると聞いておまして、あと、実際設置した場合に、階段幅が約1メートル45センチぐらいなんですが、昇降機の収納時には幅が80センチメートルぐらいになると。動作時には、通行できるのが60センチメートルになる。特に戸山市民センターの場合ですと、1階から2階に上る途中のカーブの踊り場では、さらにまた10センチメートルぐらい狭くなるということで、実際作動する場合には、そういう意味ではかなり狭くてほかの人も通れないのかなというのがあります。

あと、東部市民センターの場合には、両側が壁から離れておりますので、今言ったように、壁の部分でも押さえるのであれば、特別な工事みたいなこととなりますので、そういう意味で若干今の段階では困難なのかなと判断しております。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 議会棟のそこについているのを見てくださいよ。壁がないところにもついていますよ。もう少し真面目な答弁していただきたいと思うんですよね。

議会の今収納されているところは80センチメートルもありますか、ないですよ。そういう答弁で設置できないなどというのは、ちょっと乱暴だと思います。

東部市民センター、そして戸山市民センター、それから横内市民センター、大野市民センター、この4つのところは大分前、工藤正市長のときの、いわゆる公民館を8館建てるという構想の中で、昭和56年、57年、58年あたりに建設されていったものです。ですから、設計の配置計画も大体似ていまして、東部市民センターの場合は、下に図書室や20人ぐらい入る和室、それから調理室、陶芸の部屋、そして体育館というのが1階の部分にあります。大体こういう置き方が、戸山市民センターもそうですし、横内市民センター、それから大野市民センターもそんなふうになっているんですよ。それで、2階のほうに、畳の大広間、60畳敷きで大体100人ぐらい入るといふ規模のものがあつたり、あわせて椅子・テーブルの会議室、それから視聴覚室がセットになっているようなもの、そういう形で作られているんです。地域の人たちが若いころはよかったかもしれませんがけれども、畳の大広間や大きな会議室に集まるときに階段を利用しなければいけない。そのときに、足腰が弱ってなかなか2階まで上っていけないという人たちがふえているんですよ。その後、佐々木市長になって、油川だとか、古川だとか、沖館だとか、荒川、西部、さまざま市民センターをつくれますけれども、このとき佐々木市長は、エレベーターをつけたんですよ、三菱の。ですけれども、その前のやつは階段しかついていないんですよ。それで、本当にそういう意味では、できてから大分40年近くもたっていますけれども、まだまだ地域としては利用価値がありますし、建て直しとまでもいきませんので、ぜひつけていただきたい。横内市民センターや大野市民センターも含めて、この椅子式階段昇降機を設置していただきたいと思うんです。

それで、いろんなメーカーがあります。ここに付けているメーカーもありますし、さまざま昇降機をつくっているメーカーもあります。値段もさまざまあります。設置方法もそれぞれ独自のものも持っています。ですから、教育委員会事務局教育部長が答弁したみたいに階段幅がどうだとか、壁がないからどうだとか、設置が困難というふうな最初から拒否ではなくて、ちゃんと勉強しなさいよ。値段はどれくらいかかるのか、その辺もちゃんと勉強して答弁していただきたいと思います。反省しないとだめだと思います。こんな答弁で、何か言うことありますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

勉強不足と言われれば、これから勉強はしなきゃいけない部分もあろうかなと思いますが、先ほども言いましたように、私どもも一応業者から聞きましたので、確かにいろんな方からも聞く必要があろうかなとは思っております。議会棟ですと、昇降機の設置費用が5カ所で720万円ぐらいと聞いておりまして、それが例えばお話のあった戸山市民センター等になると、また距離ですとかが長くなりますので、もっとかかるのかなと思っております。そういうのもひっくるめまして、情報収集に

は努めていきたいと思っています。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 今、値段を何てしゃべったんだ。「720万円です」と呼ぶ者あり）720万円……（「5カ所で」と呼ぶ者あり）5カ所で720万円と。私は聞き取りのときに200万円と聞きましたけれども、本当に700万円もかかったんですか。議会棟の昇降機をつけたのは管財課のほうですか。値段がどれくらいかかったのか、ちょっとわかっていたら教えてください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。

議会棟の耐震改修及び大規模改修ということで、一連で改修工事を行っております。その中で議会の御意見がありまして、バリアフリー化を図るための昇降機の設置ということ、大規模改修の中に含めた設計の中で設置しております。

設計額は、ちょっと今、急で手元に数値がありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 私が見たので言うと、議会棟につけたものと同じメーカーのもので5メートルで約50万円、設置費用が。そんなものですよ。700万円もかかればどこまで上っていくんだかわからない。

○木下靖委員長 ただいま総務部長から発言の申し出ありますので、これを許可いたします。総務部長。

○鈴木裕司総務部長 お答えいたします。議会棟の昇降機の設置経費です。

事業担当課に確認したところ、5カ所設置で直接工事費で720万円とのことでありました。設計額ですので、直接工事費しか出てきませんでした。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 随分高く仕事をさせたなとも思います。

いずれにしても、階段昇降機があれば本当に助かるんです。東部市民センターも町会の忘年会などは、2階の和室の広間でやるんです。集まるのはほとんど高齢者になっていきますので、その人たちが楽しんで集まるわけですがけれども、階段を上るのが本当につらいということをおっしゃっていますので、ぜひさまざま資料も取り寄せて、設置が可能だと私は思いますので、階段昇降機の設置を強く要望して、これは終わります。

○木下靖委員長 ただいま教育委員会事務局教育部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 先ほど議会棟の壁についてとお話しましたけれども、大変申しわけございません、壁にはついておりませんでしたの

で、そのこのところは訂正させていただきます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 だめですよ、これだと。壁がないから困難だと一番最初答弁したんですよ。発言をすぐ訂正しなければいけないようなそんな答弁をして、こっちの質疑、要望を最初から問答無用という形で蹴ってしまうという対応は、本当に問題ですよ。設置について検討するという答弁をください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

一応先ほども申しましたように、いろんな業者とかの調べまして状況を——そういう意味では、情報収集してまいりたいと思います。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 本当に腹が立っています、こんなやり方されて。委員長——いや。強く抗議をして、次に行きます。

次に、青森市交通事業経営改善計画についてお尋ねしたいと思います。

青森市交通部が、青森市交通事業経営改善計画チャレンジプラン 2017 というのをつくっておりますけれども、平成 30 年度から平成 32 年度まで、できることからやっていくという形で示されていますが、これについて何点かお聞きしていきたいと思います。

この 4 ページの生産年齢人口について、人口減少、少子・高齢化の進展というところで、「年代別では、生産年齢人口が減少し、通勤・通学利用の減少が見込まれる一方で、老年人口は増加し、公共交通に依存せざるをえない高齢者の買物、通院等の交通需要の増加が見込まれます」という記述があります。

しかし、この素案の施策の推進の部分では、高齢者へのサービスについての記述がないと思いますが、2040 年には高齢人口が 40%を超えるとこのグラフに示してあります。高齢者が気楽にバスを利用できるように、どのような対策を講じるつもりなのか、お考えを示していただきたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 藤原委員の高齢者のバス利用に関する御質疑にお答えいたします。

今後の高齢化の進展により、高齢者のバス利用者が大きく増加することが見込まれており、高齢者の方々への配慮は非常に重要なことだと認識しております。

そのため、交通部ではこれまでも、スムーズに乗りおろせるようノンステップバスの導入などにより乗車環境を整備してきているほか、車内での安全確保などにも努めてきたところであります。

こうした状況を踏まえ、今回の青森市交通事業経営改善計画（素案）におきましては、1 つに、高齢者の車内事故の撲滅に向けた安全対策への強化。2 つに、高齢

者がわかりやすいような時刻表の文字の拡大や情報発信。3つに、ノンステップバスを引き続き導入することなどによる乗車環境の整備。4つに、バス待合所の整備によるバス待ち環境の向上。5つに、高齢者の利用ニーズの把握やそのニーズを踏まえた買い物、通院などへのバス運行の強化といった取り組みを進めることとしており、これまで以上に高齢者の方々がバスを利用しやすくなるよう、その環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 ノンステップバスの導入ということにも言及されましたけれども、本当にこれは強く要望しておきたいと思います。バスに乗るとき、足が上がらないので、膝でよじ登るといった形で乗車している方もたまに見かけますので、そういう人たちのためには、どうしてもノンステップバスというのは大事だと思います。

さまざま乗車環境の整備ということで、取り組みをするということは当然ですが、やっぱり高齢者が、本当に経済的にも負担を少なくして、さまざまなところに出て歩けるということが非常に大事だと私は思っています。前にもお話ししましたけれども、平成19年の高齢者の無料バス乗車制度が有料化されて、それ以来ずっと乗客の減にもなりましたし、交通部の減収にもなったと思います。また同じようなことを聞くようでもありますけれども、高齢者の無料乗車制度を復活させるべきだと思いますが、市の見解を示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。福祉部理事。

○館山新福祉部理事 藤原委員の高齢者無料乗車制度に関するお尋ねにお答えいたします。

高齢者福祉乗車証「いき・粋乗車証」は、高齢者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図ることを目的に、昭和49年度から交付しております。

福祉乗車証の交付を受けた70歳以上の高齢者に係る市営バス等の運賃につきましては、当初は全額を市が負担しておりましたが、高齢者の増加に伴い市の負担額が増加し、制度を維持することが困難となったことに加え、高齢者の方々の中には、無料で乗車することは心苦しいという声が強くなったことを踏まえ、平成19年10月から乗車1回につき100円をお支払いいただくワンコイン制度と、低廉な料金で一定期間何回でも乗車できるフリーパス制度を導入し、差額分を市が負担することとしたものであります。このことから、市が運賃の全額を負担する制度へ戻す考えはないものと考えております。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 ないものということで、本当につれない答弁だなと思います。

将来的に、高齢者が2040年のころには40%を超えると。本当にバスを利用する人たちも半分は高齢者というふうになっていくんですね。そういうときに、やっぱりこのバス事業に市長部局がどうかかわっていくのかというのは、大変大事なこ

とだと思えます。今のバス事業を維持していくために、例えば交通部だけで、交通部独自で黒字になんかできないと私は思います。さまざま市長部局からの支援があって、今のバス事業が維持できていると私は思っています。ですから、これまでもバス事業の歴史というのは、そういう二人三脚みたいな形で、市と交通部が一緒になって取り組んできたのではないのかなと思っています。ですから、今言った無料乗車制度の復活も視野に入れて、考えていかなければいけないものと指摘をしておきたいと思えます。

一般質問でも触れましたけれども、非正規運転士のほうに移っていきたいと思えます。

この中で、施策の推進のところで、人件費の適正化という項を設けて、退職者不補充の継続と、それから将来に向けた職員の給与・勤務体系のあり方を検討、人件費の適正化について検討するというのも書いていますが、結局見ていくと、退職者を補充しないで嘱託の運転士で維持していくという基本的な考え方があるようですけれども、これ以上非正規の運転士をふやさないようにするべきだと考えますけれども、お考えを示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 藤原委員の非正規運転士をこれ以上ふやさないようにすべきという御質疑にお答えいたします。

3カ年の計画期間としている今回の計画におきましては、交通部の厳しい経営状況を踏まえ、今後も退職者不補充を継続するとしたところであります。しかしながら、現行の路線を維持していくために一定数の運転士を確保する必要がありますことから、不足分補充の方法として、朝夕や冬期などの需要に合わせ、パートタイムを含む嘱託運転士の採用を進めることとしたものです。

嘱託運転士を含む今後の人員配置のあり方などにつきましては、中長期的な視点からの検討が必要なことから、平成32年度までに策定することとしている経営戦略において整理していくこととしております。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 嘱託の運転士で、一般質問でも言いましたけれども、5年以上連続して勤務していらっしゃる運転士さんもいるんだろうと思えますが、何人おられるのか、わかっていたら教えていただきたいというのと、契約期間を1年とかの更新ではなくて、無期限にしていくというお考えはないかお答えください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 藤原委員の2点の御質疑にお答えします。

まず、5年以上の数値については、ただいま手元ですぐ見つからないものですから、ちょっとお待ちをいただきたいと思えます。

まず、2点目の御質疑であります。5年以上の運転士の部分で、契約期間を無期

限とするべきという御質疑であります。

嘱託運転士につきましては、現在、非常勤の職員という扱いになっております。地方公務員法では、嘱託職員の採用について、無期限で採用することが認められておりませんことから、交通部の嘱託運転士についても、契約期間を無期限とすることはできない状況となっております。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 正職員を採用しないで、嘱託職員だけで賄っていくということになってくると、この計画でも示されているように、人手不足が現実のものになってくるということがこのグラフでもありますよね。やっぱり将来的に、どんどんどんどん不足がふえていくということになっていく、そういう見通しを示されているわけですから、それに対応するために、どういうふうにしていくのかということは、まさに焦眉の課題と言っても大げさではないと思っていますけれども、これをただパートだとかだけで、本当に補充できて、不足分をカバーできるのかどうかということもとても心配です。もう一度その辺のところ、お答えくださいませんか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 まず、先ほど数字がないということでお話ししました分であります。嘱託運転士で勤続年数5年以上が現在何人だということですが、12月現在の在籍で見ますと35名という状況となっております。

それと、今のもう1点の御質疑であります。早く体制を考えなければならないという御指摘でありますけれども、いわゆる正職員の採用ということが一つにはあるかと思えますけれども、これにつきましては、一般質問の際にも申し上げましたけれども、退職金など将来負担が生じるということでもありますので、そういった抜本的なところにつきましては、まずは、本計画でさまざま収支改善に向けた取り組み、これを進めた上で、平成32年度までに策定することとしております経営戦略におきまして、人員配置のありようなども含めて、中長期的な視点から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 大型二種の資格を持っている運転手そのものが、社会全体で少なくなっているということも指摘されています。普通免許を18歳で取得したとしても、3年の経験がないと大型二種免許の試験は受けられないので、バスの運転手になるといっても、早くても21歳とかでないといけないわけですよね。「有資格者の養成に関する新たな制度の検討を進めます」とこの計画の中にも示されています。これはどうなんですか、これから考えるということなのか、大ざっぱにこんな方向で考えを進めていくというふうなのがあったら、ちょっと教えてください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 有資格者の養成制度に関する御質疑にお答えいたします。

運転士の確保につきましては、今、藤原委員からも御指摘がありましたように、全国的に大型自動車二種免許の取得者が減少し、また、その保有者の高齢化が進むなど、新たな人員の確保が難しい状況となっているところであります。

このため本計画では、有資格者の養成に関する新たな制度の検討を進めることとしたところであります。御質疑の具体的な事業内容につきましては、今後、他事業者での取り組みなども参考にしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 どういうふうな形でなっていくのか、大型二種の取得に関して、例えば自動車学校に入るとかということもあるんでしょうけれども、一発で試験場に行って取るということも可能は可能でしょうけれども、なかなかそこに挑戦する人はいないかもしれません。どういう形かで雇って、少し大型二種を取る費用を交通部が負担して支援して取ってもらうとか、あるいはその部分は返さなくてもいいとか、さまざまな優遇措置をつくって資格を取るということを支援して、交通部の運転士として来てもらうというような形もやっぱり考えていかなければいけないと思うんです。それも一つの選択肢かなと思いますが、いかがですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 藤原委員の再度の御質疑にお答えいたします。

有資格者の養成制度に関する御質疑でありますけれども、今、委員から御紹介のありました大型自動車二種免許の取得費用の助成ですとか融資ですとか、他の事業者のほうではさまざま取り組みしているところを承知しております。

また、バス運転の体験会というものを開催しながら、業務内容に興味を持っていただいて、そういう取り組みを進めることで、新たな人材の発掘につなげているところもさまざま取り組みが行われているところであります。

私どもにとってどういった取り組みが一番効果的なのかというところを、他の交通事業者の取り組み実績、そういったところもあわせて調査しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 質疑をそろそろ終わりにしたいと思いますが、やっぱり交通部のバス事業を将来にわたって、この事業を継続していくというためには、やっぱり青森市のかかわりが非常に大事だと思います。この計画の策定の背景と位置づけという一番最初のところですけども、ちょこっと5行ぐらいですが読みます。「本市では、平成21年10月に『青森市総合都市交通戦略』を策定し、その重点戦略である『バス交通に関する戦略』について、平成24年2月に具体的な実施方法等をまとめた『バス路線再編について』を策定し、需要が少なく収支改善が困難である郊

外部のバス路線を市民バスへ分離するなど、効率化を図ってきたところでありますが、依然として路線の重複などの課題が解消されないことから、平成 26 年 12 月に両戦略に基づく諸施策の推進を見合わせ、現状でのバス事業の運営に努めてきましたが、依然として厳しい経営状況となっています」となって、これは、市の考え方ということでもいいのかなと思うんですけども、ところがこの後段の結論のところ、経営改善計画を策定しますと。これは交通部がやるという意味だと捉えますが、例えばバス戦略など、今中断している計画そのものは、都市整備部が主導で進めてきたものです。そういう意味では、市もバス事業に、市としても本当に取り組むんだという姿勢を示したんですけども、青森市としては、これからも交通部と一緒にこの仕事に取り組んでいくというふうにならなければおかしいと思いますし、市のほうで手を引いてしまうということになったら、とてもとてもできないことだと思うんですけども、その辺の市と交通部のかかわり方について、最後にお聞きしたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。交通部理事。

○赤坂寛交通部理事 藤原委員の再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま委員のほうからは、私どものチャレンジプランの冒頭のところを御紹介をいただきました。私どもとしては、市とのかかわりということですが、今回の計画は、以前バスの再編を中心として、交通部の経営も含めて市民の皆様の足を確保するという意味合いで取り組みを進めてきたけれども、なかなかうまくいかず中断したという状況があります。そういった過去のことも踏まえつつ、その一方で交通部としてもまた、まだまだやらなければならないことが経営改善に向けてはあります。今回書かせていただいておりますけれども、やはり利用者離れというのがどんどん進んでいるわけでありまして、その方々を維持するというのと、やはり先ほど委員のほうからも御指摘ありましたように、高齢化していくとだんだん利用者さんが少なくなるという意味合いでいきますと、将来半分かくらいが高齢者になるとなりますと、一方で、今メインとなっている通勤・通学のお客様が大きく減るということです。そこのところを大きく確保するという、新たな利用者層を捕まえるという施策を積極的に取り組んでいくことが必要ということで、こういったところを今回の計画で進めていくとしております。

そして、将来的な市とのかかわりでありますけれども、バスといえば、今現在、都市整備部のほうですけれども、立地適正化計画に合わせて公共交通網形成計画というものを進めております。この中で、バスが市民の足として大きな役割を担っているわけですので、そういう全体的なコンパクト・プラス・ネットワークといった、その中でのネットワークの役割を交通部がどう果たすべきかという部分については、次の経営戦略の中では具体的に触れていくところになるかと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 藤原委員。

○藤原浩平委員 市営バスは、本当にこれまでの 50 年近いスパンで考えた歴史を振り返っても、さまざまな経費の削減に努めてきたんだと思います。

バスに車掌さんが乗っていた時代、車掌さんではなくてバスのワンマンカーを進めるとか、そういうこともやりました。それから、車掌を減らしていく、そして東郡などに走っていたバス路線も外していく、そこにあった営業所も廃止する、その財産も売る、さまざま——それから運転士の給料も下げていく、これの歴史だったのではないかと思います。でもやっぱり交通部の赤字はなかなか解消できない、利用者が減っていく、やっぱりそこに大きな影響を与えたのは、繰り返しになりますけれども、高齢者のバスの無料化を有料化したことがそうだったと私は思います。そういう意味で、やっぱり高齢者を利用客として乗ってもらって、交通部を将来にわたって維持していけるかということは、やっぱり青森市、市長部局との共同の仕事としてあるべきだということ、そのことを述べまして私の質疑を終わります。

○木下靖委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブの奈良祥孝委員であります。

それでは、議案別冊 5 ページ総括表に基づき、質疑させていただきます。

10 款教育費 5 項社会教育費 4 目文化施設費に関連して 2 点お聞きいたします。

まず 1 つは、リンクステーションホール青森のピアノについてお聞きします。

スタインウェイのピアノ線が最近頻繁に切れるようになっております。高音部だけに限られていますが、平成 27 年で 1 回、平成 28 年で 2 回、ことしに入ってはや 6 回ほど切れています。1 万円で貸している以上、ふぐあいがあってはいけないと考えます。高音部だけでも交換すべきと思うが、その考えをお示してください。

2 点目は、リンクモア平安閣市民ホールのギャラリーの活用についてです。

ことしの第 1 回定例会一般質問でもただしたところですが、今回市民の方からまた、新年度からテナント貸しするのかと聞かれましたので、お聞きさせていただきます。

各種文化芸術活動の拠点施設として使いたい旨の答弁がありました。「ミーティングですとかワークショップ、そういう若者が文化芸術活動をする新たな担い手が集まって、そこを活性化して、ひいては地域の活性化につながるような仕組みづくりをして、そういう使い方をしていきたいと考えてございます」との答弁でした。そこで、どのような方々に利用されたのか、団体数・利用日数・利用者数、イベントであれば来客数などなど、その利用状況についてお示しをください。

次は、8 款土木費 4 項都市計画費 2 目街路事業費及び 4 目公園費並びに 6 項緑化費に関連してお伺いします。公園や樹木・街路樹の管理についてお伺いします。中央西公園の樹木の落ち葉が東側住民の宅地に飛んできて、その処理に大変苦勞しているとのこと。住民の迷惑とならないよう、必要に応じて樹木の剪定や伐採を行うべきと思いますが、その考えをお示しください。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木

総務費及び4項都市計画費2目街路事業費に関連してお伺いします。防犯灯及び街路灯の維持管理についてお伺いします。なかなか電灯が切れても取りかえてくれないと、市民から苦情が来ました。そこでお伺いします。松原町会から申請のあった防犯街路灯について、早急に対応していただきたいと思いますが、その考えをお示しください。

5点目は、2款総務費1項総務管理費2目文書広報費に関連して、広聴メールについてお伺いをします。市民から寄せられた、市ホームページの問い合わせフォームによる問い合わせに対しては、証拠を残すという観点からも、原則電子メールで回答すべきと思いますが、その考えをお示しください。

次、議案別冊31ページ1款市民病院事業費用1項医業費用に関連をして、市民病院事業会計についてお伺いします。市民病院の血圧計についてであります。体重計とか定期検査とかあるとは思いますが、血圧計というのはあるのでしょうか、お示しをください。なぜこれを聞くかという、私も含めてそうなんですが、市民病院にかかっている患者の人、「あの血圧計、壊れているのではないか」と言う人が大変多いです。私も半年に一遍とか行くんですが、いつもはかると150とかなんですが、その後、帰りに別の医院に寄ってはかっていると、「奈良さん120ですよ」と言われるんですよ。

前も増田副院長がいたころもですが、「150です」「140です」といくと、「それはおかしいな」と言って水銀で目の前ではかると、「奈良さん120しかないよ、大丈夫ですよ」と言われるんです。あの機械はおかしいのではないかと思うのですが、検査とかはしているのでしょうか、それをお示しください。

以上です。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 奈良委員の2点の御質疑に、順次お答えいたします。

まず初めに、リンクステーションホール青森のピアノ線の交換についての御質疑にお答えいたします。

リンクステーションホール青森にあるスタインウェイのピアノは、プロのピアニストを初め、多くの方に利用していただいているところであります。当該ピアノは、購入から30年以上経過しておりますが、年1回保守点検を実施しており、線が切れた際はその都度、調律師が張りかえを行っているところであります。しかしながら近年、線が切れることがふえてきたことから、今後公演に影響がないよう、関係部局と協議し、対応を検討していきたいと考えております。

次に、市民ホールギャラリーの利用状況等についての御質疑にお答えします。

リンクモア平安閣市民ホール1階ギャラリーは、これまで市が文化振興に資する事業を実施するスペースとして、主に指定管理者が中心となり、各種文化団体と連携した展示等を行っているところであります。

4月から11月までの同ギャラリーの入場人員につきましては、昨年度と比較しますと、平成28年度は5341人、平成29年度は3360人となり、1981人減少しておりますが、利用率は、平成28年度は51.8%、平成29年度が69.3%となり、17.5%上昇しているところであります。この平成29年度の入場人員が減少しましたのは、指定管理者が実施しております市所蔵作品展の開催回数が減少したことなどが、影響したものと考えております。

一方、利用率につきましては、あおもりアーツカウンシルの若者による展示などにより増加したことや、同ギャラリーを拠点として文化芸術振興を図るため、今年度新たに実施した取り組みとして、青森市内の高校生や大学生など若者を対象としたワークショップやミーティング、展示など人材育成の場に提供したことにより、上昇したものと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 奈良委員の2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、公園の樹木管理についての御質疑にお答えいたします。

中央西公園には、ケヤキ、プラタナス、イチョウなど14種類の樹木が約80本植栽されているところです。当該公園の樹木管理につきましては、市では病害虫への対策として行っております毎年の薬剤散布のほか、樹木の健全な成長を促すとともに、景観への配慮として樹形を整えるため、樹木の成長に応じて適宜剪定を行っているところであります。

中央西公園の樹木の落ち葉が付近住民の自宅前まで飛び、その処理に大変苦労されているとの御相談が寄せられましたことから、市では現地において立ち会いの上で状況を確認し、来春早々に当該樹木の剪定を行うこととしたところであります。

市といたしましては、公園の樹木の維持管理につきましては、今後も各公園・緑地などの巡回の際に確認をするほか、市民の皆様からの御意見や御相談も踏まえながら、適宜樹木の剪定や伐採を行うなど、適切な維持管理に努めてまいります。

続きまして、防犯灯及び道路照明灯の取りかえについての御質疑にお答えいたします。

現在、青森市内に設置されております防犯灯及び道路照明灯の数は、防犯灯が約3万3000灯、道路照明灯が約4300灯設置されており、防犯灯及び道路照明灯の不点灯につきましては、町会などから修繕の要望があった際には、順次現地の調査を行った上で、修繕や取りかえなどの対応を行っているところであります。今年度も春先から防犯灯及び道路照明灯の不点灯修繕の依頼について、順次対応しているところでありますが、修繕件数が多いこと、また灯具の種類によっては納入までに時間を要することなどもありますことから、要望のあった際には、その旨を御説明をしながら対応しているところです。

今年度、松原町会からいただいている要望といたしましては、防犯灯に関するも

のが2件、道路照明灯に関するものが1件ありました。このうち防犯灯に関する2件につきましては、既に対応済みです。残りの道路照明灯1件についても順次対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○木下靖委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 問い合わせフォームで寄せられた問い合わせに対する回答方法についての御質疑にお答えいたします。

市ホームページでは、掲載内容に関して市民の皆様が問い合わせを容易に行えるよう、各ページに問い合わせ先として担当課の電話番号やファクス番号の表示のほか、担当課へのメール自動送信機能を持った問い合わせフォームを設けております。問い合わせフォームによる問い合わせにつきましては、原則1週間以内に回答するよう庁内に周知しており、その回答手段は、基本的には電子メールでの回答を想定し、問い合わせフォームの入力欄のうち、問い合わせる方のメールアドレスの入力を必須としております。

問い合わせフォームによる問い合わせに対しましては、原則として電子メールで回答することとしておりますが、その内容により臨機に対応する場合もありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○木村文人市民病院事務局長 デジタル式血圧計の定期点検についての御質疑にお答えいたします。

市民病院外来窓口前に設置しておりますデジタル式血圧計は、平成19年10月及び平成23年4月に購入しております。デジタル式血圧計の定期点検につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律で義務づけはないことから実施はしておりませんが、ふぐあいが生じた際には随時修理対応しております。

以上でございます。

○木下靖委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 ありがとうございました。

まず血圧計の関係ですけれども、これは決まっていないと言うから、ないと思うんです。ただ、ぜひ市民病院の職員の人たち100人くらいでやってみてください。絶対高いと思いますから。これを要望して終わります。ありがとうございます。

次に、メールの関係ですけれども、これはそうすると、担当課に直接行くものもあると思うんですよ。特に雪の関係とかならね。そういうのもメールで行ったやつはメールで返すという理解でいいのですか。どうですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 再質疑にお答えいたします。

問い合わせフォームでの問い合わせにつきましては、全て担当課のほうに直接

メールで送信されます。

先ほどもお答えしましたとおりメールアドレスの入力を必須としておりますので、基本的にはメールでの返信ということになります。

○木下靖委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 わかりました。

今回相談を受けた方は直接来られたものですから、言った言わないとかになると大変だなと思ったので、やはりある程度、証拠というわけじゃないですけども、残すためにはメールで統一して、それでそのほかに直接行ってお話しして誠意を見せるというほうがいいのではないかと思いましたので、質疑しました。ありがとうございます。

それから都市整備部の樹木の関係、よろしくお願いします。うちの前も確かに公園があって、ケヤキ3本にポプラもありますし、あと中学校の桜の木とかは大体1日10袋とか20袋とかになるんですけども、私はかさばるものを袋に入れないで、側溝に全部押し込んで、側溝で全部ためてためてためて、中学校の脇の側溝にも全部ためて、雪でつぶして次の年あけます。そうすると30袋ぐらいで済むんですけども、あと落ちたものは全部公園にやって、土に返すようにしてやっているんですよ。ですので、あれをそのままやったりするんだったら大変だと思います。特にプラタナスは御案内のとおり、プラタナスの葉が飛んで来たらかなりかさばりますので、できれば市民の苦情にならないようにやってほしいと思いますし、港町とか青柳とか本町の通りのプラタナスも、秋になると枝をバンバン落としてしまっていますから、ああいうふうにやると落ち葉はたまらないのではないかなと思います。ぜひお願いをしたいと思います。

あとそれから防犯灯、道路照明灯に関してもわかりました。これは質問された方に、私のほうから返しておきたいと思います。ありがとうございます。

あとは教育委員会ですけども、ピアノはわかりました。やってください。多分、きのうおととい、辻井伸行さんがやっていると思いますんですけども、切れなかったと思いますが、弾き手によって切れる方と切れない方があるんです。30年もするとピアノ線というのは傷が入りますので、どうしても高い部分のほうは切れやすくなります。これはある程度高いものですので、全部取りかえてしまうと何百万円とかかかりますから、部分部分でかかると100万円もかからず数十万円程度でかえられると思いますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

そこで、ギャラリーの関係なんですけど、考え方としてやはり教育委員会事務局教育部長がおっしゃるように、文化芸術活動というのは利益は上がりません。ただ、ギャラリーを貸すことによって収入は得られます。例えば月10万円で貸すと年間120万円、文化団体に10万円ずつ援助したとしても12団体できるんですよ。私はそういう意味でギャラリーを貸したほうがいいのではないかと思いますし、そういう意味でも文化振興にはつながるのではないかなと思っています。

市で施設を貸して収入を得られるといったら、特に教育委員会で持っているところの施設が1番多いじゃないですか。文化施設であれ体育施設であれ、市民センターであれ、いろいろ。そういう意味からいくと、もっともっとできるのではないかなと思っていました。特に、ネーミングライツで一般会計にかなりの金額を入れているわけでしょう。だったらそのほかで稼いだのは文化振興に使わせてくれということで、私はできるのではないかと思うんです。そもそもやはり市の職員の方々みんな全体的に言えるのですが、あるものを活用して収入を得ましょうという考え方を持たないと私はだめだと思いますよ。その収入を得ることによって住民福祉のサービス向上ができますし、今でいうところの文化芸術の振興、体育の振興、そういうものにつなげる方法というのは、たくさんあると思います。

ですので、新年度に向けても検討はしないんですか。どうなるのでしょうか。新年度どうしますか。このままでやっていきますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○横山克広教育委員会事務局教育部長 再度の御質疑にお答えいたします。

奈良委員がお話のように、目指すべきところは文化振興という意味では同じだと思います。利用の仕方の部分だと思いますけれども、現在検討をしていないわけではなくて、例えばテナントのようなものにお貸しする場合は、あそこは消防法の対応もありまして、今のままではすぐお貸しできる状況にはありません。例えば、排煙窓や煙感知器、そういうような部分ですとか、あと共有部分とのテナントの区分をするために改修工事等が必要になるものとも考えておりますので、そういうのも含めながら、なおかつ文化振興の財源確保という部分の必要性も感じております。ただ、今現在、今年度新しく取りかかった文化芸術活動の拠点というのもありますので、それも検証しながら、委員のお話も含めながら現在検討しているところであります。

○木下靖委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 わかりました。あとこれ以上言っても議論がかみ合わないと思います。

借りたい人がいないのであれば、私はいいいんですよ。テナントに入りたいという人がいないのであれば、今までどおり貸していいと思うんですけれども、ひよっとしてあるかもしれない。あれば収入になりますので、私はそういう考えを持ってしかるべきだというふうに思っています。

あと、文化振興で打ち合わせをするんだったら、我々ちょこちょこやるのですが、時間、場所がとれないときにはリンクステーションホール青森——文化会館の1階の椅子のところで打ち合わせとかしています、我々音楽団体の実行委員会は。そういうことも含めると、あそこだけでないところだって利用価値はたくさんありますので、そういう意味で文化振興を図っていただくように、お願いをして終わります。

○木下靖委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時 10 分からといたします。

午後 0 時 4 分休憩

午後 1 時 10 分再開

○木下靖委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 小豆畑です。よろしくお願いいたします。

最初に、ことしの春、市長に講話をいただいたときに、青森市のこれからのまちづくりの展望についてというお話をいただきました。その中で、広域観光の推進で国内、外国から誘客を図ることを目的に、四季を通じた本市の魅力づくり——ねぶた祭とか八甲田を特に強調し、重点的に取り組みたいということでした。冬場観光客数が落ち込むので、青森ならではの売りとなる雪や樹氷にスポットを当て、冬季の観光客の底上げを図りたいということでした。その施策として、来年 2 月に樹氷サミットを青森市で開催する旨、お話をお聞きしました。この樹氷サミットの概要について、お知らせいただきたいと思います。

○木下靖委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○坪真紀子経済部理事 国際樹氷サミットについての御質疑にお答えいたします。

国際樹氷サミットは、樹氷を観光資源として活用し冬季観光の推進を図るため、青森市の八甲田、山形市の蔵王、北秋田市の森吉山を日本三大樹氷と位置づけ、広域的に連携して、国の内外から観光客を呼び込むとともに、情報を広く発信して魅力ある観光地づくりを目指そうと、昨年度は山形市の蔵王において開催しております。

引き続き、今冬、本市において開催する国際樹氷サミットの概要につきましては、2 月 10 日土曜日に青森市、山形市、北秋田市の 3 市の市長と、観光事業者によるパネルディスカッションで、樹氷を活用した冬季観光の推進についての意見交換を行う予定としております。

また、基調講演も予定しているところでありますが、詳細につきましては、昨年度、八甲田の樹氷を冬季観光の核として誘客を図ることを目的に設立された八甲田樹氷国際ブランド化推進会議の御協力を得ながら、現在検討しているところです。

さらに、サミットの開催に合わせ、旅行商品の造成につなげていくことを目的に、オーストラリア、香港、タイ等の海外エージェント等を招請し、八甲田の樹氷や温泉などの観光資源を体験してもらうこととしております。

サミット開催日には、あおもり冬のワンダーランド並びに AOMORI トリエン

ナーレ 2017 も開催されており、八甲田の樹氷観賞とともに、これらを体験して青森の冬を満喫されるよう PR してまいります。

以上でございます。

○木下靖委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 私、ことし 10 月に何十年ぶりかで八甲田山の毛無岱を歩かせていただきました。そのとき、毛無岱のところで台湾のきつと観光関係の方だと思っただけなんですけれども、ドローンを飛ばして、ずっとあの辺をこう撮影していたんですね。そのときに、一緒に私たちを案内して下さったボランティアガイドの方も、八甲田の樹氷について、みんな樹氷と言えはすぐ山形と思うかもしれないけれども、八甲田の樹氷は形も見ばえもすごくよくていいんですよということをおっしゃっていたので——冬、私たちって余り八甲田には行かないんですね。家族はスキーでしょっちゅう行くんですけども、私はめったに行かないんですけども、そのお話を聞いて、ぜひ冬にこの樹氷を見に行ってみたいなと思ったところです。

どうぞこのサミットが成功裏に終わりますように、御祈念申し上げまして終わります。

次の質疑は、ふるさと納税についてです。ふるさと納税制度を多くの住民が利用すると市の歳入が減り、行政サービスが低下しかねないことを危惧した記事が、地元紙に掲載されておりました。ふるさと納税しないで、という見出しで歳入減を訴えるチラシを配布している東京都杉並区の記事です。チラシには、区の税収が減少することで学校や保育園、道路の整備などに深刻な影響が生じるイメージをイラストで表現しており、それを訴えるチラシを区内で配布したり、自治会の回覧板に添付しているそうです。そこで、本市の状況が気になりましたので質疑させていただきます。

本市のふるさと納税制度による平成 27 年と平成 28 年の財政に及ぼす影響額をお示しいただきたいと思えます。

○木下靖委員長 答弁を求めます。財務部長。

○小川徳久財務部長 小豆畑委員のふるさと納税制度におきます平成 27 年度と平成 28 年度の本市への財政的な影響につきましてお答えいたします。

ふるさと納税制度は、生まれ育ったふるさとに貢献できる制度、自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度として創設された制度でありまして、個人が自治体に寄附をした場合に、一定の手続により、原則として自己負担額の 2000 円を除いた全額が所得税と住民税から控除されるものであります。

この住民税の減収分は、地方交付税の交付団体——青森市も交付団体ではありませんが、こちらにおきましては、その 75%が地方交付税で補填されることとなっております。また、自治体が受けたふるさと納税による寄附金は、地方交付税の算定に影響を及ぼさないため、その全額が自治体の収入増となっております。こういう制度でありますので、結論から申し上げますれば、本市におきましては、寄附金による収

入の増と地方交付税の補填分を除く住民税の減収分の差し引きでは、増収となっております。

そこで、本市におきます平成 27 年度のふるさと納税制度による財政的な影響額ですが、1つに、プラス要素といたしまして、個人から市に寄せられた寄附金総額が約 1 億 1882 万円。2つに、マイナス要素といたしまして、青森市民が平成 27 年に行った寄附による住民税控除額が約 4790 万円。3つに、またプラスになりますが、プラス要素といたしまして、この控除額に伴います減収額の地方交付税によります補填額が約 3524 万円となりまして、全体で合わせまして、約 1 億 616 万円のプラスとなっております。

また、平成 28 年度のふるさと納税制度によります財政的な影響額ですが、こちらでもまず1つに、プラス要素といたしまして、個人から市に寄せられた寄附金の総額が約 6 億 7686 万円。2つに、マイナス要素といたしまして、市民によります住民税の控除額が 7538 万円。3つに、プラス要素といたしまして、この控除に伴う減収額の地方交付税によります補填額が約 5552 万円となっております。全体合わせて約 6 億 5700 万円のプラスとなっております。

以上でございます。

○木下靖委員長 小豆畑緑委員。

○小豆畑緑委員 本市の場合、住民税の減収分の差し引きでは増収となっているとの答弁でしたが、ふるさと納税の場合、お礼の品が目的で寄附される方が多いと思います。返礼品の経費は、どのぐらいかかっているのでしょうか。平成 27 年、平成 28 年でお伺いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 返礼品に関するコストについての御質疑にお答えいたします。

返礼品にかかるコストといたしまして、商品の代金のほか、送料、決裁手数料などの事務費がありますが、これらの合計で、平成 27 年度は約 4040 万円。平成 28 年度は、約 6480 万円となっております。

○木下靖委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

ふるさと納税の人気の高まっている理由の一つが、お礼の品の存在だと思います。

私もこの間、いきなり牛肉が送られてきて、びっくりしてその方にお電話したら、ふるさと納税して何カ所からも肉とかいろんなものをもらって、食べきれないので食べてください、お裾分けですと言ってもらったんですけども、ふるさと納税を行った自治体から寄附のお礼として送られる特産品や特典のことであって、海産物や果物、牛肉、加工品などバラエティーに富んでいるものですが、あくまでもそれは自治体の善意によるもので、お礼を何も送らない自治体もあるようです。本市の場合、ふるさと納税の返礼品はどのようなものがあって、またその選定はどのよう

に行っているのかお尋ねします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 返礼品の内容及びその選定方法についての御質疑にお答えいたします。

寄附者への返礼品として取り扱う商品は、4カ月ごとに入れかえを行っております。その商品につきましては、庁内関係部局や関係団体、返礼品の調達・発送等を業務委託しているヤマトホームコンビニエンス株式会社からの提案のほか、市ホームページにおいて、事業者・生産者からも提案を募っております。

これらの商品につきましては、市内事業者による市内で生産、製造または加工したもの、もしくはこれらを原料とした商品、あるいは市内で提供されるサービスという条件に適合するかどうか、衛生面に問題がなく寄附者からの申し込みに速やかに対応できる出荷体制となっているかという条件のほか、今年度から青森産品の販路拡大とPR強化のため、「A o M o L i n k ～赤坂～」への出品も条件としており、これらの条件を満たしているかを審査の上、公平・公正に選定し、最終的には市長決裁により決定しております。

このような審査を経て、これまでリンゴ、サクランボ、ミニトマト、バサラコーン等の生鮮食品を初め、リンゴ・カシスを使用したジュースや菓子類などの加工食品、津軽びいどろや藍染め商品などの工芸品、ねぶた祭の観覧と宿泊をセットにした観光商品などを返礼品として採用してきたところであり、現在は約100種類の商品を返礼品として取り扱っております。

○木下靖委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

100種類を取り扱いしているということですのでけれども、その返礼品は誰が選定しているのですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 再質疑にお答えいたします。

誰がということでしたので、まず先ほどもお答えいたしましたとおり、事業者から提案がされるものもありますし、庁内の関係課のほうから推薦があるもの、また発送の業務委託をしていますヤマトホームコンビニエンス株式会社から提案されるものもありますが、先ほど言った条件の審査をまず担当課のほうでいたしまして、それについて、これまでの例でいきますと市内の事業者からの提案のほか、推薦のあったものについては、全て選定しているということになります。最終的には市民協働推進課で審査をして、市長が決裁して決めているということになります。

○木下靖委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 いろいろ仄聞が聞かれるものですから、この質疑させていただきました。

次に、ふるさと納税による寄附金は、自治体によってさまざまな使われ方をして

いるようですけれども、本市の場合は、どのように活用されているのでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 ふるさと納税の活用状況についての御質疑でした。

本市では、ふるさと応援寄附制度により寄附金を募るに当たり、寄附される方が、あらかじめ本市が示した事業の中から応援したい事業を選択できるようにしております。現在は、「しごと創り」、「ひと創り」など6つの分野別に庁内各部から提案された地域企業の新ビジネス等への挑戦を支援するための事業、子ども・子育てを支援するための事業など38事業を、本市が応援いただきたい事業としてリーフレットや市ホームページなどに掲載しております。

寄附金につきましては、一旦、元気都市あおもり応援基金に積み立てをし、寄附された方が選択した事業などに活用する際に、取り崩しをするという管理方法をとっております。

今年度は、子どもの居場所づくり・学習応援事業や観光振興対策事業などのほか、使途指定なしの寄附金を活用した「あおもり、再生。」特別枠事業として、地域活動環境改善事業などに、当初予算ベースで80事業に1億3834万7000円の寄附金の充当を計上しており、本市のさまざまな施策・事業に有効に活用させていただいております。

○木下靖委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 今、いろんな事業を御案内いただきましたけれども、その中でどの事業が一番多く活用されていますか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。横内市民政策部理事。

○横内修市民政策部理事 寄附金の活用が多い事業ということでよろしいでしょうか。

今年度でいきますと、「あおもり、再生。」特別枠事業で実施しております地域活動環境改善事業に2500万円、あと、バスまち空間向上事業に2500万円というのが今年度活用している金額としては多い事業になります。

○木下靖委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 ありがとうございます。

寄附を通じて地域の人々を応援し、お礼品を通じて新たな地域の魅力を知る、寄附金を有効活用した地域づくりに貢献できて、地域の生産者も喜び、寄附した人もお得になる。みんなが幸せになれる制度がふるさと納税制度だとあるものに書かれておりました。

また、これなら応援したいなと思わせるようなキャッチコピーを使って、寄附金を募って見たらどうかなと私思いました。ある地域で展示していたデコイチが老朽化したので、復旧を図るためにふるさと納税でこの寄附をお礼品なしで呼びかけたところ、予想以上の寄附が集まったという報道がありました。それで、私は瞬間的に、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」に展示されているねぶたについて、あのねぶた、以

前ねぶたの里のときは、ねぶたが動いていました。すごい動いて躍動感がありましたし、また、音楽も本当にねぶた祭に参加しているようなそういう錯覚に襲われるような激しい音楽——ねぶた囃子だったと思います。

ぜひ、青森市もお礼品なしでこういうものをやってみたらいかがかなということを申し上げて、終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 新政無所属の会の中村節雄です。

8款土木費に関連して、町会からの要望について質疑させていただきます。

西本町町会から提出されている道路側溝の改修要望について、対応をお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 中村委員の町会からの要望についての御質疑にお答えいたします。

道路側溝の整備につきましては、町会などから寄せられた御要望の中から、1つに、青森市が管理する市道であること。2つに、用地問題がないこと。3つに、緊急性や優先度が高いことなどの要件を考慮しながら、整備を進めているところです。

青森市篠田一丁目の西本町町会からは、本年8月21日付で、町内の生活道路の側溝改修について要望書が提出されております。この要望を受けて現地の状況を確認したところ、当該箇所側溝にはふたがなく、また側溝自体も老朽化が進んでいることから、本市といたしましては側溝の改修が必要と考えており、今後、優先順位を見きわめながら整備時期について検討してまいります。

以上でございます。

○木下靖委員長 中村委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。

8月21日で要望書が出されてということで、側溝が壊れていてそういうふうな老朽化も進んでいるということで、改修が必要と考えているということでありますから、来年度の当初予算に予算要求をして、それを早期に実現することを要望したいと思います。

それから、あと質疑はありませんけれども、せっかく八戸都市整備部理事が座っておりますので。ことし、除雪が——雪の降り方が大変厳しい降り方をしておりますけれども、一気に降っていると。きょうも朝から降っています。そして、きょう朝来るときも、幹線とかはもちろん除雪がされていましたがけれども、そろそろ生活工区のほうも、きょうあたりは市内全域出さないといけないかと思います。

それから、週末になると土日が天気がよくなるという話もあります。気温が高くなるということになると、圧雪されている部分がじゃけてくるということもありますので、その後の対応は、きちんとしたパトロールをしながら、除雪をしていただ

くように要望したいと思います。

八戸都市整備部理事のほうには、あとは結構であります。

それから、先ほど大矢委員のほうから市役所の庁舎の入札の話が出たんですが、福萬組の話も出ておりましたけれども、先ほどのその業者名を聞いていたら、小柳の団地を辞退したところがそこに名前がありました。ということは、それ以上の金額のものに対して、これが適切であるのかどうかというのが私は判断しかねます。

それから、現在今この議会棟の改修工事、完成時期と完成検査、引き渡し時期、いつになるかわからないですが、階段室のところ——防火扉があって、そこから階段室があるんですが、壁面にクラックが入ったままそのままです。これが改修した建物なのかどうかというふうにも見えますので、何て言うんですかね、外面だけよくて内側が全然ぼろぼろなんでないかなという。それで、前のときに、傍聴席に来るところの守衛のいるところの隣のトイレがクラックが入っていたと。そういう指摘もありましたし、その階段のところも剝離したり、そういう部分だったんですが、まだ会派の内装ができていないとき、下地を見たとき、粗末だなという印象がありました。実はクロスを張ってしまえばほとんどわからなくなるんですが、下地処理がきちんとしていなければ、後々クロスの剝がれであるとか、いろんな部分にふぐあいが出てきます。外側の外壁のほうを見ても、ピーコンの後に埋めた後にきちんとしたプライマーとか何とかいろんな処理するのがあるんですけども、ぼそぼそって見えるんです。これは見えないような処理の仕方とかもあるので、やはり技術的な問題なのか、仕事が粗末なのかわかりませんが、引き渡しを受ける前にきちんとそういうところを建築営繕課とかもチェックしながら、それから検査のときにそういう部分があったらすぐに改修することを要望して、私の質疑を終わります。

どうもありがとうございました。

○木下靖委員長 次に、小倉尚裕委員。

○小倉尚裕委員 新政無所属の会の小倉尚裕です。

1点目、除雪の物損事故について。

12月19日の除雪において物損事故が発生しましたが、その状況についてお知らせください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 お答えいたします。

浪岡地区では、12月18日月曜日から12月19日火曜日にかけて除雪を実施したところでありますが、浪館字浅井地区におきまして(「浪館でないよ」と呼ぶ者あり)浪岡字浅井地区におきまして、住宅兼店舗の柱を破損させる物損事故が発生したところであります。被害を受けた方によりますと、事故を起こしたと思われる者は、事故の謝罪を行わないまま現地を立ち去ったとのことであります。

現在、原因者が市の委託業者なのか、それとも民間の委託業者なのか付近で除雪

を行っている除雪業者に聞き取り調査を行っているところであり、原因者を早急に調査して適切に対応してまいりたいと考えております。

大変申しわけございませんでした。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 当然、除雪の事故というのは発生すると思います。それで、日々それについては対応しているんだと思います。問題は、それを全く知らんふりをすると。謝罪もない。そしてまた、起こしたかどうかもわからないと。そういうのは果たしていかなものかと思いますので、この点は十分調査をしていただきたいと思います。

続きまして、指定管理者制度について質疑いたします。

まず、今回の花岡プラザ等の指定管理の指定について、中小企業振興基本条例の趣旨を反映しているのかお尋ねをします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 指定管理者制度について中小企業振興基本条例の趣旨を反映しているのかとの御質疑であります。

中小企業振興基本条例におきましては、指定管理者制度につきまして第7条第3号におきまして、「指定管理者の選定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、市内中小企業者の参入機会の増大に努めること」と規定されております。本市の指定管理者制度におきましては、当該条例の改正前から市内中小企業者は参入できるようにしておきまして、この第7条第3号の規定を考慮しつつ、その上で競争性を確保するため、市内の事務所等の活動拠点を有する者に拡大をしているものであります。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 一連の一般質問と変わらない答弁ですので、ちょっと何点か他都市の例をお聞きしながらお伺いをしていきたいと思っております。

昨日、竹山委員の他都市という面で、八戸市と弘前市についてお話がありました。

まず弘前市は、指定管理者制度の導入に係る方針として、指定管理者の事務所の範囲、「地元団体の育成、地域経済の活性化、雇用の場の確保等の観点から、指定管理者に応募できる団体は、原則として、市内に本店、本部等を有するものとする。ただし、当該業務を行うものがない場合又は施設の管理運営上、市内以外の団体の参入が効果的であると認められる場合は、市内に支店若しくは支店に準ずる営業所等を有するものも応募対象とする」と。例えば、今のはるか夢球場、こういう面で行っているとの話であります。したがって、弘前市は最も大きいのは地元団体の育成、そして地域経済の活性化、この点を主にして、やはり市内本部、本店というふうにはっきり明記しています。

それで、八戸市なんですけれども、もう一度、八戸市の指定管理の選定基準につ

いてお尋ね申し上げます。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えをいたします。八戸市の事例ということでもあります。少しお待ちください。

八戸市におきましては、導入方針の中で、「市内団体（市内に本社、本部等を有している団体）に十分な業務遂行能力が認められ、かつ複数の団体による競争が確保されると見込まれる施設については、市内団体に限定して公募を行うもの」としております。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 それはきのうもありました。問題はその次なんですよ。次もお願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えをいたします。

ただいま御答弁いたしました事項の後にありますのは、「市内団体に限定せずに公募を行う場合は、市内に本社、本部等を有している団体に対し、各選定委員が加点するものとする」ということで記載されております。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 何でこの項目、きのう言わなかったんですか。これ、八戸市の指定管理者制度の導入方針にありますよね。何でこれ、きのう言っていないんですか。きのう言ったのは、ただ「市内団体（市内に本社、本部等を有している団体）に十分な遂行能力が認められ、かつ複数の団体による競争が確保されると見込まれる施設については、市内団体に限定して公募を行う」と。きのう、市民政策部長の説明もこれとまた違っていましたよね。きのう言ったのは、たしか競争——何か競争というふうなことを言ったんですよ。全然この導入方針の話をしていなかったでしょう。それでこの次に、「市内に限定せずに公募を行う場合は、市内に本社、本部等を有している団体に対し、各選定委員が加点するものとする」、そして「グループ申請の場合は、グループの代表となる団体の本社、本部等の所在地で判断するものとする」と。今まさしくスケート場等含めて、これが今検討している結果なんですよ。何できのう、この部分を言っていないんですか。全然違うでしょう、これで。答弁。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えいたします。

昨日、竹山委員のほうから御質疑のありましたのは、応募資格についてのお話でありましたので、私のほうからも応募資格のうち地元業者に関する取り扱いということで、限定をして御答弁をさせていただいたところでもあります。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 市民政策部長ね、ただ全く自分の都合のいいところだけ切り取っ

て答弁をする。それでいいんですか、これ。指定管理者制度導入方針ですよ。八戸市は、青森市と同じように平成17年3月策定、4月1日施行です。そして、平成17年6月改訂、平成20年2月改訂、そして平成25年3月改訂。このように策定以降3回改訂しています。

本市では平成24年6月、そして平成29年4月、2回改訂しています。改訂は、どういう点を改訂したのかお示してください。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えいたします。

まず、平成17年7月に導入基本方針を策定しております。それ以降、全部で9回の改訂を行っておりますが、9回とも御答弁すればよろしいでしょうか。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 市の指定管理者の導入方針を見れば2回になっていますよね、平成24年6月と平成29年4年とこれ2回載っていますよ、そういうふうにして改訂と。市民政策部長、おかしいでしょう、それ9回って。載っているのはこれ2回ですよ。2回ですよこれ。でしょう、2回ですよこれ。大体、市民政策部長ね、私が質疑するに当たって聞き取りに全く来ない。一番初め何を質疑しますかと言うので私が言ったのは、中小企業振興基本条例の趣旨を反映しているのか質疑しますと。その後1回も来ない、担当者が。何を質疑するんですかと。全くかみ合わないですよ、これでは。まだまだありますよ。答弁お願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えいたします。小倉委員のほうに、再質疑等のお話伺わなかったということにつきましては、今後注意したいと思います。

それで、2回改訂しているのではないかということについて、どの部分を指してお話しになっているのかわかりませんが、最新の改訂のお話をさせていただきますと、平成29年4月の改訂では、共同企業体の構成員の脱退等の取り扱いの規定につきまして、新設をさせていただいております。あと、選定基準に財務状況の審査項目として追加しております。あと、モニタリング時等における団体の財務状況の定期的な確認について追加しております。

以上でございます。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 先ほど市民政策部長は、確かに中小企業振興基本条例、この部分の昨年の6月の改訂によって、この工事及び物品の購入、そして役務費と、これを中小企業で市内本店のあるものとししました。確かに指定管理者については以前から——これは以前からですよ。以前から、市内に本店のあるものとなっているんですよ。総務部は一般質問において、中小企業振興基本条例等を踏まえて、工事の発注そして役務費、物品の購入そして委託業務、これもこの条例に沿って契約の手引を変えたとありました。

このように総務部では、昨年の6月の議員提案を踏まえて、しおりまで改訂している。なぜ市民政策部では——以前からですよ、以前から、市内本店のあるものというのを考慮しないで、市内事務所というふうにしているんですか。何で考えていなかったのか。以前からあったでしょう、これは。以前から、改訂前から中小企業振興基本条例では、指定管理者においては5年間なので、以前から、策定のとときから、これは市内に本店あるものとしているんですよ。その中で、総務部契約課のほうではそれを考慮しながら、平成29年度は、昨年の平成28年度の契約から市内本店のあるものとしているでしょう。

なぜ、市民政策部政策推進課ではこういう点を考慮しなかったのか。今まで改訂しているんでしょう、この指定管理者の導入方針。この点は検討していなかったんですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えをいたします。

先ほどもお話をいたしました、中小企業振興基本条例で指定管理者制度について定めておりますのは、第7条の第3号であります。第3号では「市内中小企業者の参入機会の増大に努めること」という規定になっております。先ほども御答弁いたしました、確かに市内の中小企業者に限定したものではありませんけれども、市内の中小企業者は参入できるような環境にしてあるということで先ほど答弁させていただいたところであります。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 青森市は中小企業者に冷たい政策を行うんですか。総務部契約課はこの条例の趣旨を踏まえて契約の手引まで変更している。なぜ、市民政策部はこの指定管理者——5年間ですよ、5年間。この5年間のものをそのような考えを持つのか。

それでは、引き続き八戸市の指定管理者導入方針についてお尋ねします。

先ほどありました、まず、「市内団体に限定せずに公募を行う場合は、市内に本社、本部等を有している団体に対し、各選定委員が加点するものとする」とある。これが第1項。そのほかに第2項、第3項とあります、導入方針。これについて答弁お願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えをいたします。

八戸市の導入方針の第2項というのは②となっておりますが、「当該施設における障害者雇用計画があること。障害者雇用の機会拡大を図るため、当該施設における雇用計画がある団体に対し、各選定委員が加点するものとする」。③として、「地域貢献が認められること。協働のまちづくり推進の観点から、地域貢献が認められる団体に対し、各選定委員が加点するものとする」というふうに記載されております。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 このように、障害者の雇用のある計画、これには加点をする。そして、まちづくりの推進の観点から、地域貢献が認められる団体には、各選定委員が加点をする。あくまで事業所は市内に本店等、規制しない——市内に本店がある、本部がある事務所であるならば加点をする。このように明確になっています。これこそ中小企業振興基本条例等を踏まえた制度でしょう、これは。

なぜ青森市は、総務部契約課の方針と市民政策部のこの方針が違っているのか。今まで何回も改訂、改正しているならば、他都市の例を見て、こういうのは変更するのは当然でしょう、これ。青森県内——きのう、市民政策部長も答弁ありました。このように規定しているのは、弘前市と八戸市、そして本市青森市、この3市なんです。なぜこの3市の中で、このように差が出てくるのか。私は、決して今回の点でも中央の業者を排除しようとかではないんです。このようなやり方で限定することができる。これは実際にやっているんですよ、これ。東北で、例えば盛岡市もそうです。市内に本店・本部には加点します。秋田市は、この株式会社秋田東北ダイケンさん、秋田市内だけではなく秋田県をほぼ網羅しているとお話がありました。秋田市は規制がないんですよ、全くない。もともと株式会社秋田東北ダイケンさんは、仙台市が本社でした。そして秋田市を本社にして、そして今、秋田市のほとんどの道の駅、温泉施設、コミュニティー施設を網羅している。きっとすばらしい業者なんでしょう。でも本来、その市町村がつくった施設の目的はそうであったのか。自分たちの地域の団体、業者ができるのであれば、当然やっていただきたいと思うはずであります。

まず、本市の青森市指定管理者導入基本方針「はじめに」にあります。「多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費節減を図ることを目的として」、いろいろ続く中で、「なお、指定管理者制度については、他自治体においても、その運用について適宜見直し等を行いながら取り組んでいるところであり、本市においてもより適切かつ効果的な制度運用を図るために、今後も、国からの制度運用に関する通知及び他自治体の動向等にも留意しつつ、必要に応じて本方針の見直しを図るものとする」とあります。

問題は、この指定管理者の募集の部分です。市民政策部長のお話では、この指定管理者の導入の趣旨は「公の施設の管理について、民間事業者の専門的な手法や経営ノウハウを活用することで住民サービスの向上と管理経費の縮減等を狙いとするものであることから、当然にして指定管理者の募集については、原則として、競争原理の働く公募によることとする」とあります。競争原理というのは、適正な競争原理と公平性の確保をすることから公募にすることなんです。総務部契約課の入札とは競争の意味が違っている。あくまで競争というのは、公募を1者だけではなくて、そのような募集において競争原理の働く公募にすると。したがって、あ

くまで契約課の競争のための競争とは違うんです。公募で間口をいろんなものを広げます。そのかわりその市町村においては、さまざま入り口の部分で市の導入方針を考えていく。これが指定管理者制度です。

例えば他都市、大きな政令都市で言います。北九州市は、期待できる効果として、民間事業者のノウハウを活用することにより管理経費が縮減でき、その結果として利用料金が下がる。利用者の満足度を上げ、より多くの利用者を確保するために民間事業者の発想を取り入れることにより、利用者へのサービスが向上することを図るとあります。そして、この「指定管理者制度の導入、運用等」には、当然、「透明性、競争性の確保」とあります。その「競争性による管理」という部分で、「指定管理者の募集に当たっては、競争性を発揮し、民間のノウハウを十分に引き出すためにも、複数の団体からの応募がなされるための工夫が必要である。一方で、本市の契約制度にも見られるように、地元団体の育成により、地域経済を活性化する観点から、競争性の確保とバランスを取りながら、地元団体に対して一定の配慮を行っていく」とあります。これには、「選定で僅差となった場合、地元業者を選定するために加点を行う」。そして、「再委託に当たっては、原則として地元企業へ優先発注を行う」と。また、「地元企業優先発注について」には、「本市経済の振興と地元企業の育成の観点から、再委託については地元企業に優先的に発注することとする。ただし、地元企業に履行可能な業者がない。地元企業に限定することで、履行可能な業者が限られ競争性がない等の一定の理由がある場合は、地元企業優先発注の例外とし、市外企業に発注することを認める」と。それで、この部分です。『「地元企業」とは」とあります。「市内企業：本社又は本店が市内にある事業者」、そして「準市内企業：市内にある支店、営業所等の長等に契約に関する権限を委任している事業者」。私は、今回の議員提案の中小企業振興基本条例には、「本市に本店又は主なる事務所」とあります。それはまさしく、この「市内にある支店、営業所等の長等に契約に関する権限を委任している事業者」、これが大きいと思います。単なる営業所ではない、契約ができるものがある事業所。これは当然、地元で税金、雇用等含めていろんな意味で貢献している企業だと思うんです。この認識はどうでしょうか。市民政策部長でなければ、総務部でもいいですよ。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えいたします。

今、北九州市の事例を挙げての御質疑でありましたけれども、これまでも御答弁しておりますように、私どもの考え方といたしましては、指定管理者制度の趣旨等から市内に本店を有するものに限定をしないというのは、やはり競争性を確保したいということでありまして、この点につきましては、先ほど大矢委員の質疑の中で加藤総務部理事からもお話があったとおり、要は参加する事業者数が確保できない場合は順次拡大をされていくという考え方ですので、基本的には同じものだと思います。もちろん北九州市の考え方は考え方として、当然それぞれの背景等があったと

ということだと思っておりますが、現在私どもがここで御答弁できますのは、今現在の私どもの制度の考え方ということでありますので、御理解をいただければと思います。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今現在の考え方と。そうすれば、私ども議員提案の中小企業振興基本条例の捉え方が、総務部と全然ちがうでしょう、変更しましたよ、総務部は。それはじゃあ、あなたの考えなんですか。市の統一した考え方なんですか。総務部はもう契約の手引まで変更しているんですよ。そして、浪岡の花岡プラザ、花岡農村環境改善センター、平成 27 年度は、どちらも県外の業者でした。そして平成 28 年度、市内本店にしました。これも契約の手引によって。そして契約がなされ、競争性も担保され、さらに——さらにですよ、契約の金額も安価な金額で契約できた。私どもが求めた中小企業振興基本条例というのは、この 230 万円、60 万円——この秋田東北ダイケンさんは、60 万円の金額に清掃の委託として参入していました。私どもが条例で求めたのは、60 万円とか 230 万円とか、このような細かいものを地元の企業にぜひ機会を与えてあげたい。これが私どもの思いなんですよ。なぜそれが——総務部では十分理解をさせていただいて、そういうふうに変えた。そして問題は、今回の指定のあり方にあるんです。これはまだ——先の話をしします。

次、横浜市。

なぜ、私がこのような北九州市とか横浜市のお話をするか。私もこれは何で北九州市、横浜市がどちらも地元企業育成というふうなのを行っているかと思ってお聞きをしました。そうしたら、北九州市は隣に福岡市がある、そして横浜市も東京都がある。そうすれば、我が青森市から見れば、このような大きな市と思いますけれども、やはりこのような大きいところは大きいところで、さらに大きいところが入ってくる。したがって、地元の企業、本社等にはインセンティブをつけているというお話でした。やはり地元企業を育成するには、そのような制度を持っていかなければいけないんです。

横浜市指定管理者制度運用ガイドラインに、「公募手続」、「公募方法」というのがあります。これも『横浜市中小企業振興基本条例』第 7 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、指定管理業務に携わる事業者の関連団体等へ積極的な情報提供を行うことなどにより、市内中小企業への参入機会の増大に努めなければならない。地域活性化のため、市内中小企業等の参入にあたっては、施設の特性を考慮しつつ、原則として、5%程度の加点を実施することとする」。市内中小企業者、これは規定があって、やはり市内に本店のあるもの、そして「地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体」とあります。そして、実績評価の次期選定への反映のために、「より良い管理運営を促すため、次期選定に際して現指定管理者が応募した場合、これまでの管理運営の実績を加減点評価として」とある。したがって、提案がそれを上回ったものには 10 点加点をする。そして、下回った場合には 5 点減点をする。このように、実績の評価の反映を行っている。やはり大きい

のは——いろいろ指定管理者を受けました。それが今の評価の形では、同類の実績がある、それだけで5点、10点の加点があります、前やっているだけで。でも、それが果たして本当に当初提案された内容であったのか。それ以上のものであれば加点をする。そしてそれ以下であれば減点をする。初めから同類の施設の管理実績があるというのではないんです。これがやはり開かれた制度でしょう。そのかわり、地元の団体には5%のインセンティブを行っている。こういうのが開かれた指定管理者の制度だと思うんですよ。

本市でもいろいろ、今回でもやはり提案によっては、いかななものかというものもあったはずであります。しかし、前にやっていたらそれだけで加点になっていく。全く果たしてその実績が提案どおりであったのか。その評価はされていない。今まで果たして市民政策部では、いろいろ——先ほどお話では9回改訂していると。こういうふうな内容等のあり方等について、検討したことはあったんですか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えいたします。これまでの導入基本方針の改訂ということであります。

まず、応募資格につきましては、平成17年度からこれまで基本的な考え方は変わっていないと思われまます。それから、その他、今、配点の仕方等についてのお話がありました。それはこれまでも御答弁しておりますけれども、私どものほうで見直したのは、例えば、金額を重視することなく全体の配点を下げたとか、そういうような見直しはしております。

以上でございます。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 まずそれでは、青森市の指定管理者制度についてお話をさせていただきます。

まず基本スケジュールとして、指定管理者制度の導入の適否、果たしてこれを指定管理者制度として導入すべきかどうか、これをまず4月に行う。そして、施設の設定条例の制定・改正。今、一番問題となっている、例えば事業所、そしてまた本店等の中小企業等の扱い、これをどう考えるか。これは6月の定例会で提案をしなければいけない。もう6月の時点で決まるわけですよ。そして、施設の設定条例制定・改定、これがまず6月の定例会に入って、募集要項の作成が7月、そして指定管理者の募集が8月から始まり、受け付けが9月まで。そして候補者の選定を10月に行う。そして審査をし、応募者に対して選定の結果を通知する。今、12月定例会では、指定議案、債務負担行為の議決を行う。議決をもって、指定の通知・告示、そして協定書、これは契約ではないので、あくまで指定管理は協定を行います。予算を3月定例会で決定をし、来年の4月から業務を行う。これが一連の流れであります。したがって、総務課で契約の手引を変えたのは昨年6月でした。条例の制定・改正、6月の定例会で改訂をした。

このとき、当然、委託業務等を含めて指定管理というのはさまざまな契約の案件が出てまいります。この点は、総務部契約課と当然協議をしたと思うんですけども、どのようなお話をしたんでしょうか。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えいたします。

ただいま小倉委員の質疑の中でお話のありました、導入基本方針の中に記載のある基本スケジュールのことで若干御説明をさせていただきますけれども、実はこれは制度導入の対応ということで、基本スケジュールについて記載したものではありませんが、この②の「施設設置条例の制定・改正」と申しますのは、例えば、新設の施設がある場合、募集要項の策定前に6月定例会で条例制定が必要だということでのスケジュールであります。あるいは、指定管理者による管理の実施のためには、条例の改正が必要になりますので、それを6月定例会にということでありまして、通常、もう既に指定管理者制度が導入されている施設につきましては、4月に導入の適否の後、すぐ募集要項の策定というふうなことであります。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 市民政策部長ね、当然それは議案に係るのでその前から検討しなければだめなんです。例えば、今の議会でこういうふうな議論をしている。仮に、今回の議案が否決になった際にはどうなるか。次点の候補にするのか、それとももう一度この期間で再公募を行うのか、もしくは直営で行っていくのか、当然この3つになってきますよ。仮に否決になった際に、同じような市内に営業所のあるものという要項では、同じ提案ではまた同じことが繰り返されますよ。総務部契約課のほうで、契約の手引の見直しをした時点で、当然これは政策推進課のほうでもこの議論をしなければだめだったでしょう。市民政策部長、答弁をお願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えいたします。

中小企業振興基本条例に基づきまして、契約の手引等が変わったということではありますが、その場合も基本的な考え方は、これまでも御答弁してありますとおり、私どもと基本的には考え方は変わらないのではないかと考えております。それは、まず第1に競争性が確保できる場合は、市内に本店を有するものだけで行う。できない場合は、事務所を有するもの。そしてさらに、そこでも競争性が確保できない場合は、市外業者も入れてという形で整理されているものと認識しております。私どもの場合は、まずは市内の中小企業者に限定しないで、その——お話をさせていただければ、第2段階ということになるかと思っておりますけれども——競争性を確保するために、市内に事務所を有する事業者ということで拡大をしているということでもあります。

なぜ拡大をしているかということに関しましては、これは長谷川議員の一般質問でも状況をお話ししておりますけれども、現在、指定議案を提案している分も含め

て171施設の指定管理者導入施設がありますが、そのうち実際に複数の応募があったのは今のところ33施設という状況ですので、それを踏まえて競争性の確保のため、市内に事務所を有する事業者ということでさせていただいているところであります。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 市民政策部長ね、別に指定管理者は当然、例えば町内会の集会所、うちほうで言えば部落の集会所等々は、その地域でみんなやるんですよ。そうすればそれ——当たり前ですよ、競争性も何もあったもんでないですよ、それは。そうでないんです、言っているのは。

なぜ今回初めて県外の、これが——私、総務部のほうで変更した、主たる営業所、契約のできる者のいるもの、契約のできるもの。例えば、そうすればその事務所には取締役がいる、それなりの人も配置をしている、それなりの事務所として納税もしている。そういうところが仮に県外であっても、青森市内にそのような事務所を構えている。それは中小企業振興基本条例でも、主たる事務所という形で載っているでしょう。それで、何で今回このように言うのか。やはり、例えば契約後、資材・物品の購入、中央の県外業者では当然自社の系列から物品の購入をする、これは当然ですよ。そうでなければコストを下げられない。当然自社から購入をする、そしてコストを下げていく。それなのでそういうふうな提案ができるんです。それでは青森市内にお金の対流がない、資金の対流がないんです。例えば、公園の管理でもこのような系列であれば、系列からみんな買います。草刈り機1本でもやっぱり系列から買います、それが系列ですよ。そうすれば、青森市内に落ちるお金が5年間どうなりますか。今回の株式会社秋田東北ダイケンさんは、青森市にも営業所はあります。それが契約のできる者であれば、そうすれば、私はまだこの中小企業振興基本条例の市内に本店または主たる営業所——主たる営業所というのは、北九州市でもそうですけれども、契約のできる者なんです。それはそれ相応の納税、そして職員の配置を行っている。こういう点を考慮しなければ、ただ市民政策部長の言う競争性、この1点では全く納得ができません。

それでは契約についての認識をお伺いします。総務部にお伺いしたい。

入札の物品、そして業務委託等、この点について契約の手引を変えた。これは当然、市内本店——まあ、今回の花岡農村環境改善センター、そして花岡プラザ等においてもそのように契約は変わっています。まず、総務部契約課の契約の認識、中小企業振興基本条例における認識についてお尋ねを申し上げます。

○木下靖委員長 答弁を求めます。加藤総務部理事。

○加藤文男総務部理事 中小企業振興基本条例の契約の部分の認識であります、先ほど来、小倉委員がお話しされているとおり、第4条第3項の中で市内本店について規定はしております。それもその予算の範囲内、あるいは競争性・公平性が確保されるという部分を前提に置きつつの、市内本店の参入機会、受注機会の確保と

いうことで捉えております。そしてちょっと訂正させていただければ、先ほど来、契約の手引の話をされておりますが、改訂時期は実は条例改正の若干前になります。一般質問で御答弁させていただいたのは、結果として今は、建築事業等、物品購入、委託料も含めて、統一した市内の本店のある業者に優先的というふうに制度を運用しているということで御答弁させていただいております。

したがって、先ほど御質疑のあった中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえて、契約としては運用しておりますし、指定管理者制度そのものも先ほど市民政策部長が答弁しているように、契約課だから違うとかそういうことではないと認識しております。

以上でございます。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今のお話を伺いしても、やはり市としても当然共通の認識であると私は思うんですね。それがなぜこういうふうになっているのか。

まず、今回の健康の森花岡プラザの指定管理者の募集要項についてお尋ねをします。19項目あります。このうち自動配点、これは何項目か。そして、選定評価委員会での評価項目、これは何点なのか。ここから簡潔にお願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 お答えいたします。今、花岡プラザ等3施設の評価に当たっての項目数ですが、今19項目とおっしゃいましたけれども18項目が正解であります。

それで、18項目中、いわゆる自動採点といいますか、委員の皆さんがそれぞれ判断をして点数をつけるんじゃないかと、あらかじめ決めた方法で採点する方法、これを自動採点と言わせてもらいますと、自動採点項目は「同種の施設管理業務の実績」、「財務の健全性」、「地元雇用への配慮」、それから「職員の雇用・労働条件について」、「収支計画」の5項目になります。それ以外の13項目につきましては、委員の皆様がそれぞれ判断して点数をつける項目になっております。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 それでは、A者、B者とあります——まあこれ、浪岡地区では公募した段階で、まず株式会社アップルヒル、そして同じく中世の館等の指定管理を受けている特定非営利活動法人NPO 娑婆羅凡人舎、そして青森市浪岡地域交流施設「あびねす」の指定管理を受けている浪岡商協、この3者がやはり公募に当たって意欲を示した。しかし、説明会等に行く中でやっぱり一本化すべきであると。そういうのでみんな話して、じゃあやっぱり西山公園等いろいろ含めれば、株式会社アップルヒルだろうと。それで、株式会社アップルヒル1本で地元でいろいろ検討した結果がありました。したがって、浪岡の人はほとんどこれを知っている、このもう1者の応募者というのは。それでいっても、自動採点と、そして選定評価委員会の評価した項目、5項目と13項目。これはA者、B者——A者が株式会社

アップルヒル、そしてB者が株式会社秋田東北ダイケンさんになっていますけれども、このまず自動採点の部分をお願いします。

○木下靖委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○相馬紳一郎浪岡事務所副所長 お答えいたします。

自動採点の評価項目は5項目であります。そのうち……（「合計でいいです」と呼ぶ者あり）いいですか。指定管理者候補者となられた株式会社秋田東北ダイケン様においては、43.35点。他の1者につきましては、36.19点となっております。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 今回のこの指定管理者の採点において、やはり109.92対109.45、0.47点の差でした。しかし、今のお話で、この自動採点——選定評価委員会が評価する前の採点、これではほぼ6.8点差がついている。この自動採点というのは、例えばこの施設の実績があるのかどうか、そして収支報告の部分、このような配点です。そうしますと、果たして——私、一般質問でも言いましたけれども、花岡公園の管理の実績、これはもとの中学校の校庭の松の木と、そして桜の木の薬剤散布だけなんです。花岡公園の桜の木の薬剤散布が年に2回か3回、もしくはあと芝刈りをしている。そして花岡農村環境改善センター、130万円。人も常駐していない。全部、花岡プラザの兼務です。年間の利用者が2700人、少ない月は50人もいない。これが管理実績として、これも自動採点で変わってくる。

そして、最も今回の問題の大きな点が、何度も申しますけれども、この委託業務は、平成27年度は清掃の業務を行っていた。しかし——60万円ですよ、これも60万円。それが、平成29年度——今年度は、平成28年度の契約の手引の変更によって、市内中小企業者ということによって、県外の業者で指名はされなかった。しかし、提案書では自社が清掃を行う。これによって、280万円という経営収支の部分が、自社で行うことによってこれが削られ、この点が最も経営の点として大きくなっている。この点が、私はやはり問題がある。ただ中央だからというのではなくて、今回の採点に当たって、指名されなかった業務を自分たちが自社で清掃を行うということで、経費の部分でその280万円を引いて、この点が大きく左右する。これが評価委員会が評価をする点数として13項目ありますけれども、やはり自動採点、初めから決まっているこの項目、この配点が非常に大きい。こういう点の見直しは、果たして今まで行われてきたのか。私は、一切こういう項目、配点は変わっていないのではないかと思います。

そういう点を考えても、本市では指定管理者の指定の手続きがあり、期間は5年間です。仮に、来年度以降、中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、方針、要項を改正して市内に本社とすると変えても、今回の指定管理者の指定となったこの者が決定をすれば、これから5年間はこの者が指定管理として業務を行っていくんです。その者は、清掃業務において市内業者ではないということで、指名されなかった。それが、その点数を多く加点することによって、これから5年間行っていく。単年

度でしたら、あくまで来年度の契約ということで、これは来年度見直ししますでいいんでしょうけれども、これから5年間行っていく。やはり中小企業振興基本条例がある以上、初めての県外の業者であり、そして今回の中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえれば、私はやはりなじまないと思います。

そこで質疑します。

健康の森花岡プラザ等の指定管理者の指定に、株式会社秋田東北ダイケンと株式会社アップルヒルの2者が公募に参加し、青森市で初めて県外業者である株式会社秋田東北ダイケンが指名されました。議員提案である中小企業振興基本条例を踏まえれば、適切な取り扱いであったとは言いがたいと思いますが、この点についてお尋ねを申し上げます。

○木下靖委員長 答弁を求めます。市民政策部長。

○福井正樹市民政策部長 再質疑にお答えいたします。

これまでの御答弁の中で、私どもの現在の導入基本方針の考え方、もしくは条例に対する私どもの取り扱いの考え方は御説明しているところであります。

今定例会、一般質問あるいは予算特別委員会を通じまして、さまざまな議員の皆様から指定管理者制度について御意見をいただいております。今現在、議案を提案している立場でありますので、余り現在の基本方針の見直しに言及するということができないというところについては御理解をいただけるかと思いますが、竹山委員にも御答弁をしておりますけれども、今後に向けては、他市の事例等を踏まえながら研究してまいりたいと考えております。

○木下靖委員長 小倉委員。

○小倉尚裕委員 やはり今回の議案は、今後ではない、やっぱり今なんです。それはなぜか。契約案件ではない、これは協定なんです。契約案件は、あくまで単年度、その都度の契約です。しかし、指定管理者は協定であります。青森市は——他市は、一番初めの導入は3年、そして次の指定管理からは5年となっています。そういう点を踏まえれば、やはり今回の指定管理者の導入、見直しを考えるとありますけれども、これは5年間の協定であるということ、今回の制度のあり方、そして中小企業振興基本条例等を踏まえているのかというのを考えれば、全く総務部そして市民政策部の考え方には隔たりがあったとしか私は思えない。

したがって、今回の条例等を踏まえれば、この議案については私は反対せざるを得ないということを申し上げ、終わります。

○木下靖委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、議案第160号「平成29年度青森市一般会計補正予算」から議案第176号「平成29年度青森市幸畑財産区特別会計補正予算」まで及び議案第210号

「平成 29 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 220 号「平成 29 年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計 28 件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木下靖委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、議案第 160 号「平成 29 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 176 号「平成 29 年度青森市幸畑財産区特別会計補正予算」まで及び議案第 210 号「平成 29 年度青森市一般会計補正予算」から議案第 220 号「平成 29 年度青森市自動車運送事業会計補正予算」までの計 28 件についてお諮りいたします。

議案第 160 号から議案第 176 号まで及び議案第 210 号から議案第 220 号までの計 28 件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○木下靖委員長 山脇智委員、何号に御異議がありますか。

○山脇智委員 議案第 161 号「平成 29 年度青森市競輪事業特別会計補正予算」に異議があります。

○木下靖委員長 ほかに御異議ありませんか。

それでは、まず、議案第 161 号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 161 号については、原案のおとり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木下靖委員長 起立多数であります。

よって、議案第 161 号については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第 161 号を除く各案件については、原案のおとり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木下靖委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 161 号を除く各案件については、原案のおとり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆さんには、2 日間にわたり終始熱心に審査をいただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

午後 2 時 38 分閉会